

令和7年2月定例会

# 環境農林水産常任委員会会議録

令和7年3月11日～12日・14日

場 所 第4委員会室



令和7年3月11日(火曜日)

○閉会中の継続審査について

午前10時2分開会

出席委員(8人)

会議に付託された議案等

- 議案第1号 令和7年度宮崎県一般会計予算
- 議案第6号 令和7年度宮崎県山林基本財産特別会計予算
- 議案第7号 令和7年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算
- 議案第8号 令和7年度宮崎県林業改善資金特別会計予算
- 議案第12号 令和7年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 議案第21号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第22号 宮崎県漁港管理条例の一部を改正する条例
- 議案第34号 公の施設に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第40号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第45号 みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第46号 宮崎県公害紛争処理条例の一部を改正する条例
- 議案第51号 林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について
- 議案第52号 農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について

委員 長	内 田 理 佐
副 委 員 長	永 山 敏 郎
委 員	中 野 一 則
委 員	日 高 博 之
委 員	佐 藤 雅 洋
委 員	荒 神 稔
委 員	工 藤 隆 久
委 員	脇 谷 のりこ

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境森林部

環 境 森 林 部 長	長 倉 佐 知 子
環 境 森 林 部 次 長 ( 総 括 )	田 代 暢 明
環 境 森 林 部 次 長 ( 技 術 担 当 )	松 井 健 太 郎
環 境 森 林 課 長	壺 岐 さ お り
再 造 林 推 進 室 長	永 田 誠 朗
環 境 管 理 課 長	落 合 克 紀
循 環 社 会 推 進 課 長	長 友 和 也
自 然 環 境 課 長	川 畑 昭 一
森 林 経 営 課 長	松 永 雅 春
山 村 ・ 木 材 振 興 課 長	二 見 茂
み や ざ き ス ギ 活 用 推 進 室 長	笹 山 寿 樹
工 事 検 査 監	宮 川 美 品
林 業 技 術 セ ン タ ー 所 長	池 田 孝 行
木 材 利 用 技 術 セ ン タ ー 所 長	上 野 清 文

○その他報告事項

- ・令和7年度環境森林部組織改正案について
- ・令和7年度農政水産部組織改正案について

事務局職員出席者

議事課主任主事 増村 竜史  
議事課主任主事 青野 奈月

午前10時5分再開

○内田委員長 それでは、ただいまから環境農  
林水産常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてでありま  
す。

日程案につきましては、御覧のとおりであり  
ますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、そのように決定いた  
します。

次に、当初予算関連議案の審査方法について  
であります。

委員会審査の進め方について（案）を御覧く  
ださい。

まず、1、審査方針についてであります。

当初予算の審査に当たっては、重点事業・新  
規事業を中心に説明を求めることとし、併せて  
決算における指摘要望事項に係る対応状況につ  
いても説明を求めることとしております。

次に、2、当初予算関連議案等の審査につ  
いてであります。

農政水産部の審査につきましては、長時間に  
わたることが予想されますので、予算議案のみ  
班を分けて説明・質疑を行い、その後、特別議  
案の審査、報告事項等の説明を受けまして、最  
後に総括質疑を行いたいと存じます。

審査の進め方については以上であります  
が、このとおり進めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、そのように決定いた  
します。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時3分休憩

○内田委員長 それでは、委員会を再開いたし  
ます。

本日の委員会に1名の傍聴の申出がありまし  
たので、これを認めることといたしました。

傍聴される方をお願いいたします。傍聴人は、  
受付の際にお渡ししました「傍聴人の守るべき  
事項」にありますとおり、声を出したり拍手を  
したりすることはできません。当委員会の審査  
を円滑に進めるため、静かに傍聴してください。  
また、傍聴に関する指示には速やかに従って  
いただくようお願いいたします。

審査に入ります前に、皆様に御協力をお願い  
いたします。

本日で東日本大震災から14年を迎えました。

そこで、当委員会といたしまして、この震災  
で亡くなれた多くの方々の御冥福を祈り、ただ  
いまから黙祷をささげたいと存じます。

皆様の御起立をお願いいたします。

黙祷。

〔全員起立、黙祷〕

○内田委員長 お直りください。ありがとうご  
ざいました。

それでは、ただいまから審査に入ります。

本委員会を付託されました議案等について、  
部長の概要説明を求めます。

○長倉環境森林部長 資料の2ページの目次を御  
覧ください。

本日、御審議いただきます議案は、予算議案  
として、議案第1号外3件、特別議案として、  
議案第21号外5件であり、そのほか、その他報  
告事項が1件ございます。

3ページを御覧ください。

この表は、議案第1号をはじめとする4つの

予算議案に関する歳出予算を課別に集計したものでございます。

このうち、議案第1号の一般会計の予算額は、表の左から2列目、Aの欄の令和7年度当初予算額の上から2行目、一般会計の欄にありますように212億5,673万3,000円となっております。

また、議案第6号から議案第8号の特別会計の予算額は、表の中ほど、特別会計の欄にありますように12億4,048万9,000円となっております。

この結果、環境森林部の令和7年度当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせまして、表の1行目、環境森林部の欄にありますように、224億9,722万2,000円となり、令和6年度当初予算額と比較しますと、101.2%となっております。

4ページを御覧ください。

議案第1号関係の債務負担行為の追加が1件ございます。

森林経営課の令和7年度に、日本政策金融公庫が宮崎県林業公社に融資したことによって、損害を受けた場合の損失補償であり、これは、林業公社が第4期経営計画に基づいて、経営改善を図るため、現在の借入金残高の一部について、日本政策金融公庫からの低利の融資に借り換えることを予定しており、その借入れに対し損失補償をするものであります。

借入れの限度額は1億5,413万6,000円であります。

続きまして、5ページを御覧ください。

日本一挑戦プロジェクトについて御説明します。

今年度から本格展開を図っております3つの日本一挑戦プロジェクトのうち、資料中央の緑の枠で囲んだグリーン成長プロジェクトにつきましては、3つの取組の柱と方向性を掲げて取

り組んでおり、次の6ページには、令和7年度の主な関連事業について、他部局も併せた全体を掲載しておりますが、朱書き・網かけで示す新規・改善の取組を含め、プロジェクトをさらに推進していくこととしております。

7ページを御覧ください。

環境森林部における、グリーン成長プロジェクトの令和6年度の主な取組について御説明します。

1の「産学官と県民が一丸となって再造林に取り組む「宮崎モデル」の構築」につきましては、取組の後ろ盾となる宮崎県再造林推進条例を、昨年7月2日に公布・施行するとともに、同日に宮崎県再造林推進決起大会を開催し、林業関係者を中心に約500名の参加の下、再造林推進宣言を行うなど、機運醸成を図ったところであります。

また、森林所有者からの再造林の相談対応や伐採箇所の情報共有、伐採者と造林者の連携に向けた調整などを担う、地域再造林推進ネットワークを県内8地域に設立するとともに、若手林業者のアイデアを盛り込んだテレビCMや新聞・SNSによる広告など、様々な媒体を活用して、再造林の重要性やネットワークの周知を図っております。

さらに、省力・低コスト再造林に対して、県と市町村が連携して補助金のかさ上げを行い、森林所有者負担の軽減等を図るとともに、事業体の経営改善や作業員の待遇改善による担い手の確保のほか、県産材の需要拡大など、川上から川下まで総合的な取組を行いながら、森林資源の循環利用を推進しております。

主な成果指標としまして、1つ目の再造林率につきましては、プロジェクト開始時点の73%に対しまして、現況値は令和5年度実績の78%

になっており、2つ目のネットワーク加入事業体数は、目標の400事業体に対しまして、本年1月末時点で140事業体となっております。

2の「脱炭素経営の推進による産業部門の成長の実現」につきましては、企業の脱炭素経営を支援するため、事業活動に伴う温室効果ガスの排出量を見える化し、削減に向けた取組の伴走支援を行ったほか、セミナーの開催や設備の導入補助の実施により、企業の持続的な成長へとつながる事業活動への転換を図ったところであります。

主な成果指標の事業活動に伴う温室効果ガス排出量については、令和2年度実績の427万トンに対しまして、現況値は令和3年度実績の403万トンとなっております。

8ページを御覧ください。

環境森林部における、グリーン成長プロジェクト関連の令和7年度主要事業について御説明します。

1つ目の柱の、「産学官と県民が一丸となって再造林に取り組む「宮崎モデル」の構築」では、①～④の4つの視点で取り組んでまいります。

まず、①の「再造林の推進に向けた意識醸成と支援体制の充実」では、1つ目の新規事業で、森林の相続に係る相談体制の強化を、3つ目の新規事業で、再造林の妨げとなる灌木等の除去に対する支援等を行うこととしております。

また、②の「再造林を支える担い手・事業体の確保」では、1つ目の改善事業で、林業大学校における実践的な人材育成を、2つ目の改善事業で、林業現場の巡回指導や労働災害をなくすための各種研修等に取り組んでいくこととしております。

さらに、③の「林業採算性の向上を図る新技

術等の実装」では、1つ目の改善事業で、コンテナ苗の生産拡大を図るため、生産施設の整備や生産経費に対する支援などを行うこととしております。

最後に、④の「循環型林業に不可欠な県産材需要の拡大」では、1つ目の新規事業で、木材の魅力をPRできる拠点施設を整備するほか、2つ目の新規事業で、木材を活用したリノベーション等による木材需要の回復などに取り組むこととしております。

2つ目の柱の「脱炭素経営の推進による産業部門の成長の実現」では、事業所等への太陽光発電設備等の導入支援や、脱炭素経営の実現に向けた伴走支援等に引き続き取り組んでまいります。

グリーン成長プロジェクトは、今年度、条例の制定や地域ネットワークの立ち上げなど基盤を整えたところであり、令和7年度は2年目の正念場となりますので、関係者と連携しながら、目標達成に向けてしっかりと取り組んでまいります。

私からの説明は以上であります。

議案等の詳細につきましては、担当課長より御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○内田委員長** 部長の概要説明が終了いたしました。

これより議案の審査を行いますが、歳出予算の説明については、重点・新規事業を中心に簡潔に行い、併せて決算における指摘要望事項に係る対応状況についても、説明をお願いいたします。

それでは、予算議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了

した後にお願いいたします。

○**吉岐環境森林課長** 環境森林課の当初予算について御説明します。

常任委員会資料の9ページを御覧ください。

環境森林課の当初予算額は、表の左から2列目の令和7年度当初予算額の欄にありますように、一般会計で30億2,989万7,000円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明します。

10ページを御覧ください。

表の上から3番目、(目)環境保全費、(事項)地球温暖化防止対策費の4億2,735万6,000円であります。

説明及び事業名欄の5「ひなたゼロカーボン加速化事業」2億2,441万2,000円につきましては、住宅や事業所への太陽光発電設備や省エネ設備の導入等を支援することにより、脱炭素社会の実現に向けた温室効果ガスの排出削減を図るものであります。

表の一番下、(目)林業振興指導費、(事項)元気な森林・林業・山村づくり推進事業費の1,604万2,000円であります。

2の改善事業「森林で繋がる都市と地域の新価値創造人材育成事業」につきましては、地域の木材産業経営者等と木材を使う側の都市部企業等との人材の交流を図ることで、地域課題の解決や森林・木材の新たな価値を生み出す人材を育成することとしております。

次に、11ページを御覧ください。

表の下から2番目、(事項)森林の相続等相談対応費の新規事業につきましては、次のページからの資料にて御説明いたします。

12ページを御覧ください。

新規事業「森林の相続等相談対応事業」であります。

予算額は右上に記載のとおり、323万1,000円です。

事業の目的ですが、グリーン成長プロジェクトにより、昨年8つの森林組合単位で設立した地域再造林推進ネットワークにおいて、森林の相続等に係る相談体制の強化を図り、森林の集約化など、適正な森林経営につなげるものであります。

次のページの現状と課題を御覧ください。

ネットワークの事務局である森林組合では、森林の相続等に係る相談が持ち込まれるものの対応が困難であったり、経営意欲のある事業者が森林を集約する際に、手続が滞るといった状況が見られ、相続登記の問題が適正な森林経営への妨げとなっています。

このため、事業内容及び効果にありますとおり、行政書士会等と連携して、森林の相続等に関する相談会を県内3か所で開催し、そこで収集した事例の整理・分析を行うとともに、ネットワークにおける相談体制の構築に向けた検討を行うこととしております。

このことにより、森林の相続が進み、適正な森林経営へとつながっていくものと考えております。

続きまして、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況について御説明いたします。

14ページを御覧ください。

指摘要望事項につきましては、温室効果ガスの排出削減による脱炭素社会の実現に向けて、引き続き、省エネ・再エネにつながる支援事業に取り組みながら、県民や事業者の機運醸成を図ることという御指摘、御要望をいただいております。

このことにつきまして、環境森林部としては、脱炭素社会の実現に向けて、令和5年3月に第

四次宮崎県環境基本計画を一部改定し、2030年度の温室効果ガス削減目標を2013年度比で50%削減へと見直すとともに、その達成に向けたロードマップを新たに追加し、本県が目指す姿及び今後の取組を示したところです。

これらの取組を進めるためには、御指摘にもございましたように、機運醸成や行動変容を促進する必要がありますので、令和7年度においても、啓発イベント等による県民等へのプロモーション展開や、県内事業者を対象としたセミナーの開催、県民及び事業者の脱炭素の取組を取りまとめた行動ブックの配布による普及啓発などを通じて、機運醸成に取り組むこととしております。

また、太陽光発電設備や省エネ設備等の導入に対する支援などにも引き続き取り組んでまいります。

**○落合環境管理課長** 環境管理課の当初予算につきまして御説明いたします。

資料の15ページを御覧ください。

当課の当初予算の総額は、上の表の左から2列目の欄にありますように、一般会計で4億712万5,000円をお願いしております。

それでは、主な内容につきまして御説明いたします。

下の表の(目)環境保全費、上から2番目の(事項)大気保全費8,147万7,000円ですが、説明及び事業名欄の1、「大気汚染常時監視事業」5,394万4,000円は、大気汚染防止法に基づき、二酸化硫黄や光化学オキシダントなどの大気汚染物質を常時監視するものであります。

次に、その下の(事項)水質保全費8,093万3,000円ですが、7の「硫黄山河川白濁対策推進事業」4,085万4,000円は、硫黄山の火山活動に伴う河川の水質悪化に対して、水質改善

施設を効果的に管理・運用することにより、下流域の水質改善を図るものであります。

16ページへお進みください。

上から2番目の(事項)放射能測定調査費1,140万8,000円は、国からの委託を受けまして、モニタリングポストを用いた屋外の空間放射線量やゲルマニウム半導体検出器を用いた水道水、土壌などの放射能を調査するものであります。

次に、その3つ下の(事項)公害保健対策費1億949万2,000円ですが、これは、旧土呂久鉱山のヒ素による公害健康被害に係る経費で、1、公害健康被害補償対策費8,114万4,000円は、慢性ヒ素中毒症の認定患者の方々へ医療費や障害補償費などを給付するものであります。

2、健康観察検診費2,307万9,000円は、慢性ヒ素中毒症の認定患者や、土呂久地区居住者等の健康状態の観察、いわゆる土呂久検診を実施するものであります。

次に、一番下の(事項)合併処理浄化槽等普及促進費1億804万5,000円ですが、4の「浄化槽整備支援事業」8,941万9,000円は、生活排水処理率の向上を図るため、市町村が設置する合併処理浄化槽と単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽に転換する個人設置の浄化槽に補助するものであります。

なお、3の「浄化槽適正管理指導事業」については、次ページからの資料にて御説明いたします。

17ページを御覧ください。

継続事業「浄化槽適正管理指導事業」233万8,000円です。

事業の目的は、浄化槽設置者に浄化槽の適切な使用方法や維持管理について講習を行い、生活排水の適正処理による生活環境等の保全を図るとともに、浄化槽関係業者等の技術向上を図

り、浄化槽の適正管理を体系的に推進するものであります。

18ページの現状と課題を御覧ください。

浄化槽法第11条に基づき、浄化槽が正しく機能しているかを指定検査機関が年1回、水質検査などにより判定する11条検査につきましては、設置者講習会や研究集会の開催により、受検率が年々向上してきたところですが、近年、受検率の伸びが鈍化しているほか、検査によって不適正と判定される割合が約10%と高い状況です。

また、浄化槽に関する技術が日進月歩で進化する中で、最新の技術情報を提供することにより、浄化槽関係業者等を育成する必要もあります。

このため、事業内容及び効果にありますように、来年度以降も引き続き、設置者講習会や研究集会を開催し、浄化槽設置予定者や浄化槽関係業者等に、11条検査受検の重要性を含めた正しい知識や最新技術を学んでいただくこととしております。

これにより、浄化槽の適正管理を推進し、水環境の保全につなげてまいりたいと考えております。

**○長友循環社会推進課長** 循環社会推進課の当初予算について御説明いたします。

資料の19ページを御覧ください。

当課の当初予算の総額は、上の表の左から2列目の欄にありますように、一般会計で6億4,594万7,000円をお願いしております。

それでは、主な内容につきまして御説明いたします。

下の表の(目)環境保全費、(事項)一般廃棄物処理対策推進費4,678万9,000円であります。

主なものとしまして、説明及び事業名欄の2、「海岸漂着物等地域対策推進事業」2,283万

1,000円ではありますが、これは、国の補助金を活用しまして、市町村と連携した海岸漂着物発生抑制のための啓発や、市町村が実施する海岸漂着物の回収や処理への支援に加え、県内の海岸に漂着したごみの組成調査を行うものであります。

このうち、(2)の改善事業「海岸漂着物等発生抑制普及啓発事業」740万円につきましては、後ほど御説明いたします。

20ページへお進みください。

(事項)産業廃棄物処理対策推進費5億254万2,000円であります。

主なものとしまして、2、「産業廃棄物処理監視指導事業」の(2)「廃棄物不適正処理防止対策強化事業」8,850万5,000円ではありますが、これは、保健所等に廃棄物監視員を配置して、監視体制を強化することにより、不法投棄の未然防止、早期発見の徹底等を図るものであります。

5、産業廃棄物税基金積立金3億2,431万円につきましては、産業廃棄物税の税収等から徴税経費を除いた額を基金に積み立てるものであります。

6、「産業廃棄物処理業者情報サービスシステム管理事業」3,640万4,000円につきましては、産業廃棄物処理業者について、広く情報提供を行うために構築している情報サービスシステムの改善を行うものであります。

次に、(事項)廃棄物減量化・リサイクル推進費9,661万6,000円であります。

主なものとしまして、1、「循環型社会推進総合対策事業」の(2)「産業廃棄物リサイクル転換支援事業」6,050万円ではありますが、これは、産業廃棄物のリサイクルに積極的な事業者の取組を支援することにより、産業廃棄物の排

出抑制やリサイクル率の向上を図るとともに、みやざきリサイクル製品の消費者への認知度を高め、持続可能な循環型社会の確立を目指すものであります。

2、「宮崎県食品ロス削減推進計画」ステップアップ事業」1,774万7,000円につきましては、県内の食品ロスの実態を調査するとともに、市町村や民間企業の活動支援とみやざき食べきり宣言プロジェクトを実施することにより、県民の食品ロスへの認識を高め、一層の削減を図るものであります。

21ページを御覧ください。

改善事業「海岸漂着物等発生抑制普及啓発事業」、予算額は740万円であります。

事業の目的は、県民や事業者に対して、海岸漂着物が発生する仕組みや現状について、普及啓発することにより、発生抑制の取組への機運を高め、行動を促すものであります。

次のページの現状と課題を御覧ください。

本県で実施している海岸漂着物の実態調査では、生活系のごみとともに、漁具、苗木ポット、発泡スチロール製の包装材など、事業系のごみの漂着が確認されております。

これらのごみは、書かれている文字や劣化具合を見ますと、海外や県外由来の物よりも、県内由来の物の割合が高い傾向にあり、その多くは台風や大雨の際に河川を通じて漂流・漂着していると考えられます。

また、確認された海岸漂着物は、日頃から海岸管理者や市町村において計画的に回収されておりますが、予算には限りがあるため、発生そのものを抑制する対策が必要となっております。

そのため、事業内容及び効果にありますとおり、県民向けの啓発イベントを引き続き実施していくとともに、新たに事業者向けの啓発講座

や県民実践型講座として各地で開催されている清掃活動とコラボした啓発活動を行うこととしております。

これらの取組により、海岸漂着物の発生抑制に対する意識の向上を図るとともに、海岸清掃活動への積極的な参加を促し、海岸漂着物等の減少につなげていきたいと考えております。

続きまして、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況について御説明いたします。

23ページを御覧ください。

指摘要望につきましては、「山間地域の不法投棄対策について、より徹底した監視パトロールを実施するとともに、引き続き、原因者の速やかな特定と撤去等の適正な指導を行うこと」という御指摘、御要望をいただいております。

このことにつきまして、環境森林部としては、山間地域をはじめ県内の産業廃棄物の不法投棄等に対応するため、保健所に配置した廃棄物監視員による監視パトロールを行っております。

また、地域住民等の目がより行き届きにくい山間地域においては、不法投棄等に早期に対処できるよう、地域の森林路網に精通する森林組合へ監視パトロールを委託しているところです。

これらの監視パトロールにおいて不法投棄が発見された場合には、通報を受けた保健所において迅速に現地確認や調査を行うとともに、原因者の特定に努め、不法投棄廃棄物の除去、原状回復等を指導しております。

また、関係市町村や森林組合との情報連絡会議等により、情報の共有を図るとともに、不法投棄防止対策の検討、不法投棄発見時の連携確認なども行っております。

今後とも、森林組合等の協力も得ながら、山間地域での監視パトロールを強化し、不法投棄の発生抑制に努めるとともに、早期発見、原因

者に対する速やかな原状回復の指導など迅速に対応してまいります。

○川畑自然環境課長 自然環境課の当初予算について御説明いたします。

資料の24ページを御覧ください。

自然環境課の当初予算は、表の左から2列目の当初予算額の欄にありますように、一般会計で37億6,778万1,000円をお願いしております。

それでは、主なものについて説明いたします。25ページを御覧ください。

一番上の(目)環境保全費、(事項)自然保護対策費1,275万2,000円であります。

説明及び事業名欄の4、改善事業「特定外来生物等適正管理事業」は、県内で確認された特定外来生物等の生息域の拡大を防止し、生物多様性の保全を図るため、生態系への調査や注意喚起を促す広報活動などを実施するものであります。

次の(目)林業総務費、(事項)公共工物品質確保強化対策費1,422万5,000円であります。

これは、公共工事における適正な下請の契約の履行と公共工事の品質確保を目的に、宮崎県建設技術推進機構に委託して、施工体制監視チームによる現場点検を実施するものであります。

次の(目)林業振興指導費、(事項)荒廃溪流等流木流出防止対策事業費3,000万円であります。

1の改善事業「流木等総合対策事業」は、後ほど説明させていただきます。

一番下の(目)森林病虫害防除費、(事項)森林病虫害等防除事業費1億660万7,000円であります。

1の「松くい虫伐倒駆除事業」、2の「松くい虫薬剤防除事業」などの事業により、松くい

虫被害の拡大を防止するため、被害木の伐倒駆除やヘリコプターによる薬剤散布を行うものであります。

26ページを御覧ください。

(目)治山費、(事項)山地治山事業費21億9,277万4,000円であります。

これは、台風や集中豪雨により荒廃した山地を復旧するため、1の「復旧治山事業」や、災害を未然防止するための2の「予防治山事業」などを実施するものであります。

次の(事項)緊急治山事業費1億4,794万6,000円であります。

1の「災害関連緊急治山事業」は、新たに発生、拡大した荒廃山地を、当該災害発生年に緊急的に復旧整備するものであります。

一番下の(事項)保安林整備事業費3億4,019万9,000円であります。

1の「保安林改良事業」など松くい虫被害跡地や、水源涵養等の公益的機能が低下した保安林において、植栽や下刈り、除間伐等を実施するものであります。

27ページを御覧ください。

一番上の(事項)県単治山事業費7,458万2,000円と、次の(事項)県単補助治山事業費1億433万1,000円であります。

これらは、県や市町村において、国庫補助の対象とならない小規模な災害復旧や治山施設の維持管理等を行うものであります。

次の(目)狩猟費、(事項)鳥獣保護費4,487万1,000円であります。

これは、各市町村に配置する鳥獣保護管理員の報酬など、野生鳥獣の保護等に要する経費であります。

7の新規事業「死亡野鳥対応業務委託」は、職員が休日等に行う高病原性鳥インフルエンザ

の感染が疑われる死亡野鳥の回収等を外部委託することにより、職員の負担の軽減を図るものであります。

一番下の(事項)鳥獣管理費8,004万円であります。

4の「シカ捕獲等特別対策事業」は、指定管理鳥獣である鹿等の生息数管理のため、特に生息密度の高い鳥獣保護区等において、県が委託して捕獲を実施し、個体数の削減と農作物への被害軽減を目指すものであります。

28ページを御覧ください。

一番上の(事項)狩猟費1,104万6,000円あります。

これは、鳥獣の捕獲に必要な狩猟免許試験の実施や狩猟免許の更新、狩猟者登録等に要する経費等であります。

次に、(目)公園費、(事項)九州自然歩道管理事業費1,303万4,000円あります。

1の「九州自然歩道利用環境整備事業」は、ロングトレイルに知見のある民間団体に九州自然歩道の管理運営を委託し、管理台帳の作成や利用促進のための情報発信などを行うことで、九州自然歩道の利用を促進するものであります。

次に、(事項)自然公園等整備事業費1億8,498万9,000円あります。

1の「国立公園整備事業」、2の「国立公園整備支援事業」などにより、県や市町村が、国立公園、国定公園の老朽化した施設や歩道の整備等を行うものであります。

一番下の(目)林業災害復旧費、(事項)治山施設災害復旧費3億円あります。

これは、台風等により治山施設が被害を受けた場合の災害復旧に要する経費であります。

29ページを御覧ください。

改善事業「流木等総合対策事業」、予算額

3,000万円であります。

事業の目的は、異常な集中豪雨等により、溪流内に堆積した流木や人家裏の危険木等の撤去を行い、安心安全な県民生活の確保を図るものであります。

30ページの現状と課題を御覧ください。

これまで流木の処理はほとんど廃棄物として処理をしており、事業費に占める処理費や処理場までの運搬費の割合が高い状況にありました。

このため、事業の内容及び効果にありますとおり、今回、廃棄物として処理していたものを、一部、木質バイオマス燃料として利用することとし、その事業収益については事業費に還元し、これまで以上、ニーズに応えられるよう事業を改善したところです。

これらの改善によりまして、限られた予算内で多くの処理が可能となるほか、県内の木質バイオマス発電施設の安定稼働にも寄与したいと考えております。

○松永森林経営課長 森林経営課の当初予算について御説明いたします。

資料の31ページを御覧ください。

当課の当初予算額は、表の一番上の段、左から2列目の欄にありますように104億7,714万2,000円をお願いしております。

内訳は、その下の一般会計が101億5,820万2,000円、中ほどの特別会計が3億1,894万円あります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

32ページを御覧ください。

(目)林業振興指導費の一番上の(事項)森林計画樹立費7,526万7,000円あります。

これは、森林資源を把握するための空中写真の撮影や適正な伐採を指導するための伐採パト

ロールなどに要する経費であります。

33ページを御覧ください。

次の(目)造林費の一番上の(事項)森林整備事業費21億8,283万2,000円であります。

これは、森林所有者などが行う植栽や下刈り、除間伐などの森林整備を支援するものであります。

次に、中ほどの(事項)再造林対策事業費4億6,140万1,000円であります。

説明及び事業名欄にあります改善事業の2「コンテナ苗生産拡大支援事業」と新規事業の5「植栽未済地解消緊急対策事業」につきましては、後ほど説明させていただきます。

次の(事項)水を貯え、災害に強い森林づくり事業費5,410万円であります。

改善事業につきましては、後ほど説明させていただきます。

次の(事項)林業公社費7億7,309万9,000円あります。

1の貸付金は、一般社団法人宮崎県林業公社の円滑な運営を図るため、日本政策金融公庫等からの長期借入金の償還に必要な資金を公社に貸し付けるものであります。

次の(目)林道費の(事項)地方創生道整備推進交付金事業費13億7,193万4,000円あります。

これは、山村地域交通のネットワーク化及び森林整備に必要な林道網の開設などを行うものであります。

35ページを御覧ください。

次の(目)林業災害復旧費の一番上の(事項)林道災害復旧費37億5,165万2,000円あります。

これは、令和4～6年にかけて被災した林道災害の復旧と令和7年度における林道災害の発生に備えて予算を計上するものであります。

36ページを御覧ください。特別会計であります。

一番上の(目)基本財産造成費の(事項)県有林造成事業費7,159万8,000円あります。

これは、県有林で実施する間伐などに要する経費であります。

中ほどの(目)拡大造林事業費の(事項)県行造林造成事業費1億2,567万7,000円あります。

これは、県行造林の造成管理などに要する経費と立木売払いによる収益の一部を森林所有者等へ交付するものであります。

それでは、新規・改善事業について説明いたします。

37ページを御覧ください。

改善事業「コンテナ苗生産拡大支援事業」、予算額は2,125万円あります。

事業の目的は、再造林に必要なコンテナ苗の生産拡大を図るため、コンテナ苗の生産施設の整備や生産経費に対する支援を行うものです。

次のページの現状と課題を御覧ください。

再造林を効率的に進めるためには、活着がよく、通年での植栽が可能なコンテナ苗の安定供給が必要不可欠であります。茶色の棒グラフのとおり、年々増加していたコンテナ苗の生産量は頭打ちになっています。

この要因としては、コンテナ苗は畑で栽培する露地苗と比べて、ハウスなどの資材費や、写真のとおり、作業工程が多く人件費がかさむことや、散水など育苗等に技術を要するため、特に新規生産者の得苗率が低く、生産原価が高くなっていることなどにあると考えています。

このため、事業内容及び効果にありますとおり、①の事業では、育苗ハウスや散水施設などの生産施設の整備に要する経費を補助するとと

もに、②の事業では、採穂や育苗等の生産経費に対する支援として、生産開始3年以上の生産者には1本当たり5円以内、3年未満の生産者には1本当たり15円以内の補助を行うこととしています。

これにより、コンテナ苗の生産拡大、再造林の省力・低コスト化を図りたいと考えています。

39ページを御覧ください。

新規事業「植栽未済地解消緊急対策事業」、予算額は2,000万円であります。

事業の目的は、写真のように、過去に伐採され放置されている植栽未済地の再造林を進めるため、灌木等の除去に要する経費を支援するものです。

次のページの現状と課題を御覧ください。

植栽未済地面積は、令和4年度末で970ヘクタールと年々増加しており、解消に向けた取組が急務となっています。

このような中、植栽未済地には、林業採算性の高い森林も含まれており、再造林を推進する必要がありますが、植栽の妨げとなる灌木等が繁茂し、その除去に経費を要し、通常の植栽より経費がかさむことなどから放置されている状況にあります。

このため、事業内容及び効果にありますとおり、植栽未済地のうち、道から近いなど林業採算性の高い区域において、県内8地域に設置しております地域再造林推進ネットワークの会員である森林組合等が実施する灌木等の除去に対して補助を行うこととしています。

灌木等の除去後は、昨年創設しました県と市町村による地ごしらえ、植栽に対するかさ上げ事業により速やかな再造林につなげ、植栽未済地の解消と再造林率の向上を図りたいと考えています。

41ページを御覧ください。

改善事業「水を貯え、災害に強い森林づくり事業」、予算額は5,410万円であります。

事業の目的は、公益上重要な森林を対象に広葉樹の造林を進め、水源の涵養などの多面的機能を発揮する豊かな森林づくりを推進するものです。

次のページの現状と課題を御覧ください。

林業の適地においては、循環型林業の確立に向け、杉・ヒノキ等の植栽を進めていますが、奥地の森林などの条件不利地では、広葉樹の造林を推進し、公益的機能を持続的に発揮する森林づくりが求められています。

このような中、森林所有者の再造林意識が低下しており、特に広葉樹の造林は将来的に収益が見込めず、自己負担してまではできないなどの理由から進まない状況にあります。

また、広葉樹の造林後、保育作業が適切に行われない場合、灌木等が侵入し成林しない事例が見受けられています。

このため、事業内容及び効果にありますとおり、水源地等の上流域で放置された荒廃林地における広葉樹の造林や下刈り、除伐等の保育作業への補助を行うこととしています。

これにより、多面的機能を発揮する豊かな森林づくりを推進したいと考えています。

**○二見山村・木材振興課長** 資料43ページを御覧ください。

当課の令和7年度当初予算額は、左から2列目、当初予算額の欄にありますように41億6,933万円をお願いしております。

その内訳は、一般会計が32億4,778万1,000円、特別会計が9億2,154万9,000円であります。

それでは、主な事項について御説明いたします。

次のページを御覧ください。

(目) 林業振興指導費、(事項) 林業・木材産業構造改革事業費8,701万5,000円ですが、説明及び事業名欄1の県附帯事務費960万円は、市町村、事業実施主体に対する指導に要する経費など、4の森林整備加速化・林業再生基金返還金7,000万3,000円は、木質バイオマス発電施設整備に係る無利子資金融通について、事業主体から返納された資金を国庫に返還するものでございます。

次の(事項) 木材産業振興対策費24億1,954万2,000円ですが、1の木材産業等高度化推進資金の13億7,344万9,000円、2の木材産業振興対策資金の10億1,587万5,000円につきましては、素材生産や製品流通の合理化・効率化等に取り組むための融資を行うものでございます。

6の改善事業「林地残材流出防止・搬出促進事業」につきましては、後ほど御説明いたします。

次に、下から3段目の(事項) 木材需要拡大推進対策費1億7,095万円です。

1、2の改善事業「みやざき木のある暮らし促進事業」及び「みやざき木の空間・人づくり事業」、3、4の新規事業「次代の建築廃材縮減促進事業」及び「みやざき木の魅力発信事業」につきましては、後ほど御説明いたします。

45ページを御覧ください。

一番上の段の(事項) 林業担い手総合対策基金事業費1億2,343万5,000円です。

1の「再造林を担う新たな「ひなたのチカラ」確保事業」及び9の「ひなたのチカラ林業担い手確保育成推進事業」では、新たに造林事業を開始する事業体に対して資機材の整備及び造林事業に従事する新規就業者の継続雇用などを支援するものでございます。

4の改善事業「森林の仕事生き生き定着促進事業」、5の改善事業「安全・安心な林業の職場づくり対策事業」及び2段下の(事項) 林業担い手育成研修費1億2,090万4,000円、1の「「みやざき林業大学校」担い手育成総合研修事業」につきましては、後ほど御説明いたします。

次のページを御覧ください。

林業改善資金特別会計であります。

(目) 林業振興指導費、(事項) 林業・木材産業改善資金対策費9億2,154万9,000円ですが、これは、経営の改善や新たな生産方式を導入するための施設整備等に対する無利子の貸付金です。

47ページを御覧ください。

改善事業「森林の仕事生き生き定着促進事業」です。

予算額は2,128万6,000円です。

事業の目的ですが、「緑の雇用」研修修了者等の林業事業体への定着率を向上させ、キャリアアップを推進し、安全作業などの現場管理者となる熟練労働者へと誘導するものでございます。

次のページの現状と課題を御覧ください。

林業就業者の減少・高齢化が進む中、国においては、新規就業者の確保・育成を目的とした緑の雇用研修事業を実施しておりますが、研修修了後の4年目の定着率が低下しており、安全作業などの現場管理責任者となる熟練労働者の育成が課題となっております。

その下の事業内容及び効果を御覧ください。

「「緑の雇用」等定着促進事業」では、緑の雇用研修修了者などの継続雇用に取り組む事業体に対して助成金を交付します。

「週休2日制お試し事業」では、新たな取組

として、週休2日制の導入が進んでいない林業において、モデル的に週休2日を試行する事業体を支援し、生産性などに関するデータを収集し、普及につなげるものでございます。

「林業キャリアアップ支援事業」では、今年度新設された国家資格である林業技能士の受験費用を支援することで、作業員の地位の向上や安全作業に対する意識の向上などにつなげていくものでございます。

その効果としまして、「緑の雇用」研修修了者などの4年経過時点の定着率が改善され、さらには、安全作業などの現場管理者となる熟練労働者の育成につながるものと考えております。

続いて、49ページを御覧ください。

改善事業「安全・安心な林業の職場づくり対策事業」です。

予算額は687万4,000円です。

事業の目的ですが、林業事業体や労働者の安全意識の向上による労働災害の減少と、特殊健康診断の実施による振動障害の予防を目指すものであります。

次のページの現状と課題を御覧ください。

本県の令和5年の林業労働災害発生件数は67件で、うち3件は死亡災害となっております。

また、平成25年から令和4年までの死傷災害の約半数を、経験年数5年未満の労働者が占めております。

このため、労働安全の意識醸成と安全な作業手順の習得が必要となっております。

その下の事業内容及び効果を御覧ください。

「労働安全衛生管理体制整備事業」では、安全衛生指導員による現場巡回指導を実施し、「労働災害ゼロ対策強化事業」では、林材業労働災害防止大会の開催に加え、新たに経験年数5年未満の労働者を対象とした未熟練労働者研

修及び林業技能士の養成を目指す、伐木技能向上研修等を実施いたします。

「林業振動障害防止対策事業」では、雇用労働者や一人親方などに対する特殊健康診断の実施を支援することとしております。

これらの取組により、労働災害の減少につなげてまいりたいと考えております。

続いて、51ページを御覧ください。

改善事業「みやざき林業大学校」担い手育成総合研修事業」でございます。

予算額は1億2,090万4,000円です。

事業の目的ですが、みやざき林業大学校において、実践的な人材育成を総合的に行うため、研修に必要な施設整備等を行うとともに、本県林業・木材産業が求める人材に対応した各種研修会を実施するものでございます。

次のページの現状と課題を御覧ください。

本県の林業就業者は、長期的には減少傾向で高齢化が進んでおります。

また、林業・木材産業の成長産業化に必要なICT技術等を活用した最新技術の導入が遅れております。

そのため、担い手の確保及び経営の効率化・省力化を図ることができる人材の育成が急務となっております。

その下の事業内容及び効果を御覧ください。

現行の研修内容を見直し、長期課程では、ドローンの操作技術や知識を習得する研修、リーダーとしての人間力を備えた人材の育成研修を拡充し、経営高度化課程では、林業経営の効率化・省力化等を目的に、デジタル技術を活用し現場を変革できる林業DX人材の育成研修を追加いたします。

これらの取組により、林業・木材産業が求める人材の育成につなげてまいりたいと考えてお

ります。

続いて、53ページを御覧ください。

改善事業「林地残材流出防止・搬出促進事業」、予算額は1,735万円であります。

事業の目的ですが、伐採後に林地に残された短尺材・枝条などは、豪雨等により道路等に流出するなど、災害につながるおそれがあるため、地域協議会を通して運搬搬出し、山林の安全を確保する取組を支援するものでございます。

次のページの現状と課題を御覧ください。

伐採跡地から搬出すると作業効率の悪さから、そのほとんどが赤字となってしまう林地残材は、流出すると災害につながるおそれがあるため、依然として、伐採が行われた地域の課題となっており、その課題解決に取り組む地域協議会の活動の支障となっております。

このため、地域協議会が林地残材を回収しやすい環境を整え、伐採時から林地残材を搬出できるような仕組みづくりが急務となっております。

その下の事業内容及び効果を御覧ください。

①の「伐採跡地林地残材搬出促進事業」では、伐採跡地の林地残材を林地から搬出して活用する場合、残材を粉砕するチップーなどの機械の回送費や運搬費などに要する経費を定額で支援します。

②の「皆伐時林地残材搬出促進事業」では、地域協議会の運営費並びに①の「伐採跡地林地残材搬出促進事業」と併せ、その近接地において、伐採跡地に残材を残さない対策として、立木と林地残材を林地から搬出して活用する場合、運搬などに要する経費を定額で支援します。

これらの取組により、林地残材の削減や流出防止を図ってまいります。

続いて、55ページを御覧ください。

改善事業「みやざき木のある暮らし促進事業」、予算額は2,797万円であります。

事業の目的ですが、県民の皆さんに木のよさや県産材を利用することの意義を理解していただくため、木育の推進とともに、みやざき材の家づくりへの普及啓発を行い、県産材需要の拡大を図るものでございます。

次のページの現状と課題を御覧ください。

グリーン成長プロジェクトの取組では、条例を施行し、県民を挙げての再造林や木材利用の機運を高める取組を進めているところですが、本県が杉素材生産日本一であることや、県産材を利用することの意義などについての理解は、まだまだ浸透しているとは言い難い状況にあると考えております。

このため、木材利用促進条例にも掲げられた木育をはじめ、木のよさや県産材を利用することの意義に対する理解を促す取組を、さらに進める必要がございます。

その下の事業内容及び効果を御覧ください。

①の「みやざき木づかい普及啓発事業」では、みやざき木づかい県民会議による木づかい運動に加え、スマートフォンなどを活用した情報発信のデジタル化に取り組んでまいります。

また、②の「みやざき木育推進事業」では、県民会議の木育ネットワーク部会員が行う木育活動に加え、新たに小学生などを対象に、発育過程に合わせた木育教材の開発などに取り組んでまいります。

③の「みやざき材の家づくり普及促進事業」では、新たに、県産材を活用した家づくりに取り組む工務店などによるネットワークを構築し、ネットワーク会員が開催する見学会やPR活動に要する経費の支援などを通して、県産材での家づくりを促進してまいります。

これらの取組により、県民の県産材利用に対する意識の向上及び県産材の需要拡大を図ってまいります。

続いて、57ページを御覧ください。

改善事業「みやざき木の空間・人づくり事業」、予算額は1,281万3,000円であります。

事業の目的ですが、新たに設立されたみやざき木の建築推進協議会の支援を通じて、木造建築を担う建築士「みやざき木造マイスター」を養成し、民間建築物における木造化・木質化の推進を図るものでございます。

次のページの現状と課題を御覧ください。

木材需要が低迷していることから、非住宅分野での木造化などを推進していく必要があります。

県では、これまで、木造塾において、31名の木造マイスターを養成するとともに、昨年9月には、みやざき木の建築推進協議会が発足したところではありますが、住宅以外の木造建築に携わる機会は、まだ限られていることから、実践力の維持・向上に対し、懸念する声が寄せられております。

また、来月から建築基準法などが改正され、構造計算に不可欠な構造材の格付が必要となりますが、県内の機械等級区分によるJAS認証材を製材できる工場は、6社にとどまっている状況にあります。

このため、非住宅の木造化の推進に向けては、協議会の取組の後押しや木造マイスターのスキルアップ、製材工場におけるJAS認証の取得促進などの取組が必要であります。

その下の事業内容及び効果を御覧ください。

①の「みやざき木の空間づくり事業」では、木造設計の提案や宣伝、相談窓口などの業務を円滑に進めていけるよう、みやざき木の建築推

進協議会の活動経費の支援を行います。

また、②の「みやざき木の人づくり事業」では、カリキュラムを充実させたみやざき木造塾の開催などにより、木造マイスターのスキルアップなどに取り組むこととしております。

③の「JAS認証材普及促進事業」では、今後、構造材の格付を示すJAS認証材の重要性がさらに高まることから、認証の新規取得に要する経費を支援します。

④の「非住宅木造設計支援事業」では、みやざき木造マイスターなどによる非住宅木造建築物の設計に要する経費を支援いたします。

これらの取組により、民間非住宅分野における木造化・木質化の推進を図ってまいります。

続いて、59ページを御覧ください。

新規事業「次代の建築廃材縮減促進事業」、予算額は2,689万9,000円であります。

事業の目的ですが、既存の建物を取り壊すことなく、県産材を活用し、リノベーションなどによる再利用及び非木造になりがちな市街地での木造化を進め、木材需要の回復や将来的に解体される瓦礫類の発生を縮減するものでございます。

次のページの現状と課題を御覧ください。

木材需要の停滞により、中小の製材工場が閉鎖に追い込まれるなど、木材産業は危機的な状況にございます。

また、全国的に空き家など、使われずに老朽化していく建築物が増えるとともに、解体に伴う産業廃棄物の瓦礫類は増加傾向にあります。

このため、早期の木材需要の喚起や、最終処分場における処分量の縮減が求められております。

その下の事業内容及び効果を御覧ください。

①の「既存建築物改修支援事業」では、県産

材を使った空き家等のリノベーションなどの改修に要する経費を支援します。

②の「木造化支援事業」では、市街地において、県産材のPR活動を行うことを条件に、瓦礫の出にくい木材を使った非住宅の建築に要する経費を支援します。

これらの取組により、本県の木材需要の喚起及び産業廃棄物の排出抑制を図ってまいります。

続いて、61ページを御覧ください。

新規事業「みやざき木の魅力発信事業」、予算額は3,013万円であります。

事業の目的ですが、この事業は、県民の皆様が杉をはじめ、木材に五感で触れ、心地よさなどを体感でき、木材の魅力をPRできる拠点施設を整備・支援し、県産材需要の拡大を図るものであります。

次のページの現状と課題を御覧ください。

条例の施行やグリーン成長プロジェクトの取組により、再生林の機運は高まりつつありますが、循環型林業に不可欠な出口対策としての県産材利用への理解など、啓発は、まだまだ進んでいない状況にあります。

このため、木材を利用することのよさなど、魅力を発信し、県民の皆様への意識づけを行うことで、県産材の利用を進め、森林資源の循環利用を図る必要があります。

その下の事業内容及び効果を御覧ください。

左の「みやざき木の魅力発信事業」では、県庁内に、県産材の魅力展示スペースを開設し、動画等も活用して情報発信を行うこととしております。

右の「みやざき材活用施設設置支援事業」では、県内において、PR効果が高い商業施設等の内装木質化や、調度品の導入などに係る経費を支援することとしております。

これらの取組により、県民の皆様には木材利用の普及啓発を図り、県産材の需要拡大を進めてまいります。

○内田委員長 執行部の説明が終了いたしました。

予算議案について質疑はありませんか。

○佐藤委員 資料13ページの「森林の相続等相談対応事業」について、現状と課題に「森林所有者から地域再生林推進ネットワークへ森林の相続に関する相談が持ち込まれるものの、相談に対応するための知見がない」とありますが、もう少し詳しく教えてください。

○永田再生林推進室長 知見がないという部分については、相続登記とかに関して、法律的な部分の相談があったりすると対応ができていないということ聞いております。ただ、評価とかそういったものであれば、森林組合でも対応ができていう現状にあります。

○佐藤委員 相続の相談に来て、土地を森林組合に面倒を見てもらうというような相談もあろうかと思うんですけども、国土調査の終わっているところと終わっていないところで、境界の明確化がされていないような状況も多々あると思うんです。その中で、県内一様に同じ体制で対応できるのかと思ったんですが、そのあたりはいかがですか。

○永田再生林推進室長 この相談対応につきましては、様々な相談対応を想定しております。境界がはっきりしているところの相談であれば、相続、売買の部分とかまで相談が来ると思うんですけども、境界がはっきりしていない部分につきましては、まず、その境界確認というのが前提になってくるかと思えます。

相談の内容が多岐にわたるので、そういった事例を収集しまして、ネットワークとして対応

できるようにしていきたいと考えております。

○佐藤委員 そのあたりをしっかりとやっていただきたいと思います。

○荒神委員 ただいまの関連で、予算としては323万円余の予算で、相談会を3か所開催するというですけれども、これはどういう方法で、どのような時期に開催するのか、具体的に教えてもらえますか。

○永田再造林推進室長 周知につきましては、例えば地域で設立しました地域推進ネットワークであったり、当然、そこには市町村も入っておりますので、市町村の広報であったり、県庁のホームページであったり、そういったものを活用しまして、相談会の周知を図っていききたいと考えております。

○荒神委員 県内の所有者に限らず、県外所有者や、大げさに言うと山林を所有していない方々もいらっしゃると思うんですが、その人たちがメインにならなければいけないと思うんです。開催箇所を3か所とすれば、例えば県北、中央、県南という形で、50人なら50人とか、ある程度の枠を決めてやっていらっしゃるのか。年に1回とか時期を決めてやっていらっしゃるのか。その辺の内容はどうなんでしょう。

○永田再造林推進室長 相談会の周知を徹底した上で、委員がおっしゃるとおり、県内3か所ですので、県北、県央、県南というような形で考えておまして、時期につきましても、そういった周知が徹底し終わった段階で開催することを考えております。

県外の方々への周知については、ホームページに掲載することで、県内の方だけではなくて、県外の方々が見られることもあるのかなと思っています。

森林組合に相談とかに来られる方々もいらっ

しゃると思うんですけれども、そういった方々にも、ネットワークを通じて、こういった相談会を開催しますという周知は図っていききたいと考えております。

○荒神委員 相談に来てもらう方が一番肝腎なのですね。また、もっと詳しく言えば、その情報を知れない、届かない方の目が向くことが大事なことだと思います。こういうふうにご相談したいという人は、事前に相談とかされているわけですので、その山を財産として、また今後の次世代にということを考えれば、もっと深掘りして、意味のある相談会を開催していただければと思っています。

○工藤委員 同じく、資料12～13ページについて、3か所で相談会を開催すると。司法書士会、弁護士会、またそこから調べ始めるので、ここで解決するということは多分ないと思うんです。結局、今まで何十年も伐採のときには、こういう問題が出てきたんですけれども、なぜ、今の段階でこうすることになったのか。時期が遅過ぎるのではないかなと思うところもあるんですが、どうでしょう。

○永田再造林推進室長 伐採事業者から買ってくれという相談——例えば処分したいので森林組合に買っていただきたいとかの相談があっても、先ほどご説明したように、法的な部分がどうしたらいいのか分からないということがありました。今回は、司法書士会や弁護士会も含めて、相談の事例を整理した上で、そういった対応も初期対応としてネットワークでできるような形で進めていきたいと考えております。

当然、この3回だけで相続問題が解決するとは思っておりませんので、これを機会に少しでも進めていきたいという思いで、今回この相談会を開催することとしております。

○**工藤委員** 相談した内容をスキーム化して、こういう内容だったら、ここ辺をこういうふうにしたらいという形で、今、いろいろ森林境界の明確化とかも、いろいろな事業が林野庁もありますし、所有者不明森林の対応の事業もたくさんあると思うんです。宮崎県でどのように進んでいるのかということもはっきりまとめながら、事業者の方、所有者の方とか、相談に来た方が、しっかり相談できる場所とか、こういうふうにするんですよというのを県が示せるような形で、スキーム化してお渡しすることができるということによろしいですか。

○**永田再造林推進室長** 今回は事例を収集した上で、その検討を始めるということにしているんですけれども、将来的にはそういった事例に対応できるようなマニュアル化というものを目指しています。今回はまずやってみて、相談事例を集めて、それを整理するというところから始めていきたいと考えております。

○**工藤委員** 分かりました。将来的には多分、司法書士や弁護士に頼むときに、協会の方が多数いらっしゃると思うと多大な費用がかかりまして、1か所20万円とか、それが6件あると120万円とかになるので、その辺の補助も今後考えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○**中野委員** 日本一挑戦プロジェクトの一つとしてグリーン成長プロジェクト、再造林率日本一への挑戦ということで、いろいろと説明がされてきました。日本一を目指すということで、我々も非常に期待しているわけですが、改善事業がほとんどで、新規事業というのは、説明された中では4件しかありませんでしたが、この目的を達成し得るのかを、まずお聞きしたいと思います。

○**長倉環境森林部長** 資料8ページに今年度の環境森林部関連のグリーン成長プロジェクトの主要事業一覧を載せておりますが、委員がおっしゃるとおり、新規事業は4事業となっております。そのほか改善事業が8事業で、白丸の部分が令和6年度からの継続事業でございますが、令和6年度に本格展開するという段階で、新規事業をたくさん立ち上げて進めている中での継続事業でございます。この新規事業を立ち上げた部分については、例えば県産材の需要拡大の部分で、出口対策に関して県議会からの御指摘もございまして、新規事業、改善事業を手厚くしたという部分もございます。

これらの事業を含めて、2年目のグリーン成長プロジェクトの取組をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

○**中野委員** 日本一へ挑戦するプロジェクトとしてのグリーン成長プロジェクトですから、もっと斬新なものがあるのかなと思いついておりました。何か物足りないような気がしないでもないですが、継続は力なりということを、我々議員はいつも言っておりますから、改善事業も含めて真剣に取り組んでいただきたいなど。せっかく打ち出された日本一への挑戦ですから、日本一への挑戦じゃなくて、日本一を必ず達成するというところまで取り組んでいただきたいと思っております。これは要望しておきたいと思っております。

それと、もう1点だけ教えてください。資料28ページの「国立公園整備事業」について、大変素晴らしい事業だと思いますが、このうちの九州自然歩道（霧島山麓コース）ということで、えびの市と書いてあるんですが、具体的にえびの市のどこを指しているんですか。

○**川畑自然環境課長** 九州自然歩道（霧島山麓

コース)につまましては、高原町の御池を予定しております。それから、えびの市では、今回、給水施設を整備していただきましたので、その分の撤去を予定しているところでございます。

○中野委員 外1か所と書いてあるのは、高原町を指しているわけですか。

○川畑自然環境課長 九州自然歩道(霧島山麓コース)につまましては高原町でございませう。外1か所につまましては、えびの市の給水施設の撤去でございませう。資料の書き方がおかしくなっております。大変申し訳ございませう。

○中野委員 山麓ですから山裾という意味ですよね。だから、どこかなと思っております。えびの市のほうは、外1か所のほうに入っており、えびの高原のところということですね。

○川畑自然環境課長 はい。

○日高委員 私も中野委員と似たような感じなんですけれども、知事から真価実感予算という、真価が3つあってという説明がありましたが、今回のグリーン成長プロジェクトに向けての真価とは何ですか。

○松井環境森林部次長(技術担当) 今回、グリーン成長プロジェクトでは、特に再生林率日本一に向けた各種の予算を計上させていただいております。先ほど環境森林部長からの答弁にございませうとおあり、昨年度の予算でも新規事業をたくさん立ち上げまして、業界紙では、相当力を入れた取組であると、日本の林政史に残るような、都道府県の取組としてはかなり力を入れた取組であるというように評価していただいているところでございませう。

その中で何が一番大きな真価であるかということ、長年取り組んできたけれども、なかなか解決できなかったような目の前の課題に、業界を挙げて一丸となって取り組むことができている

ということが、一番の真価なのではないかと思っております。

この再生林の問題というのは、苗木の不足であるとか、労働力の不足であるとか、そういうのだけではなくて、そもそも日本の森林・林業・木材産業がしっかりと循環していけるような状況に今なっていないというところが一番の問題だと思っております。そこに例外なく手をつける、措置していくという体制を業界で取り始めているというところが非常に大きなことだと思っております。

まだ始まってから日がたっておらず、その結果というのはなかなかすぐに出てくるような世界ではございませうけれども、先ほど申し上げましたとおあり、業界としては、宮崎県内だけでなく、日本全体が注目している取組でございませう。

また、国としましても、日本の林業の中でトップランナーである宮崎県で、このような取組が始められたということについては、すごく期待されておりますし、ほかの県の参考にもしてもらいたいという話を聞いているところでございませう。引き続き情報発信を行いながら、しっかりと取組が進むよう、県としても全力でやっていきたいと思っております。

○日高委員 林政史に残る取組だということで、昨年度から継続事業も含めて、トータルの中で時間軸があつて、その中で令和7年度はこういう形で予算つけたと。循環型になっていないから、日本のトップランナーである宮崎県がグリーン成長プロジェクトということで取り組むと、分かりやすい説明で、なるほどと思ひました。これについては、そういったことでやってもらいたいです。

また、J-クレジットの認証制度は、その中

でも非常に注目されており、財源とかを考えると、これに力を入れるべきじゃないかなと思っていますが、先ほど言った結果が今すぐに出るものでもないと思っています。先ほど環境森林課長から都市と地域の人材交流について説明がありました。そういった部分でJ-クレジットをどんどんアピールしていくことも真価というか、必要じゃないかなと思うんですけども、その辺についてはどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

**○永田再造林推進室長** J-クレジットの事業につきましては、昨年度の補正予算で要望いたしまして、昨年度は、制度自体の周知ができていないということで、周知を中心にやってきております。

本年度からは、創出したクレジットをCO<sub>2</sub>の排出事業者の方々に買ってもらうため、事業者へのマッチングや、そういった説明会もやっているところがございます。

新聞等にも出ておりますとおり、例えば、都城市であれば、霧島酒造が森林組合のクレジットを全部買い取るというような動きもあります。事業者としても、地球環境に対する考え方について、やはりそちらのほうに動いていくというか、そういった機運があるので、J-クレジットについて県の取組を聞きに来られることがあります。事業者の説明すると、自社でも取り組みたいとか、そういった話もありますので、うまくマッチングができればなということで、今年からそういった事業の中で取組を始めたところでございます。

**○日高委員** 霧島酒造は地元の企業なので、もっと日本の大手企業——例えば運送会社であれば、佐川急便とか日本通運を相手に取引をしないと。大手は言ってくれば考えてくれます。

東京事務所があるわけですから、先に唾をつけておかないと。何かあったら、宮崎県のJ-クレジットとしてはこうですよ。CO<sub>2</sub>の排出を抑制しなければならないことは国で決まっているわけだから、そこら辺をもう少しやってもらいたいと思います。これは要望です。

資料21～22ページに「海岸漂着物等発生抑制普及啓発事業」とありますが、海岸漂着物というのは、山と海では、大半はどちらから来ているんですか。

**○長友循環社会推進課長** 海外漂着物には海から来るものと、内陸部、河川を通じて来るものの両方があります。量的にどちらが多いという統計はありませんが、長崎県とか日本海側に流れてくるものは、何年か前は北朝鮮とか海外のほうからのものが多いということでした。本県については、漂着している廃棄物を見たところ、アシとか木は根がついているものがあり、また、空き缶とかペットボトルは、海を漂ってつく海生生物の付着物とか、藻類とかがあまりついていなかったため、結構な割合で内陸部から流れてきているというのが分かってきております。相当量があると思っていますので、この事業で普及啓発に努めているところであります。

**○日高委員** 海岸のビーチクリーンとかに定期的に行ったりしているんですけども、サーファーに海から上がってもらって、こういった空き缶とか漂着物とかは、30分集中してやると簡単に集まります。

ただ台風の後のこの瓦礫はもうどうにもならないですね。環境森林部であれば、そちらのほうに普及啓発してもらったほうがいいですけども。

成果指標で「海がない地域と海洋ごみとの関係性に係る県民等の認識率」とありますが、事

業でもあります「流木等総合対策事業」とか、そこら辺が肝じゃないかなと思うんですけども、どうなんですか。

**○長友循環社会推進課長** 委員がおっしゃるとおり、サーファーの方々などに、御協力いただいているのは非常にありがたいと考えております。災害のときに海岸に漂着するものにつきましては、河川付近にあるものが大量に流出しまして、それが海岸に漂着しているものも多いということが実情であります。海岸漂着物処理推進法で、海岸管理者のほうで海岸を清潔に保たなければならない、そういう措置を講じなければならないことになっておりますので、環境省の補助事業など、いろいろな省庁の補助事業にて御対応いただいているところであります。

環境森林部としましては、先ほど言われたサーファーの方々とかボランティアの方々が収集したものを市町村が処理する場合に、その処理費用とか運搬費用をこの事業で補助しているところでございます。

**○日高委員** 毎年、どれだけ金を使っているかと思うんです。土木事務所に行っても予算がない。ほかの土木事務所のお金を引っ張ってきてもらわないと困ると言ってやって、去年のやつがまだ残っているんです。もうあと何か月かで、台風の時期が来たら、また同じものが打ち上がって、毎年、毎年、それに全てを費やしている感があります。山から漂着物が来ないようにするのはなかなかできないんですけども、「山があるから海がある」、「山がちゃんとしているから海がいいんですよ」とか、あるじゃないですか。だから、そういうふうな流れになるといい。今、山が荒れて、砂浜に30メートルぐらいのものが埋まったりしているんです。どうやって取るんだという話です。

そちらのほうの啓発を、環境森林部だったら、各課が横の連携を取ってやってもらえばいいと思います。管理者でいうと、県道であれば土木事務所ですが、この「流木等総合対策事業」では、県道の場合も環境森林部が撤去を行うんですか。

**○川畑自然環境課長** 当該事業につきましては、普通河川、県が管理する河川、それからダムにつきましては、管理者が流木等を除去することになり、普通河川より上流、溪流にある流木等の除去を行う事業でございます。

**○日高委員** ということは、林道に入っていったぐらいのところとか、人家が近くにあるというぐらいで、ごく僅かということですね。

**○川畑自然環境課長** 林道沿いであれば、道路関係の復旧でできるものはありますし、災害が発生しましたら、災害復旧治山事業等でできるものがあります。それでできないようなもの——人家の裏の危険な流木であったり、谷の上流で止まっている流木を当該事業で除去することとしております。

**○日高委員** これについては、基本、緊急事業ということですね。災害のときには大体、補助が出ますが、それに合致しないような山奥のものは、緊急的に予算がないから、この事業で3,000万円をプールしておくという考え方ですね。

**○川畑自然環境課長** そういう事業でございます。

**○日高委員** 事業名を見ると、環境森林部が海岸の流木まで、全部これから片づけてくれるぐらいのように思えて、事業名はすばらしいんですけども、県は予算がないから、なかなかですね。

最後に一つ、椎葉の不土野の地滑りはどうなりましたか。河川の崖崩れや地滑りで、どうに

もならないとなっていた件は、環境森林部ですよね。

○川畑自然環境課長 今、不土野天包で大きな地滑りが発生しており、対策工事に着手しているところがございます。地滑りの兆候が見られており、まず、その地滑りの兆候を抑えるということで、集水ボーリングをやっているところがございます。それが落ち着きましたら、対策工、抑止工をやっつけようとしているところがございます。また、溪流部につきましては、土砂の流出を防止するための谷止工に着手しているところがございます。

○日高委員 手の打ちようがないのが一時ありましたが、こういう形でやって収められますよ、事業としてやりますよというところまで来たということですね。

○川畑自然環境課長 今年度、検討委員会も設けておりまして、その中で検討しております。最終的な工法はまだ決まっておられませんけれども、抑止工に今着手して、最終的な工法を決定してやっていきたいと考えております。また、下流のほうには砂防施設もありますので、砂防課とも連携しながら実施をしていくこととしているところがございます。

ただ、規模が大きいものですから、相当な事業費を要すると考えておりますので、予算を確保しながら、できるだけ早く復旧できるように実施していきたいと思っております。

○日高委員 国の予算はどうなんですか。これは災害復旧でやったんですよね。災害でも国が直轄みたいな感じで、国がしっかりとやるということで予算づけがされているんですか。それとも交付金としてやるしかないんですか。

○川畑自然環境課長 今のところ、県が国からの補助を受けて、地滑り対策事業で実施してい

るところでございます。

○日高委員 国からの補助は当然受けるんでしょうけれども、特別に緊急的にやってくれるのかなと。

○川畑自然環境課長 国の直轄でやるというような事業もございますけれども、そちらについては、今のところ実施の予定はなく、県のほうで実施していくこととしております。

予算が必要でございますので、国とはいろいろ協議をしながら、必要な予算を確保して実施する予定としております。

○日高委員 直轄で国がしっかりと予算を出してもらわないと、あれだけの規模はなかなかです。土木事務所は、耳川の濁りはそこから出ていると言ひ、農林振興局は、河道掘削が原因と言ひ、どちらが本当かは分かりませんが、不土野のほうは大きいです。これは直轄で予算を取ってもらわないと、あそこはもう大変なところなので、そこは強く要望したいです。

○松井環境森林部次長(技術担当) 今直轄というお話が出ましたが、県の負担が軽くなったりするということもあるので、環境森林部としても、様々な方法で復旧することを考えて検討は進めているところがございますけれども、現時点ではその要件を満たしていないと。

結局、国の直轄事業の対象になる地滑りというのは物すごく大きいものになります。日本全国で様々な、例えば、能登半島の地震であるとか、物すごい規模の災害が起きている中で、直轄となるのは、物すごく被害額が大きくなることになりがちです。当然、そういう採択要件の具体的な金額というのもあります。

ただ、工事を進めていく中で、今後、新たな地滑りのブロックが見つかるとか、台風が来たら崩壊が拡大してしまうとか、そういった事態

も当然想定しなければいけないぐらい、不土野の地滑りは大きな地滑りです。現時点では採択要件を満たしていないにしても、それもしっかりと視野に入れながら、工事を進めていく必要があると思っていますところでございます。

**○脇谷委員** 資料47ページの「森林の仕事生き生き定着促進事業」について、これは林業担い手対策基金を使った新規就農者のための事業だと思うんですけども、毎年、当初予算で計上されていますが、担い手対策の事業ということで、とてもいいと思います。令和6年度当初予算では、ひなたのチカラの確保や、経営者に対する支援、あるいはみやざきの林業魅力発信などいろいろやっていますけれども、今回の「森林の仕事生き生き定着促進事業」における大きな目的は何かというのをお聞きしたいです。

実は、ある森林事業者のところに視察というか、取材に行きましたら、そこに行ったら資格をたくさん取れる、休みはもらえる、給料もいいんだということで、ほかの職種からこちらの林業のほうに転職してきたという人がいらっちゃって、とてもいいなと思いました。今回のこの緑の雇用というのが少し分からなくて、事業体に対して、どのような連携を取っていらっしゃるのかお聞きしたいです。

**○二見山村・木材振興課長** 緑の雇用という事業は、歴史のある事業なんですけど、国のほうで直接やっただけでいるものでして、いわゆるOJT的な事業で、林業事業体の中で、初めてやる方とか、技術がまだあまりない方たちを現場で育成していきながら、研修も受けさせて資格も取らせていくというような流れの事業であります。

資料47ページの(1)の①、「緑の雇用」等定着促進事業」が緑の雇用関係となります。

資料48ページの現状と課題というところにあるとおり、緑の雇用の研修を修了した後に定着していただいているんですけども、研修が終わってから4年目ぐらいになってくると、離職率が少し上がっていくような状況がありました。ここに対して、何かインセンティブを働かせるような方法はないかということで、今回4年目の定着率を上げていくというところに力を入れました。要は5年経過すると、さらに上のレベルを目指していけるような仕組みもございまして、そこにつなげていくということで、金額で申し上げますと、1年目の方が2年目、3年目、4年目と続けていくときに、2年目の方には月額で3万円、3年目は2万円、4年目は1万円をこれまで支援しておりました。

今回、4年目につきまして、1万円だったものを、2万円に上げさせていただくということで、5年以上の定着をしやすいとするところ、少し改善を加えさせていただいたところがございます。

**○脇谷委員** よく分かりました。週休2日制というのも、すごくいいと思いますけれども、この4年目に対しての2万円というのは、直接担い手というか、新規新業者に対して助成されるということではないんですか。

**○二見山村・木材振興課長** この助成自体は事業所のほうに入る形になります。要は、どちらかというとかかり増しの経費というか、育成経費というのが事業所のほうはかかりますので、そこに充てていただくようなニュアンスのものでございます。

**○脇谷委員** 今回、事業内容が「緑の雇用」等定着促進事業」、「週休2日制お試し事業」、そして「林業キャリアアップ支援事業」ということなんですけれども、事業主に対して、全体

的に助成していくんですか。それとも、何かを中心にして助成していくんですか。

**○二見山村・木材振興課長** 「「緑の雇用」等定着促進事業」につきましては、緑の雇用を実施していただいている事業所の中から手を挙げていただけて取り組んでいただくという形になります。

「週休2日制お試し事業」につきましては、たくさん支援ができればいいんですけれども、まだそこまでそういった意識であったりとか、まだ働いていないような部分があり、事業名も「お試し」としています。週休2日制の導入に半年程度取り組んでいただける事業所を、造林主体でやっていらっしゃる方とか、伐採とか素材生産のほうを中心にやっていらっしゃる方の事業所のほうから、各1社ずつ手を挙げていただけて、そちらを支援し、支援した結果として、作業能率が落ちないのかどうかを調査します。

実際にいろいろ聞き取りをしますと、週休2日制を導入している森林組合等もございませぬけれども、そういったところでもあまり作業能率が落ちていないというような話もございませぬ。モチベーションが上がるとか、リフレッシュができるからだとか、いろいろ話はあるんですけれども、その辺がまだあまりよく分析ができていないところがございませぬので、その辺をしっかりと調査して、これが本当にあまり大きな影響がないということであれば、その辺をしっかりと普及しながら、横の展開につなげていきたいと考えております。

「林業キャリアアップ支援事業」につきましては、技能士の資格が全部で133職種ぐらいございませぬですが、林業のほうもこの技能士という資格の中に一つ加わったということでございませぬして、受験を目指している方というのはまだいない感

じがあるんですけれども、大体受験料が4万円ぐらいかかるということで、それを半額程度支援することで受験を促していくということを考えております。この予算としては約60万円を考えてございませぬして、人数でいきますと30人相当の予算になっております。

**○脇谷委員** よく分かりました。話を聞くと資格が取れる、休みが取れる、そして給料がいいということがやはりいいんじゃないかなと思っています。そういうふうには担い手の方々もおっしゃっているんで、これはお試しですけれども、ぜひ、ほとんどの事業体で週休2日制を導入してもらえることを期待いたします。

**○内田委員長** 暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

---

午前11時58分再開

**○内田委員長** 委員会を再開いたします。

ここで、委員の皆様にお諮りいたします。質疑が続いておりますが、残りの質疑については本日午後1時から再開したいと思います、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○内田委員長** それでは、御異議ございませぬので、委員会は午後1時から再開いたします。暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

---

午後0時57分再開

**○内田委員長** それでは、委員会を再開いたします。

**○工藤委員** 資料47ページの「森林の仕事生き生き定着促進事業」について、緑の雇用は昔からやられている事業で、大変よい活用だと思っておりますけれども、国の事業で多大な事務作業

が3年間、4年間、続いていくところのフォローとかもしていただければなと思うところもありますが、週休2日制というのは実際に可能なんですか。

**○二見山村・木材振興課長** フォローにつきましては、国の事業でもあるので、なかなか関わり方も難しい部分はあるんですけども、年に8か月の研修、OJTとかをやるということになっていまして、それに対しての費用は、全国の森林組合から直接事業所に8万円程度のものが行くこととなります。

あと集団での研修会が約1か月間あるんですけども、こちらについては林業・木材製造業労働災害防止協会であったりとか、宮崎県でいきますと機械化センターで、機械の研修や座学も含めて、そういったものをしていくので、費用はそちらに直接払われています。事務負担の煩雑さというのがあるとするれば、直接事業所に行っている分になってくるのかもしれないですけども、そこは私たちでは分かりづらいところですので、またいろいろ話は聞いてみたいと思います。

週休2日制については、やってみないと分からないというところではあるんですけども、既に取り組まれている森林組合等はございまして、実際、それでやってらっしゃるということで、できなくはないのだろうと思っています。

あと建設業とかでも、看板にもよく書いてあったりしていますけれども、実際に週休2日制に取り組まれている会社もあります。現場作業で雨が一番問題になってくるんだと思うんですけども、今なかなか取り組まれていないところというのは、結局、定休にしてしまうと雨のときの対策をどうするのかというようなことが恐らく出てくるんだと思うんです。実際に週

休2日制をやってらっしゃるところでも、そこ辺で振り替えたりとか、その辺の作業でやってらっしゃったりするところもあると聞いているので、そこ辺は今回のこの事業を通じて、よく見ていかなければならないところかなと思っています。どんな形でやれば、雨天対策がうまく回っていくのかというのは、しっかり見ていく必要があると思っています。

**○工藤委員** ありがとうございます。週2日休むというのは、全然よろしいと思うんですけども、1週間雨だったら、林業はずっと休みになることもざらにあります。建設業だったら、多少の雨だったらやるにしても、滑ったりとかの危険性もあるので、なかなか難しい事業ではあると思うんです。

あと緑の雇用について、国の事業なので多分何とも言えないと思うんですけども、事業所が丸取りして、雇用された本人には何も支払っていないっていうことも少しお聞きしますので、国と連携を取って、補助金の使い道をしっかりとフォローしていただければと思います。

資料14ページの個別的指摘要望事項で、温室効果ガス対策がありますが、県民、事業者に対する太陽光発電設備や省エネ設備等というのは、他部署だったら分かるんですけども、環境森林部として、J-クレジットとかカーボンニュートラルの取組をしっかりと進めていくのをに入れていただけたほうがいいのではないかなと思うんですが、どうでしょうか。

**○吉崎環境森林課長** 委員のおっしゃるとおり、環境森林部としては、2050年のカーボンニュートラルを目指して取り組んでいますので、そこの中にももちろん力を入れるところです。カーボンニュートラルを目指すために、いろいろな事業者や個人の方でも、自身のところの二酸化

炭素排出量がどのくらいあるのかを知っていたら、再生可能エネルギーを使っていくための機器整備も導入していただいて、あるいは導入しやすい環境を整えることで、温室効果ガスの削減につなげていくこととしております。こういったところも一定程度助成等もしながら進めていきたいと考えています。

○工藤委員 排出抑制についてはあらゆる事業者がそうだと思うんですけども、森林を所管している環境森林部なので、それを吸収するところを個別というか、個性的に打ち出していただければと考えております。

資料29ページの「流木等総合対策事業」について、溪流とかの小さいところでの撤去で、緊急型ということですが、台風が来たら普通のところも結構壊れるところが多い中で、林道とかに関わるところしかやらないという形よろしいですか。

○川畑自然環境課長 林道災害で取れるところは林道災害ですることになるかと思えますけれども、そういった取れないようなところを実施する形になるかと思えます。基本的には林道よりも上流の溪流というところが主体になるかと思えます。

それから、基本的には災害発生時にやるような事業ではございますけれども、少雨とかでも危険な箇所が発生した場合には、実施することが可能と考えております。

○工藤委員 自分が関わったところの山でも、こういう壊れるところは大変多かったんですが、木が曲がってそのままになってたりとかするのは、大変危険な作業だと思います。単価も大変高くなるところで、実際この金額で足りるのかなと思うんですが、これで何か所ぐらいやる予定なんですか。

○川畑自然環境課長 資料の29ページの(3)の成果指標のところでございますけれども、現状で大体、年間4~5か所ぐらいを実施しているところでございます。

○工藤委員 曲がった木を切ったりする大変危険な作業だと思うので、この金額でできるのかなと思ったところでした。

○日高委員 「週休2日制お試し事業」について関連です。建設業は人材不足や高齢化によって定着率が悪く、いろいろな要因があって、週休2日、もしかしたら週休3日になるんじゃないかということも上がっているんですけども、林業事業体についてはそれが全く定着し切れていません。その辺がないと、林業はほかの産業から取り残されていくのではないかと、若い子が定着しづらくなるんじゃないかと思っているんですけども、その辺についてはどう考えていますか。

○二見山村・木材振興課長 委員のおっしゃるとおりだと思っております。就労の環境の改善というのは、グリーンプロジェクトの一環としても、今取り組んでもいるところです。給与改善も当然そうですが、若い方は割とお金よりも、そういうしっかりと決まった日に休めて、自分の余暇活動や趣味に時間を使いたいとか、計画的にそれができるようなところに行きたいというような考えの方も多いためお聞きしております。ほかの産業との競争というような中で、林業に来ていただきたいということになれば、労働安全もさることながら、そういった就労環境の改善というのはマストでやっていかなければいけないと思っております。

○日高委員 例えば農林水産省ではどうなんでしょう。建設業では、宮崎県の場合は公共工事の請負ということで、休んだ分は経費で見る

とかで、ある程度カバーできる部分が出てくるんです。

ただ林業事業体の場合は、どこでカバーするんだらうという、非常に曖昧な部分があるわけです。林業も週休2日にしないというわけでもないといったときに、林野庁とかは週休2日というのをどう考えているのかなと、どういう視点で考えているのかなというのが、少し疑問に思うんですけれども、その辺をお伺いいたします。

**○二見山村・木材振興課長** 林野庁に直接、そういう質問をしたことがないので分かりませんが、待遇改善というところに関しては、基本的に国も同じ考えはあると思います。

ただおっしゃるように、土木の場合であれば、公共事業ということで、そこの歩掛かりの部分とかで費用を公的に見ることは可能になりますが、素材生産とか民間の受発注の中で取り組んでいる、そういった世界で同じなのと言われると、なかなか私どもではコントロールはしづらいところではあります。

あとは今取り組んでいるプロジェクトの中でも、植栽本数のことであつたりとか、下刈りを減らすとか、機械を適切に入れていくことで工程を減らすとか、効率化を図ることで、利益を出していくところをしっかりとやっていって、賃金に反映させたり、休みが取れるような体制を取っていくというのが大事と思っております。

**○日高委員** 昨年、個人の1日当たりの就労単価を約9,000円から1万3,000円に上げるという話がありませんでしたか。

**○二見山村・木材振興課長** 宮崎県の森林組合の作業班の日当が現状9,400円ですが、北海道や大分県では1万3,000円ぐらいで、北海道は再造林率日本一ですので、そこを目指していこうと

いうことでございます。

**○日高委員** そうなるように誘導するわけですよ。そういうふうの説明を受けたような気がします。目指すというよりも、そうするんだってということだと思えるんですけれども、1万7,000~8,000円はないと、1万3,000円じゃ足りないと思います。その辺を目指していかないと、そこが穴埋めできないです。建設業界では直接工事費で1.4倍ぐらいないと、1年間トータルの工事ができません。そこら辺ぐらいまでの覚悟があるかという話なんですよ。そこまでしっかりやれば、林業でも若者は定着していくんだと、実際に週休2日にした場合に林業者はどれだけ必要なんだというところを、宮崎県がトップランナーであれば、国に対してしっかりと話していかないと、ただ北海道とか大分県に合わせるんだという話でもないのかなと思います。

**○松井環境森林部次長(技術担当)** 賃金の話というのは、人を雇えるかどうかという一番重要な部分だと思います。

そういう意味では、委員がおっしゃるとおり、1万3,000円でいいのかという部分については、もっと高いところを目指していかなければならないと思っています。

先ほど申し上げましたとおり、林業だとか木材産業が補助金なしで、商売として成立する世界というのを目指していかなければならないと。

県としてできることは、県がしっかりとやっていく必要があると思うんですけれども、例えば海外との関係ですとか、そういったところでは、県の守備範囲を超えるところもあります。宮崎県の実情というのを国に伝えながら、国、県、市町村で、しっかりと情報を共有し合って、連携しながら物事を進めていかないと、なかなかそのレベルにはならないと考えています。

そういった意味で、今取り組んでいるプロジェクトの中で、少しずつ労働条件にも——民間の事業体の経営に関わることなので、突っ込みづらい部分でありますし、お願いベースの話になってしまいうんですけれども、そこにも思い切って突っ込み始めたというところは、一步前に進んでいるんだろうなと思っています。国を巻き込みながら、引き続き賃金の上昇に向けて取組を進めていきたいと思っています。

○日高委員 二次請負の賃金まで見るという流れにもなってきていますので、松井次長におかれましては、東京にもし帰ることがあれば、ぜひ声を大にして、宮崎県と国のパイプ役として頑張ってくださいますよう、よろしく願いいたします。

○工藤委員 賃金をどういうふうに上げていきますかという話のときに、覚書をしっかりと書いていただくといった話があったと思うんですけれども、それは結構進んでいらっしゃるんですか。

○永田再造林推進室長 ネットワークに加入していただく事業体には、そのときに誓約書を書いていただいております、その中で労務改善計画に関する部分——例えば、就業規則の改善をしますよ、基本給を増額しますよとか、作業環境の改善をしますよとかをチェックする欄を設けて、そこにチェックしていただいて、誓約していただくような形を取っています。

ただ賃金を幾らにしますかと、そういったことではなくて、そういったことを目標にして増額しますという誓約になっております。

○工藤委員 再造林で2,000本植栽とかが始まっているとお聞きしていますが、実際に山主さんに聞いたら、2,000本植栽じゃ食べていけないとお聞きしています。1本幾らで植え、面積は一

緒なので、植えたほうが自分のお金になり、職人、作業班の方じゃなければ分からない金額設定とかもございますので、しっかりお話を聞いていただければと思います。

今回の「植栽未済地解消緊急対策事業」も、補助額がヘクタール当たり20万円ですが、これでやっていけるのかなと思います。全体ではないと思うんですけれども、それこそ歩掛かりとかをつけていただいて、急傾斜地とかがたくさんあるときの金額も、またいろいろ算定していただければと考えております。

次に、資料52ページの「みやざき林業大学校」担い手育成総合研修事業についてお伺いします。みやざき林業大学校を卒業された方で、即戦力という形で打ち出されているとは思いますが、なかなか即戦力ではないと。木を何本か切っただけで即戦力と言われたら困るところもございますし、加えて、再造林のほうに本当に回ってきているのかなというところが大変疑問に思うところがございます。素材生産のほうが明らかにもうかりますし、林業機械も持っていらっしゃると思いますので、素材生産と再造林は一体型になってきつつありますが、そこら辺のすみ分けとかはできないもののかなと。

これについては私も一般質問で質問しましたがけれども、県として再造林を進めていくのであれば、再造林の職人を育てるというプログラムをしっかりとってはどうかと思うんですが、その取組とか何かありましたらお伺いしたいと思います。

○二見山村・木材振興課長 林業大学校のカリキュラムについては、またお話があるかと思えます。私どもの担い手のほうでやっているものとしましては、ひなたのチカラ林業経営者として意欲と能力のある方たちを県で認定していま

して、84社ぐらいあるんですけども、ここを目指す方たちを支援する事業というのも立ち上げております。

今年度から、そういった事業の中で資機材の整備であったり、新規参入者の継続雇用の支援であったり、いろいろそういう手だてを講じて、特化した形で、伐採ではなくて植栽とか下刈りとかの森林整備をしていただける事業者の育成というのをしております。新たに入ってこられた方とか、増員された方たちに向けた支援を手厚く今やらせていただいているのに加えて、もう既に「ひなたのチカラ」になっていただいている方たちの育成というところでも、力を入れてやっているところでございます。

**○池田林業技術センター所長** 林業大学校でございますが、長期課程で約1年間の研修を実施しております。研修メニューは、座学、それから資格の取得、そして現地実習になります。その中でも現地実習のほうに一番時間を費やしております。現地実習を行いますと、やはり木を伐採したりですとか、高性能機械、大きな機械に乗ったりですとか、伐採のほうの作業に興味を持つ研修生が多いというのは事実でございます。

ただ研修の内容としましては、下刈り、それから除間伐ですとか、地ごしらえ、造林、そういったところもしっかり力を入れております。そういった中で、中にはそちらに興味を持って、造林、下刈りといったところに進んでいく研修生もおりますので、伐木等の研修ももちろんですが、今後も造林、下刈り等の林木を育成する内容の研修にもしっかり力を入れていきたいと思っております。

**○工藤委員** 再造林では下刈りとか地ごしらえとかが多分一番大変な作業で、本当に暑い中や

っていただく作業だと思うので、しっかり林業大学校でも再造林しなかったら素材生産はないんだということを徹底してやっていただければなと思います。

続きまして、資料53ページの「林地残材流出防止・搬出促進事業」について、皆伐後に残った木の処理なんですけど、土とかが混じっていたら、なかなか持って行ってくれないという実態もありますし、林道とか作業道がしっかり通っていないと、雨の日を持って行ってくれません。この事業は、こういうところの支援も含めての事業なんですか。

**○笹山みやざきスギ活用推進室長** この事業では、2つの事業を行っております。皆伐跡地に枝とか短尺材が残っているものについて、収集して運搬するという事業が一つと、あとこの近接地で皆伐をしているところがあれば、皆伐の際に立木と併せて収集運搬して持っていくという2つの事業で構成されております。

御指摘のとおり、道がないとなかなか持っていきませんので、当然、そこら辺は基盤整備がされているところです。また、土等につきましては伐採搬出ガイドラインでもって、きちんと市場等を分けて、それが流出しないように置いておくということでございます。明らかに土とかがついていているということもありますけれども、基本的には伐採時でもバイオマスに持っていくものについては、分別されていると考えております。

**○工藤委員** 皆伐するときは、大体バイオマスに出したほうがお金が発生しますので、取りに来てくださいと言ったら、バイオマス業者もなかなかチップ車とかも全然足りていない状況で、回収に来てくれない。木を取ってきたらできるだけ回収していただけるように集める業者

をしっかり確保していただきたい。皆伐した後は大体汚いというか、残木が多いです。これが災害のときに流れていくというのは、大変自分も気になるところで、また、残木があって再造林ができない土地が大体10～20%出てくるというのが今の通説で、もったいないとは思いますが、しっかりと進めていっていただき、バイオマス業者の方にも協力していただければと考えているところがございます。よろしく願いいたします。

**○佐藤委員** 2点あります。まずは、資料6ページの県産材の需要拡大9,800万円ということで、非住宅木造建築物の建築支援、県産木材の魅力展示スペースの設置などです。

再造林率日本一を目指して、しっかり木は植えていっているわけですが、出口が詰まっている。先ほど部長も言われたように、出口対策はしっかりやらなければいけないということを、議会からも提案しているということでありました。

確かに製品が売れない、家が建たない、製材所は潰れたり、廃業していつている。そういうことが多く起きないように対策をしっかり打っていただきたい。そのためにも非住宅部門とか、県産材の魅力をアップするということは、非常に大事でありますので、55～62ページの事業をしっかりやっていただきたいです。

将来を見据えると、やはり林業に対する教育といったところに力を入れてもらいたいんですが、51～52ページの「みやざき林業大学校」担い手育成総合研修事業」ということで、52ページの一番下にあります高校生に対するキャリア教育についてです。高校生が林業大学校を出て、使いものになるか、ならないかという話が出ていましたけれども、先ほど林業技術セン

ター所長が言われたように、現場ではやはり専門的な技術や実践的なところをしっかりとやっているでしょうから、それは経験を積んでいけばできるわけです。林業大学校ではなく、高校から技術職を目指して、皆さん方のような県の職員や林野庁、森林管理署といったところに高校もしくは大学を卒業して入るような人を育てることが、宮崎県ではおろそかになっているんじゃないのかということで、先ほど教育委員会にも話をしました。

というのは昨日、宮崎北部森林管理署に行きました。そして6名ぐらいの方とお話ししたら、西臼杵支庁の課長は、熊本県出身で、熊本県の高校の木材の科を卒業されていました。宮崎北部森林管理署の職員は、同じ学校の人たちが4～5人いらっしゃったんです。そういうことが起きるんだと。宮崎北部森林管理署は日向市にあるわけですが、大半は熊本県の学校を卒業した方々だというようなことです。

宮崎県の職員がもっといるのかなと思ったら、宮崎県出身でそういう勉強をされて林野庁・森林管理署に入っている人は少なかったんだなど、そのとき感じました。

52ページの一番下に、公開講座で、青少年・一般県民が対象で、森林・林業教育、高校生に対するキャリア教育とありますが、これについて詳しく教えていただきたいんですけども、これは今からやるのか。今までもやっているのか。

**○二見山村・木材振興課長** これまでもやっていたものでございます。公開講座ということで、専門的なことをやっているわけではないんですけども、委員がおっしゃったような、林業を担う方たちの育成というところでは、目的としては、直接そこに行くようなものとは少し違う

のかなという気がしております。

県内の高校で林業のカリキュラムを持っているところというのは門川高校だけになってしまっているんですけども、そういった子たちの研修として、林業機械の操作とかについては、この講座の中でもやっていると同っております。

**○佐藤委員** 一般質問でも尋ねましたけれども、宮崎県は高校で林業の勉強をするところは門川高校だけです。それで将来的にいいのかと。隣県にはしっかりした教育がなされている。再造林率日本一、杉生産も日本一ということを言っている割には、前からも言っていますが、木育も含めた、こういった教育が抜け落ちているのではないかと思いますので、もう少し力を入れて計画を練っていただきたいと要望しておきます。

**○笹山みやざきスギ活用推進室長** 木育ということでございましたので、少し答弁させていただきます。

高校生向けということで、宮崎県木材青壮年会連合会——木青会がございます。県内各支部がございまして、その中で木育を一生懸命取り組んでいるところでございます。

中には、高校生に木育を体験していただくということで、キャリア教育ではないですけども、就業を見据えた形での木育をやっているところでございます。

また、この取組については、都城市の木青会が一生懸命取り組んでいるところですけども、これらを今後県内に波及していきたいと考えております。

**○佐藤委員** 私も木青会に入って勉強させていただきました。宮崎県や全国の木青会もですけども、宮崎県内にはひむか維森の会という会もありまして、そのあたりは先進的なんです。

ただ学校教育の中で、そのあたりが抜け落ちていないかというのを考えておりますので、しっかりやっていただきたい。

昨日も知事に対して、宮崎県議会森林・林業活性化促進議員連盟で、森林・林業活性化研究委員会の提言という形で行きましたけれども、その中でも木育とか、そういったところをもう少し力を入れていただきたいと。それから再造林だけでなく、出口対策をしっかり打ってくれと。木はどんどんできて、使うところがない、製材所がなくなった、出口が詰まっているというようなことではいけませんので、樹種だけに頼るのではなくて、しっかり消費していくというようなお話もさせていただいたところでありますので、引き続きよろしく願いいたします。

**○荒神委員** 私は庶民的なところからお尋ねいたします。

環境社会推進課の産業廃棄物の処理対策について、個別的指摘要望事項というのが提出されていますが、このことは保健所や森林組合などが、いろいろと対策を練っていらっしゃるわけですけども、ここ最近の廃棄されている件数等を教えてもらえますか。

**○長友循環社会推進課長** 県で管理している区域におけます産業廃棄物不法投棄の件数でございますけれども、昨年の決算特別委員会で、令和5年度末の不法投棄の件数を申し上げまして、そのときの件数が24件の8,877トンでございました。この数字が今年1月末の段階で、23件の4,817トンとなっております。

これとは別に、令和6年度に新たに発生、発覚しましたものが13件の306.5トンほどでございます。これにつきましては、同じく1月末現在で6件の229トンに減少しております。

トータルで、1月末現在ですけども、県が

管理する区間でまだ回復されていない、産業廃棄物の不法投棄の件数は29件の5,046トンとなっております。

**○荒神委員** 行政指導することよりも不法投棄しないほうが大事だと思っているんですけども、不法投棄させない取組というのは、ここ近年でどういう努力をされて取り組まれているのか、教えてもらえますか。

**○長友循環社会推進課長** 不法投棄を抑制する取組について、資料23ページに上げております監視の取組、パトロール等をするによりまして、巡視員等の目が光っているということ自体も、不法投棄の抑制につながっていると考えております。

また、産業廃棄物は県の担当で、個人の方が廃棄するような一般廃棄物は市町村の担当となります。それから23ページに書いてあります、森林組合とも会議等を行ったり、市町村と連携して、不法投棄がされている箇所、重点箇所はどういったところなのか、そこを重点的にパトロールするとか、そういう意見交換をやったりしています。不法投棄されている箇所について、民間の方の取組でなかなか難しいんですけども、不法投棄されないような維持管理として草刈りをしていただくとか、そういったことができないのかとかというような検討を進めているところでございます。

**○荒神委員** 今、山を管理できない、だから、いろいろ相談窓口とか設けていらっしゃるわけです。だからそこに不法投棄するわけです。例えば、産業廃棄物の業者であれば、どういう行政指導をするのでしょうか。

**○長友循環社会推進課長** 産業廃棄物の不法投棄の原因者が判明した場合には、まず原状回復の指導、それからどのような計画でやるのかと

か、何日までにやるのかとかいう計画、申立書を立てさせて、そのとおりやっているかどうか、保健所のほうで確認していくという流れとなっております。

それから、先ほど申し漏れましたけれども、不法投棄を抑制するための取組としまして、県のほうでの啓発の資材、ポスター等をつくっております。それらを不法投棄情報ネットワーク——J Aとか森林組合とかと団体協定を結んでいまして、そういった方々に送付して啓発をやっていただくとか、県の産業資源循環協会のほうに委託をしまして、不法投棄撲滅のための啓発キャンペーン等もやっているところでございます。

**○荒神委員** 業者はそういう原状復旧をされるかもしれませんが、資格の停止とかもできると思いますが、個人は市町村が窓口であるとすれば、やはり県も連携ということで——ある県民の方が、「山に持っていっても車で行く。であれば、最寄りのそういう量販店なり、いろいろなところに持っていけるような仕組みをつくったほうが、誰でも受け付けられる」と言われました。

何年か前は空き地とか古民家にそういう集積場があり、そういうところをやっていた人もいて、そこに持っていったりした方もいらっしゃる。

県、市と連携をして、山林に廃棄できないような状態にしないと、山の魅力は幾らでも下がって、再生林も進まないと思っています。その辺の連携を取って、今後強化できるような体制をつくっていただければと思っています。

**○日高委員** 関連なんですけれども、GPSで上から不法投棄を監視できないのでしょうか。

**○長友循環社会推進課長** GPS等を利用して

全体を見るということは、なかなか予算的に厳しいんですけども、今年度からの取組としまして、不法投棄状況の監視のためにドローンを環境森林部では導入いたしまして、今年度5回、撮影等をやっております。

メリットとしましては、今まで見られなかったところを空から見ることで、視覚的に、俯瞰的に不法投棄を発見できるというメリットが一つあります。また、ズーム機能がありますので、上空からズームで廃棄物に寄って、今まで分からなかった廃棄物の種類や、どんなものがあるかというのは分かるようになったということがメリットとしてあります。

それから、今後も継続的に監視をしていきたいと思っているんですけども、経年の変化状況を見て、不法投棄をしている事業者がしっかりと回復を進めているかどうかとか、そういったことが分かると思っていますので、これらを的確に使っていききたいと思っています。

**○日高委員** 今度、盛土対策課ができますよね。あれはまさしく盛土するのに、切土とか、その取締りは当然やるでしょうから、それと連動してやったほうがいいんじゃないでしょうか。

**○川畑自然環境課長** 来年度から盛土規制が開始されます。航空写真等を使って、盛土規制の開始前に危険箇所の調査をしており、ピックアップしております。

今後はまだ組織ができた段階で、監視体制を行うところもございしますが、その中で様々な手法を使いながら、そういった新たな危険箇所等は把握していくことになるかと思っています。

**○日高委員** だから、こっちはこっちで、そっちはそっちでというよりも連携してやればいいじゃないですか。そのために新しい課ができたわけですから。山奥に持って行って、捨てて穴

に埋めとけばいいというのがいるから、災害が起こるわけです。だから、連携はやったほうがいいですよ。部内だからできそうなんだけれども、なかなか連携はできないですか。

**○川畑自然環境課長** 限られた人材の中で、違反箇所を発見するのはなかなか大変だと思います。そういった情報を入手しながら連携してやっていきたいと考えております。

**○日高委員** 分かりました。

次に、「浄化槽適正管理指導事業」についてです。11条検査を受検するのは、ある程度法律でいうと義務化はされているんですよね。義務化されているけれども、なかなか受検する人はいないと。宮崎県は努力して全国平均よりも上がっているけれども、浄化槽の協会が地区を見つけて検査してくださいと年に1回か2回キャンペーンで回る。それでも受けないんですよね。そういったのを啓発したほうがいいのではないかなと思うんですけども、これは浄化槽の関係する技術者等に対していろいろな指導を行うという事業ですが、やはり一般県民に、11条検査は義務なんですよとしっかり周知しなければなりません。また、11条検査によって不適正と判定される割合が10%もあるのはなかなかだと思えます。その辺の考え方をお聞かせいただければと思います。

**○落合環境管理課長** 委員のおっしゃるとおり、この法定検査（11条検査）の受検率は、全国の平均よりは高い傾向にあるんですけども、義務という意味ではまだまだ60%に満たないということで、改善の余地があります。

検査を受けない方の意見を聞きますと、原因としましては、隣人がやっていないとか、それからこの法定検査以外にも清掃とか保守点検の義務があるんですけども、清掃と保守点検を

やっているんだから法定検査は必要ないということをおっしゃる方もいます。そういう方に対しての意識の醸成というか、キャンペーンとかもやっているんですけれども、もっと強化していきたいと思っています。

また別途、法定検査を受けてない方に個別にはがきを送って受検勧奨のお知らせをやっております。これは平成21年からやっており、この表にありますとおり平成20年は13.1%でしたが、大分改善が見られてきています。しかしながら、その伸びが若干低下しておりますので、もう少し改善を図っていきたくて考えております。

**○日高委員** 分かりました。頑張ってください。

**○工藤委員** 資料58ページの「みやざき木の空間・人づくり事業」について、先日、銀座の無印良品のところで、山のダイゴミ展に出席しまして、大変盛況でした。

「みやざき木の空間・人づくり事業」で、みやざき木の建築推進協議会をやられています。基本的に宮崎県の方しか入られていないみたいですが、外から見たときに宝の山だと見られる観点もあって、しっかりと外の会社——例えば住友林業とか、宮崎県にもたくさん山を持ってらっしゃいますし、そういうところと連携してやる予定はあるのか、お聞きします。

**○笹山みやざきスギ活用推進室長** みやざき木の建築推進協議会につきましては、これまで建築士、また施工とか林業とか、あと木材産業とか、それぞれの分野でそれぞれの役割を果たしながら、木造化を進めてきたところでございます。

ただ、今般の住宅の先細りにより、非住宅への木造化が必要となってきたということで、非住宅につきましては、規模が大きいということでございます。使う材料についても、まとまっ

た高品質な材料をどのようにして調達するのかということから考えますと、やはり川上から川下まで一体的に関係者が連携して、材を供給して設計して建築するという流れが必要ということで、まず、県内のそういう関係者が結束しまして、設立されたものでございます。

御存じのとおり、県内にはシンボリックな大きな木造建築物というのがなかなか少ないということもございますので、まず、民間の非住宅で造っていきたくてということで、まだ始まったばかりということでございます。

今後、県外等にもそれらの建物ができると思いますが、そのときは、この協議会を活用しながら、そういうものを造っていければと考えております。

**○工藤委員** 住友林業とかは30階建てで結構高い建物を木造で建てる技術とかも持っていますので、そういう技術とかもどんどん学んでいったほうがいいと思います。また、山のダイゴミ展に行かせていただいて、映像が川上から川下までほとんどが宮崎県のもので、大変皆さん感動して帰られており、アンケートとかもさせていただきました。木材を使うという意識がしっかりと培われる事業だと思いますし、使いたい人はたくさんいるんだなというのを改めて感じたところでございますので、大手民間とも連携して、どんどん売っていただければなと思います。

**○壱岐環境森林課長** 山のダイゴミ展を御覧いただきありがとうございます。この山のダイゴミプロジェクトのほうは、令和7年度の新規事業で説明させていただきました「森林で繋がる都市と地域の新価値創造人材育成事業」の前身の事業の中で、自発的に立ち上がって、現地ツアーだとか、いろいろなことをしていた地域の

木材産業の方と企業の方とかがつながって山のダイゴミ展というプロジェクトのところまで行き着いたというところがあります。

こちらの事業でも外の企業とかのつながりもありますし、地域の新しい価値観だったりとか、見方だったりというのをしていけるような人材を育成していくようなところも、こちらの事業でサポートしてやっていきたいと思っていますので、補足させていただきます。

**○笹山みやざきスギ活用推進室長** 大手企業とのタイアップについて、大手企業からのセミナーとか勉強会は当然必要です。一方で、大手のゼネコンというのは、木材で木ビルを造るんですけれども、ハイブリッド構法——特許を取った混構造でもってああいう高いビルを造るんですが、県内にそのビルが必要かというのと、地域に合ったビルでないとあまり機能しません。そこら辺は地域の工務店が建てられるような工法で、地域の材を使って建てられるように非住宅の木造化等を進めてまいります。

**○日高委員** 都市との連携と言いましたが、東京都の全学校にベンチか何かをプレゼントしたり、苗をプレゼントして植えてもらったり、その教育から変えていかないといけない。東京都の人は、木は陰になるところぐらいの感覚しかありません。だからやはり教育じゃないですか。東京都に行って林業というのはこういうもんだというのを教えないと、少し前に言ったように、森林環境譲与税なんかは増税だぐらいにしか思っていない。だから、やはりその辺に力入れたほうがいいんじゃないですか。

**○吉岐環境森林課長** 委員おっしゃるとおり、子供からの教育等が重要であるということは同感であるところです。まずは、循環型林業ということで、川上から川下まで、産業を回してい

くために、いろいろな業界でいろいろな連携の仕方があるんだとか、いろいろな価値観の見方があるんだと、木を使う都市部の側と、木材を供給している我々のような供給県側の事業者とか、あるいは若い大学生だとか、そういったところともいろいろ連携し、そういう刺激をお互いに与え合いながら、いろいろな見方ができる人材を育てていって、循環型林業が回っていくような形にしていきたいと思っていますところなんです。まずはこの事業でしっかりサポートしながら、木育とも協力しながらというところでやらせていただけたらと思っています。

**○日高委員** 分かりました。そうやって都会の人に木材の重要性を徐々に——木材を使っているのは、もう観光庁とか林野庁だけです。ほかのところは木材なんか使っている気配も全くないけれども、そういったのは国を挙げてやる問題だから、その辺もやらないといけないでしょうね。

宮崎県も結局テニスコートに木材を使わないですよね。ああいうのも私は不思議だと思うんです。二十何億円あって建てるテニスコートは木材を使わない。アーチ式が木材かと思ったら、鉄骨しか使わない。足元からしっかりとやっていかないとイケませんので、よろしく願います。

**○内田委員長** テニスコートの話が出たので、関連で質問させていただきます。屋外のトレーニングセンターのあずまやのことで、ほかの議員からもいろいろと御意見が出た中ではありますが、今回の当初予算の中で、鉄筋コンクリートであずまやを造るような話をちらっと聞きました。木造建築でというような要望が出ている中で、検討しますというような答えだったようなこともちらっと聞いたんですが、実際に協議

されましたか。担当課からこちらのほうに相談などがあつたのかを確認させてください。

**○笹山みやざきスギ活用推進室長** そのあずまの件につきましては、その質問があつたときに商工観光労働部のほうから相談がございました。当初は鉄骨で計画していたものを、木造ということで話があつたところでございまして、今その方向で進めているというようにお聞きしております。

**○内田委員長** 分かりました。これまでも大型事業で体育館、プール、陸上競技場そのほかいろいろ大型なり小さい施設なりありましたし、これからもあると思います。そういう計画が上がる際に、しっかりと相談とか協議の場というのがあるのか、そういう組織体制ができているのか、確認させてください。

**○笹山みやざきスギ活用推進室長** 県有施設の木造化等につきましては、基本方針でもって、原則木造という考え方がございまして、現在、副知事をトップとします委員会と、その下に幹事会及び2つの部会がございまして、その中で、案件を挙げていただきまして、木造でできないかということで協議して、最終的には建築されるということでございまして。

しかしながら、先ほど日高委員からも話があつたように、テニスコートの案件もございましたが、機能しないということもございましたので、今回、木造化検討審査会なるものをつくりました。専門の有識者を入れまして、そちらの中で、RC造で提案したものを木造でできないのかということを検討して、県施設のできる限りの木造化を図っていきたいと考えております。

**○内田委員長** 副知事をトップにした幹事会と2つの部会があり、審査会に専門家の方を入れるということでしたが、今回に限らず、全て

においてそういう組織をしっかりとつくって、出口対策というところで、少しでも県産材を使ってもらえるように、しっかりと庁内でもアピールしていただいて、必ず協議をしてもらうというような体制づくりを徹底してやっていただきたいと思いますので、よろしくお祈いします。

**○笹山みやざきスギ活用推進室長** 民間の非住宅につきましては、先ほどお話ししたように木の建築推進協議会というものができましたので、当然県の施設につきましても、審査会を通じて木造化を図ってまいりたいと考えております。

**○内田委員長** もっと言えば、市町村で造られるものに関しても、必ずそういう地元木材の需要を拡大するんだということで、必ず協議をするように、私は徹底してもらいたいと思いますので、市町村においてもよろしくお祈いいたします。

**○笹山みやざきスギ活用推進室長** 市町村につきましては、県のほうに報告を上げていただくとともに、木の建築推進協議会のほうが営業活動をやりますので、それと連携しながら一緒になって進めてまいりたいと考えております。

**○日高委員** そのテニスコートは本当に木材を使っていないのでしょうか。

**○笹山みやざきスギ活用推進室長** 資料がありませんけれども、以前、委員会のほうに計画として上げられました。その際、この施設につきましては、木造ではなくてRC造ということで決定しましたので、RC造で造られているという認識でございますけれども、内装につきましては、できる限り木質化を図っていくというようなことで聞いております。

**○日高委員** 使っているということであつたらいいです。

○中野委員 山村・木材振興課長に「安全・安心な林業の職場づくり対策事業」についてお尋ねします。

資料50ページに林業労働災害の発生状況の表があります。令和元年からかなりの数字だと思うんですが、労働災害の対象になる労働者数というのは、52ページの右上に書いてある林業就業者数——この人たちが災害に遭った数というふうに理解すればいいんですか。

○二見山村・木材振興課長 委員のおっしゃるとおりです。

○中野委員 そうしますと、どちらにも合うのは令和2年ですよ、令和2年の林業就業者数が2,420人、それと令和2年の災害発生が77件で、うち1人が死亡。災害発生が77件ですから負傷された方はこれ以上だと思うんです。この2,420人を分母に、77件を分子にした場合に約30分の1——30人に1人はけがをすると理解できるんですが、そういう読み方でいいんですか。

○二見山村・木材振興課長 単純計算でいくとおおむねおっしゃるような数字になってしまうと思います。災害が多いというのはおっしゃるとおりでして、休業が4日以上のを労働災害と呼んでいるんですけれども、全産業の職種別の年千人率で、2.4人というのが全産業としての数字なんです、それに対して林業のほうは22.8人と10倍ぐらいの数字になっているということでございます。

○中野委員 説明された数字でも10倍ということで、びっくりする数字ですね。資料を見ても30人に1人はけがをするという途方もない数字です。右の表に未熟な5年未満の人が半数近くと書いてあります。20年以上の超ベテランであっても約20%の人が負傷するというびっくりする数字です。ベテランであってもけがをする率

が物すごく高いということですが、その下に成果指標が書いてありますが、果たしてこのぐらいでいいのかなど。

48ページの「森林の仕事生き生き定着促進事業」に定着率が悪いと書いてあります。どんどん年数が進むにしたがって定着する率が物すごく低くなっているのも当然だと思うような気がします。30人に1人がけがをするとすると、山師と仕事を5年も一緒にすれば、どこかで誰かがけがをする場面に遭遇するという可能性ですから、そういうところで働けばこれは怖いということになると思うんです。

これは全国的な課題だと思うんですけれども、もっと真剣に考えていただきたい。林業はチェーンソーとかいろいろな機械で、斜面とか足場の悪いところで作業をする。相手にする材料というか商品も木材で重いものだし、それを大きな重機でやるわけでしょう。もう見るからに危険な作業場だと思うんです。土木作業も危険極まる仕事だと思うけれども、こんな数字ではないと思うんですよね。

ですから、事業内容をもっと強化して、予算もうんとつけて、宮崎県の林業からはけがをする人もいないんだと、死亡事故も何年もゼロだと。交通事故ゼロがあるように、何年もゼロですよというぐらいの成果を求める事業にしてほしいと思うんです。これは今度が初年度の継続事業ですので、次年度からは物すごい予算をつけていただいてやってほしいと思うんです。そういうのを達成してこそ、グリーン成長プロジェクトの日本一を目指すということに合致すると思いますので、ぜひ、そういう取組をしてほしいと思います。これはどうしてもやってもらわないといけないものですから、来年は予算をこの10倍つけるというぐらいの心意気を部長か

らお願いします。

**○長倉環境森林部長** 林業現場での労働災害が多いということは、委員おっしゃるとおり全国的にも大きな課題になっております。グリーン成長プロジェクトを進める上でも、きちんと対応していかなければならない重大な課題だと思っております。どうしていけば災害が減るのかというところについては、今回、対策事業として上げているように、普及啓発だとか研修をやっていく、特に今回は改善事業というところで、5年未満の未熟練労働者に対する研修に力を入れていくというところで工夫しているところでございます。

予算の話もございますけれども、経営者の方の意識も含めて、労働者一人一人の安全意識の向上というところで、地道に粘り強く啓発していくということが一番重要かと思っております。少ない予算ではありますけれども、最大限の効果を発揮するようにしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

**○中野委員** こんなのがずっとそのまま、労働災害が続くと、いろいろな労働上の法律や安全対策上の法律もありますから、そういう意味から、労働基準監督署から厳しい指導や勧告があるだろうと思うんです。だから無視できない数字だなと思いましたので、真剣に取り組んでほしいと、これは要望しておきます。

**○二見山村・木材振興課長** 先ほど年千人率の話をしたときに、分母のことを申し上げましたけれども、森林所有者でありますとか、一人親方ですとか、そういったものも入っていました。出てきている数字は雇用労働者が対象ということなので、林業就業者数の数字とは一致はしないのですが、はっきりした数字については不明ということでございます。

**○中野委員** 自分自身の山でけがをしたとかも、入っているということですよ。今のは雇用した人たちだけの労働災害の数字だということという意味ですか。

**○二見山村・木材振興課長** 先ほど休業が4日以上のもを労働災害と呼んでいるという話をしたものは、基本的に雇用されている人の話です。それ以外の一人親方ですとか、個人で事業されている方とか、業的にやられていない森林所有者の方というのは含まれていないので、先ほどの分母の数字とは異なるということでございます。

**○中野委員** いずれにしても高いのでしょうか。先ほど平均が2.4%で、林業が22%ぐらいだと、10倍だと言われましたよね。

**○二見山村・木材振興課長** 通常の産業平均の数字は今おっしゃった数字でして、その10倍ぐらいというのはそのとおりでございます。

**○中野委員** いずれにしても高いですからね。新規就労者も、それからずっと続ける人もいなくなる。山は守らないといけません。一人親方であってもけがをしてもいいということはないですからね。そういう人も含めて徹底した安全対策の御指導をお願いいたします。

**○二見山村・木材振興課長** おっしゃるとおり、いろいろ工夫して頑張っていきたいと思うんですけれども、技術的なところでは機械の開発もされています。死亡災害の発生原因について、平成25年からの10年間のトータルの数字があるんですけれども、原因別に見たときに、一番多いのが木が当たったりとかの激突です。その次が転落とか墜落とか、要は重機に乗っていて落ちたやつとかです。そういったものが全体のシェアの中でも大きな割合を占めています。また、重機に乗るときの安全作業もさることながら、

木の伐採作業——人が重量物である木の近接で木を切るといことになりますと、それが思いもしない動きをして人がお亡くなりになったりとか、そういったことも多いです。

最近、ある程度機械でそこを何とかしなければいけないということで、開発のほうも進んでいまして、無人でのワイヤーアシストというものがあります。45度といった傾斜でも、無人でリモコン操作し、ワイヤーで釣ったりしながら木を切り倒すことができるようなものも開発されているところです。まだ普及はこれからというところなんですけれども、そういったものの実用化ができるようになってくれば、それを現場でたくさん使って、危険そのものを除去していくというようなこともぜひやっていきたいと思っております。

**○日高委員** 松くい虫の駆除について、毎年継続ということで、何か特別なことを考えているような感じでもないです。以前、花粉のない松に植え替えるという話もありましたが、作業はいつからやるんですか。日向市とかはかなり枯れています、今年はまだ放置するというのでしょうか。

**○川畑自然環境課長** 松くい虫対策でございますけれども、現在、今年の被害木の伐倒作業をしております。かなりの量であるものですから、順次伐倒してございまして、松くい虫が飛び立つ前の5月頃までに全て伐採する計画で準備を進めているところでございます。

また、来年度の予算につきましては、資料25ページの一番下、(事項)森林病虫害等防除対策事業費ということで1億660万7,000円ほど計上しているところでございます。今年度被害が大きかったことから、昨年度よりも1,400万円ほど増額して予算を計上したところでございまし

て、防除対策と、また伐倒駆除を同時にやっていきたいと考えているところでございます。

**○日高委員** やるということですね。そろそろやらないともう見苦しくなっていますので、ぜひお願いしたいと思います。

資料59ページの「次代の建築廃材縮減促進事業」について、狙いは廃材を出さない、最終処分場に持っていかないということが1つと、木材の需要を増やしましょうということの2つの狙いがあると思います。例えば、椎葉村には100年以上過ぎた家がいっぱいあります。それが空き家になっていて、古民家協会がその部材だけ入札して買い取って、はりに使うとか、その部分だけでも使ったりしています。そういった全てを廃棄物にしないで、必要なものは入札して、それを再利用されるという考えもあるのではないかと思います。この事業ではそういうことは全く考えてないですか。

**○笹山みやざきスギ活用推進室長** 委員の御指摘のとおり、これは木材需要の喚起と廃棄物の排出抑制を目的とした事業でございます。

今、御指摘のあったものにつきましては、古材という形で利用されて、それで回収ができれば、それを支援の対象としたいと考えております。

**○日高委員** ぜひそうやっていただければと思います。柱、はりとか結構いい材料があるらしく、そういうのをを使うのが今はやりらしいです。いい取組だと思えますし、それができれば産業廃棄物に持っていかないで済みます。そういう流れから、そういうのをを使うというのは面白い事業だと思いますが、実際にやるということではよろしいでしょうか。

**○笹山みやざきスギ活用推進室長** この事業は財源として産業廃棄物税基金を使わせていただ

いており、できるだけ、委員が言われたような形で使っていきたいと考えております。

**○日高委員** 産業廃棄物税については、この間も言ったけれども、大きな財源になると思います。以前、企業局の基金で事業をつくっていましたが、企業局ももうお金がないでしょう。なぜ企業局のお金で事業をつくるのか不思議だったんですけれども。宮崎再生基金というのもありました。産業廃棄物税は、大きな財源にしないといけないです。これはリサイクル業者を支援するんですよね。それでできたリサイクル品を売らないといけません、そこまで先読みができていくかという話です。何を売ろうかと、大分県は多分セメントとかでしょう。

**○長友循環社会推進課長** 委員のおっしゃるとおり、産業廃棄物税を財源としまして、本県のリサイクルを推進する事業を行っております。資料20ページの一番下の(事項)廃棄物減量化・リサイクル推進費の中の(2)の「産業廃棄物リサイクル転換支援事業」などで、県内のリサイクル産業の育成を目的に事業展開しております。廃棄物の再資源化を行う施設の補助とか、それらの施設でできましたリサイクル製品等で安全性の確保されたものを宮崎リサイクル製品として認定します。131~135ほどあるんですけれども、その普及啓発等を行っているところであります。

どのようなリサイクル品があるのかということをお委員おっしゃいましたけれども、一番多いのが、建設現場、解体現場から出る瓦礫を路盤材とか骨材に活用するもの、それから建設廃材のコンクリート塊を再生砂——水道管を埋める砂の代わりに再生砂を使ったり、解体現場で出た廃瓦、廃材を舗装資材とか砂利材、防犯砂利とかに使ったり、動植物性残渣を飼料、肥料、

土壌改良材とかに使ったり、灰を燃料に使ったり、ここに挙げるもの以外にも様々なリサイクル品があります。委員のおっしゃるとおり、そういった本県のリサイクル品を使った産業の発展につなげていかなければいけないというところでありまして、我々環境森林部としましても、それらのPRを一生懸命やっているところであり、引き続き努めていきたいと思っております。

**○日高委員** いいことを聞きました。建設用資材ですよ。それこそ皆さんの下部組織である治山林道協会とか、県土整備部の設計で、地元の材料、リサイクル品を使わないと総合評価では評価されないように、点数の差をつけられるとよいです。そうすると、「自分のところの商売が成り立たないじゃないか」と言うような県外業者がいますが、そういうのは排除していかないと。やはり地元の地産地消をやっていくところが非常に重要だと思うんです。総合評価の中でそれが入って、2点でも差をつければみんな使うから、そういう働きかけをしてほしいんですけれども、どうでしょうか。

**○長友循環社会推進課長** 先ほど申し上げましたリサイクル製品のいろいろな公共事業等の活用につきましては、我々のほうも県、市町村の担当部署とか、商工会等にもパンフレットを送りましてPRして採用をお願いしているところでございます。

また、公共事業の事業サイドにも、いろいろ事情等もありまして、まだなかなかうまく活用には至っていないという状況もありますので、我々としては引き続き普及啓発に努めていきたいと思っております。

**○日高委員** ある程度量がまとまらないと安くないんですよ。倍ぐらいかかったやつを使えと言ってもなかなか使えないです。うまいと

ころ調整して、単価が少し高いねぐらいのところまで持っていかないと。

宮崎県の特徴だと思うので、そこは切り開いていかないと。将来、見方を変えれば、この産業廃棄物税は一大産業になりますよ。だから、そういったことも考えながら、部長とかがやはりもう少し前向きに動かないと。後ろ向きじゃ進まないと思うんですが、前向きに進めていただけですか。

**○長倉環境森林部長** リサイクルの促進というのは、循環経済を回していくためにも非常に重要な視点でございますので、環境森林部としても他部局、また市町村等への働きかけに力を入れていきたいと考えております。

**○中野委員** 資料25ページに「松くい虫伐倒駆除事業」というのがあります。松くい虫というのは、一旦松が虫に食われたら、黄色く枯れていきますよね。一旦枯れ出したものは、治療というか蘇生できるものなんですか。一旦枯れ出したら、もう全部枯れていくんですか。

**○川畑自然環境課長** 松くい虫の被害なんですけれども、通導に流れる水がマツノザイセンチュウによって阻害されて枯れると聞いております。一旦枯れ始めますともう阻害が起こりますので、ほぼ間違いなく枯れていくと認識しているところでございます。

**○中野委員** ほぼ枯れるんだったら、なぜあれをずっと放置しているんですか。松は長く紅葉したみたいになっています。これは宮崎県だけじゃないけれども、あちこちの松林で、ずっと枯れたまま放置されていますよね。放置しててもそこからまたうつることはない、以前説明をいただきましたので、うつることはないと思いますけれども、こういう伐倒駆除事業があるんだったら、さっさと伐採できないんですか。

一ツ葉なんかも、観光という面から見ても見苦しいですが、わざわざ1,800万円も予算が組んであるんだから、どんどん伐倒できないんですか。

**○川畑自然環境課長** 今、伐倒を一生懸命やっているところでございます。夏場から枯れ始めますので、それから順次やっているところでございます。

実を申しますと、一度枯れたということで伐倒作業したところが、また追いかけて枯れてくるという状況がございまして、現在も枯れているところをやっているところでございます。必要な予算を計上しておりますので、今年度枯れた分につきましては、先ほど申しましたように、今年の4～5月の、松くい虫が飛び立つ前までには伐倒を完了する計画で実施しているところでございます。

**○中野委員** 今枯れているのを5月末までには全部伐採するという意味でしょうか。今から枯れだしたときに、これは枯れたのを5月まで伐採する予算なんですか。

**○川畑自然環境課長** これは、令和7年度予算でございます。来年度枯れるものを想定して予算を組んでおります。

**○中野委員** 5月までだったら予算が別途あるわけですね。枯れだしたら5月まで待たなくても、これを伐倒できないんですか。

**○川畑自然環境課長** 先ほど申しましたように、枯れ始めるのが夏を過ぎてからになりますので、それからの作業になります。

昨年度から被害が増えておりまして、前回は平成27年に増えたんですけれども、あのときは2～3年かけて被害量を減らしたという状況がございまして、今回は今年度の被害木を全て伐採しまして、来年度は少しは被害が減ってくるんじゃないかと思っておりますけれども、徹底

した伐倒駆除を行いながら、被害を少なくしていきたいと考えております。

○中野委員　ということは、本年度は、大体想定される松くい虫でやられる松のほとんどを即伐採できる予算であるということですか。

○川畑自然環境課長　昨年度、民有林で被害が約3,000立方メートルを超えておりますので、その被害を2年かけて、通常ベースの1,000立方メートル以下にしたいと思っております。来年度になりますけれども、被害が半減すると想定して、その予算を計上しているところでございます。

○中野委員　松くいで枯れた松が目映らないように、早め早めにやってください。宮崎県は松林がきれいです。白い砂浜に松林というのが、観光の面からもすばらしい景勝地でもあるわけですから。松があちこちで枯れる姿というのは、なかなか観光県のあるべき姿ではないという思いもします。松が枯れだしたら、どうせなかなか蘇生しないということでしたから、枯れだしたら伐倒ということで、枯れた松を見ることがないように、ひとつ心して伐倒してください。予算が足りないということであれば、補正予算をまた計上すればいいわけです。

○川畑自然環境課長　現在、来年度の被害額を組み込んで予算を組んでおりますけれども、被害が増加した場合には、また予算等を検討しなければならないと考えているところでございます。

○永山副委員長　細かいことですが、教えてほしいところがありまして、資料41ページの「水を貯え、災害に強い森林づくり事業」の広葉樹の造林についてです。補助率のほうが「造林補助金の補助残額」という形の設定になっているんですけれども、これをもう少し詳し

く教えてほしいということと、また、森林の所有者に対しての補助金との兼ね合いというところを教えていただければと思います。

○松永森林経営課長　杉、ヒノキを植えるのであれば、将来伐採したときに1ヘクタール当たり150万円とかお金が入ってくる場所ですが、広葉樹は植えたとしても、100年、200年後に大木になって用材が取れるのであればお金が入ってくると思うんですけども、とにかく効率が悪いです。そういうことになりますと、広葉樹を植える選択をなかなかしていただけないという現状になります。ただ、シイタケ原木とか、炭の原木とかは植える人はいますけれども、一般的になかなか広葉樹を植えてもらえないと。

広葉樹を植える際には国の補助金が大体68%出るんですけども、それでも足りない残りの32%を森林環境譲与税で負担することによって、所有者の負担をなくして、広葉樹の植栽を進めていこうという事業でございまして、ですので、この事業を使えば、所有者の人は負担なしに植栽、防護柵の設置、下刈りまでできるということとなります。

下刈りまではこれまでも助成していたんですけども、その後の手入れをなかなかしなくて、竹や笹とかが侵入してきて、なかなか育てられていないという実情もありました。今回の改善では、その後の除伐も支援していこうということで、広葉樹を植えたら整林するようにしていきたいと考えております。

○永山副委員長　補助残額というか、不足分を補助するようなイメージであると認識しました。

あともう一点、資料57ページの「JAS認証材普及促進事業」について、上限額20万円という形で補助されるということなんですが、対象件数は大体どれぐらいを見込んでいるか教えて

ください。

**○笹山みやざきスギ活用推進室長** JASの認証経費につきましては、目視等級とか機械等級とかいろいろ種別がございますが、大体30万円余から70万円弱ぐらいの経費が1件当たりかかります。令和5年度は5件の申請がございまして、昨年度中にできなかったものにつきまして、今年度認証を取るような形で進めております。

**○永山副委員長** 手数料も高いし、検査とかもあって、認証を取るのはすごい大変だなという印象を受けたんですけども、例えば、お金は補助するんだけど、それ以外に取ることに向けての事務的なバックアップだとか指導だとか、その辺のサポートというのは、県のほうでされるのか、それとも「みやざき木の建築推進協議会」辺りでされるのか、分かればお教えください。

**○笹山みやざきスギ活用推進室長** 県では、JASの勉強会を開催したりとか、また、県木連のほうでJASの認証に関する手続等を行っておりますので、時には県も一緒になって指導しているところでございます。

**○永山副委員長** 分かりました。

**○内田委員長** ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○内田委員長** 次に、特別議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いします。

**○松永森林経営課長** 資料の63ページを御覧ください。

議案第21号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。

1の改正の理由につきましては、物価高による維持管理経費等の増加を踏まえ、受益者負担

の適正化を図るため、使用料及び手数料の改正を行うものです。

2の改正の内容ですが、条例第2条関係の別表第1に定めている林業技術センターやひなもり台県民ふれあいの森オートキャンプ場などの使用料及び第3条関係の別表第2に定めていまず各種申請等の手数料の一部を増額改正するものです。

詳細は、64～68ページのとおりであります。

3の施行期日は、令和7年4月1日としております。

次に、69ページを御覧ください。

議案第34号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

1の改正の理由につきましては、物価高による維持管理経費等の増加を踏まえ、受益者負担の適正化を図るため、指定管理者が管理する公の施設の利用料金の上限の改正を行うものです。

2の改正の内容ですが、条例第10条の5関係の別表第4に定めている林業技術センターの宿泊室とひなもり台県民ふれあいの森オートキャンプ場の利用料金の上限を増額改正するものであります。

詳細は、70～71ページのとおりであります。

3の施行期日は、令和7年4月1日としております。

**○壱岐環境森林課長** 資料の72ページを御覧ください。

議案第40号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」について御説明します。

当該条例は、「みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例」の一部改正に伴いまして、2に記載のとおり、別表の号ずれ対応を行うものです。

なお、「みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例」の一部改正の内容については、次のページで御説明させていただきます。

3の施行期日については、令和7年4月1日としております。

続きまして、73ページを御覧ください。

議案第45号「みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例」について御説明します。

1の改正の理由を御覧ください。

11月定例会においても、その他報告事項として御説明させていただきましたが、県では、この条例に基づき、平成17年度から、県内で一定量以上の温室効果ガスを排出している事業者に対し、温室効果ガス排出量削減計画書及び排出状況報告書の作成・報告を義務づけております。

また、一方で、国においても、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、対象となる事業者に対して、温室効果ガス排出量の報告を義務づけております。

今年度から、国への報告の情報が事業所ごとに公表されることになり、県内の状況が国の公表内容から把握できるようになりました。このため、国とは別に、県へも報告してもらうという必要性が低下したところであります。

加えて、民間事業者からは、国と県で似たような報告が重複しているとの御意見もいただいていることから、国の公表制度見直しを契機に、本条例に基づいて事業者が義務づけている報告等を廃止するため、関係規定の改正を行うものです。

また、刑法改正に伴い、拘禁刑が創設されることから、こちらについても所要の改正を行うものです。

2、改正の内容については、先ほど御説明し

ましたとおり、温室効果ガス排出量削減計画書及び排出状況報告書等に関する規定を廃止するとともに、廃止に伴う号ずれ対応を行います。

また、刑法改正に関する内容としましては、条例の規定中、「懲役及び禁錮」を「拘禁刑」に改めます。

3の施行期日については、令和7年4月1日としておりますが、刑法改正に関する規定は、令和7年6月1日となります。

○落合環境管理課長 資料の74ページを御覧ください。

議案第46号「宮崎県公害紛争処理条例の一部を改正する条例」について御説明します。

1の改正の理由を御覧ください。

今般、公害紛争処理法施行令が改正され、旅費種目の名称等が変更されることから、これに合わせて、関係規定の改正を行うものであります。

2の改正の内容については、(1)の県が負担するものとして、条例で定める費用の規定については、「参考人等に支給する鉄道賃、船賃、車賃、日当、宿泊料または鑑定料」としていたものを、旅費種目の名称等を使用せずに、「参考人又は鑑定人に支給する費用」に改めるものです。

また、(2)の参考人等の費用弁償の規定については、専門委員等の報酬及び費用弁償に関する条例によることとし、当該規定を廃止するものです。

3の施行期日については、令和7年4月1日としております。

○松永森林経営課長 資料の75ページを御覧ください。

議案第51号「林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について」であります。

説明に入ります前に、大変恐れ入りますが、資料の修正をお願いいたします。

修正箇所は、1、「地方創生道整備推進交付金事業」の林道舗装のうち、長谷・児原線の括弧書き市町村名を「西都市」としているところを「西米良村」とするものです。大変申し訳ありませんでした。おわび申し上げます。

それでは説明に入ります。

改めまして、お手元に配付させていただきました修正後の資料を御覧ください。

これは、令和7年度に県が実施する林道事業について、市町村から負担金を徴収するものがあります。

1の「地方創生道整備推進交付金事業」につきましては、林道開設2路線、林道舗装2路線について、事業費の100分の10を延岡市など4市村から徴収します。

2の「森林環境保全整備事業」につきましては、林道開設1路線について、事業費の100分の10を西米良村から徴収します。

3の「山のみち地域づくり交付金事業」につきましては、林道開設2路線について、事業費の100分の5を西米良村から徴収します。

4の「県単林道災害復旧事業」につきましては、事業費の100分の10を上記1～3に該当する路線において、県が災害復旧事業を実施する場合に徴収します。

対象となる市町村からは、既に同意を得ておりますが、地方財政法第27条第2項の規定により、議会の議決に付すものであります。

○内田委員長 執行部の説明が終了しました。

特別議案について質疑はありませんか。

○永山副委員長 手数料とか使用料のほうが、今回ずらずらと見直しになっていて、昨今の人件費増とか、電気料金や資材高騰とかも踏まえ

てのこのタイミングなのかなと思うんですが、前回の改定が大体いつぐらいだったのか、ばらばらかもしれないですけども、もし分かれば教えてください。

○松永森林経営課長 ひなもり台のオートキャンプ場の使用料等につきましては、物価高騰による増額というのはこれまでなかったと認識しております。消費税が増税したときとか、ごみ収集におけるごみ処理経費が上がったときに改正したことがあるというように聞いております。

○永山副委員長 前回改正時と今回改正時の数字を比較して、そこでの物価の上昇だとかというのを細かく積み上げていったの改定なのかどうかというところは少し疑問があり、今回このタイミングで何本かずつ上げるといふ形の進め方なんじゃないかなというのを危惧しているところなんですけれども、その値上げの幅だとか額だとかというのは、きちんと積算されているという認識でよろしいでしょうか。

○松永森林経営課長 改正に当たりましては、ひなもり台で言えば、利用者が宿泊する際に掃除をする経費であるとか、電気・水道・ガスの費用であるとか、ごみ処理の経費であるとか、クリーニング代とかの前回の金額がありました。これに財政課から示されております物価高騰の率がありまして、前回改定が令和2年度以前であれば、改定率は107.9%と示されておりますので、ひなもり台でいきますと7.9%の増加という形になっております。

○永山副委員長 それでは、ある程度モデルとなる数字を基に金額をはじいたという形では、あとはその中で、これで行けるかどうかについては、原課のほうでしっかりもんでいるという認識でよろしいですか。

○松永森林経営課長 公の施設に関する条例の

一部を改正する条例におきましては、指定管理者が利用料として徴収する上限を定めるとありまして、議決されましたら指定管理者と県が協議しまして、県が承認するという形でこの上限額で取るのかとか、そこ辺りはまたこれから協議することとなり、実際の価格を上げるのは4月1日以降になるというものでございます。

**○永山副委員長** 分かりました。県民に対してしっかり周知をお願いしたいと思います。要望で終わります。

**○中野委員** 林道事業執行に伴う市町村負担徴収について確認ですが、全ての事業で国が交付なり補助する事業なんですか。そうであればその割合はどのくらいになるのか教えてください。

**○松永森林経営課長** 林道の整備につきましては、国の補助金、交付金の対象となる事業がこの1～3番の事業です。この事業を活用しまして、県営の林道であるとか、市町村が開設する林道の開設、改良、舗装などを実施しております。

それぞれ事業の採択要件がありまして、補助率はそれぞれ違うところでありまして、開設につきましては、大体50%程度の補助となっております。

**○中野委員** その割には市町村の負担割合は大きいんですね。100分の10とか100分の5もあります。西米良村がところどころ出てきていますけれども、小さな村である西米良村が負担する負担額というのは、どのくらいになるんですか。

**○松永森林経営課長** 例えば、2番の「森林環境保全整備事業」で長谷・児原線の開設を行います。事業費は1億2,600万円を見込んでおります。国の補助率が45%か50%ありまして、市町村の負担割合は10%ですので、負担額は1,260万円になります。

また、3番の「山のみち地域づくり交付金事業」では、2路線で1億8,900万円の事業費を見込んでおりまして、これにつきましては国の補助率は7割以上あるんですけども、市町村の負担割合は5%ですので、負担額は945万円となっております。

**○中野委員** 西米良村には、国からまた何か交付金があるんですか。

**○松永森林経営課長** 市町村においては、それぞれ起債できると考えております。

**○中野委員** 山ばかりだから、こういう事業をすれば、すごい負担になります。山がないところは、1円も負担しないでいいわけでしょう。非常に不利地というか、一段と山間地が荒れてしまいますから、山仕事をすればけがをする、林道を造れば負担がある、もうどうにもこうにもならないです。行政も含めて村民も町民も大変なことになるから、何とかそこを救うような山間事業をやってほしいと思うんです。市町村がずっと持続できるようにお願いしておきます。

**○内田委員長** それでは次に、その他報告事項についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

**○巻岐環境森林課長** 資料の76ページを御覧ください。

令和7年度環境森林部組織改正案について御説明します。

今年5月から運用開始する盛土規制法に対応するため、新たに盛土対策課を設置いたします。盛土規制法の運用開始に伴い、宅地、農地、森林等を含む、県内のほぼ全域を規制区域としており、区域内での一定規模以上の盛土等の造成については、県の許可が必要となるなど、新たな業務も出てくることから、これらに的確に対

応するため、関連する環境森林部、農政水産部、県土整備部の三部共管組織として設置するものであります。

○内田委員長 それでは、執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について質疑はありませんか。

○中野委員 これは事前に私にも説明がありまして、そのときに九州各県はどのような対応をするかをお尋ねしたと思います。その報告がありませんでしたから、今、沖縄県まで含めて全て教えてください。

○壱岐環境森林課長 他県の情報についてはですが、九州管内では長崎県が令和5年度に室を新設済みであると聞いております。また、鹿児島県が室を新設予定、福岡県でも課を新設するように要求をしていると聞いておりますので、本県と同様のような体制を取るところが九州管内でもあるというところで、御理解いただければと思います。

○日高委員 これは公共三部で作るということですが、職員の割合はどうなるんですか。事務屋と技術屋が何対何とか、環境森林部、農政水産部、県土整備部で技術屋が何人なのか。構成を教えてください。

○壱岐環境森林課長 人員体制については、きちんと人員が配置されるまではっきりしたところが、なかなか申し上げられないところなんですけれども、課全体としては、おおむね十数名程度の規模にはなると考えております。

職種についても、三部共管で持ちますので、業務内容からしまして、土木職、林業職、あと農業土木職とか関連する職種を持ってくる形になってくると考えており、そこは適材適所で配置していただけるものと考えているところです。

○日高委員 まだ内示も何もあっていないから、

その辺は言えないと思いますけれども、誰がどこに行くのは人事ですが、割合は大体こういう形でこうやりますよという、そういう組織案の手具合は、やはりあってほしいですね。以前、説明があったときは事務職が2人でしたよね。

○壱岐環境森林課長 盛土対策課は3担当できる形になっておりまして、盛土調整担当のほう予算や広報、許可というところを持つような形になりますので、恐らくこの担当は事務が中心になるのではないかと考えております。

○日高委員 法律のところは、事務職でできないというのは当然分かります。土木事務所とか農林振興局との連携というのはするんですか。

○壱岐環境森林課長 盛土対策は県全域になりますので、もちろん出先機関との連携等もございます。ただ、具体的な相談とか許可とか、そういった受付とかは、盛土対策課のほうである程度一元化するような形で考えているというところで聞いております。出先機関については、通常業務の延長の範囲で協力していただくというところで整理はされていると聞いております。

○日高委員 一つお尋ねしますが、これは結局、林地とか都市計画区域とか、いろいろ分かれてます。農業振興地域の整備に関する法律にかかっているとか、調整区域とか、基本的に盛土規制となると、これ全部が一括りになるわけですよ。混じっているところは一括りですから。現行法は残っているんですが、盛土規制法については、宮崎県全域にかかってくるという、本当にややこしい部分が正直あります。その部分について、県土整備部の都市計画法としてはこうですよという言い方は駄目なんですね。環境森林部としては林地だからこうですよとか、農政水産部としては農地だからこうですよとか。全部ひっく

るめてこの土地はどうなんですかって聞いたときに、全てが重なり合った中での回答というのを出さないといけないとか、非常に難しい部分になってくるんです。

だからそういったところをどうクリアしていくんだらうなっていうのが非常に疑問なんですけれども。ほかの県ができていからできるんでしょうが、その辺はどうなんでしょうか。本当にできるんですか。

**○吉岐環境森林課長** 適切に対応するために課をつくりますので、そこは十分対応していく形で整理しているところです。

既存の個別法は個別法できちんと守っていかないといけない部分ですので、そこは所管課とも連携しながら、また、盛土規制法は全体にかかってくる部分ですので、そこも連携しながらやっていきますので、しっかりとした対応ができる体制ということでお考えいただければと思います。

**○日高委員** 最後に一言。これは技術屋の歴史の1ページです。縦割りの公共三部で、表面上は連携を取っていますと言っても、企画調整の技術の部分でしか連携が取れていなかったわけです。公共三部が連携してやるのは初めてです。もちろん盛土規制法というのをしっかりとやっていかないといけない部分なんですけれども、これができると、公共三部の横のつながりで、さらに発展させるようなこともできて、いろいろなところで良くなるんです。横の連携で凸凹だったやつが平たくなるとか、そういったことも出てくると思います。ぜひ期待したいと思いますので、よろしく願いいたします。

**○中野委員** 資料76ページの組織改正案にて、たまたま3つに分かれて担当名が書かれておりますが、これは環境森林部の担当、農政水産部

の担当、県土整備部の担当と分かれた書き方ではないわけで、みんな同じ仕事を順番にどこでもやるということになるわけですか。

**○吉岐環境森林課長** 盛土規制法のほうが土地の種別に関わらず全体に関わってきますので、委員おっしゃっているとおり、この3担当については業務で分けております。盛土調整担当のほうは先ほど申しあげましたように、予算だったりとか許可書の発行だったりとか、広報だったりとか、あとは行政的な調整だったりとかを担当することになっています。許可は盛土規制担当のほうで、監視は盛土監視担当のほうでということで、業務で分けてありまして、それぞれ縦割りではなくて、いろいろな業種が入ってみんな見ていくような形になるということで整理されております。

**○中野委員** 環境森林部、農政水産部、県土整備部で想定される件数というのは分かっているんですか。先ほど、人員の想定も言われたんですから、それに合った人員配置がされる予定だと思うんですね。

**○吉岐環境森林課長** 盛土対策課の業務量については細かい数字が手元にはないんですが、5月1日以降、盛土規制法が対象になり始めましたら、一定規模以上の盛土の審査とか許可とか、あと届出の受理だとか、5年に1回の規制区域の指定の見直しの調査だとか、業務だけ見てもある程度の業務量があると判断しています。

また、令和4年度から令和5年度にかけて、県内全域で既存盛土等の分布を把握する調査を行ったところ、6,000か所以上ぐらいは盛土等の可能性があるという結果が出ています。ある程度の業務量があるということで、十数名程度の規模の担当を持った課で対応していくという形で整理されていると聞いております。

○中野委員 今度から盛土をし始めるというわけではなく、過去もずっと盛土をしていたからいろいろ災害があったわけでしょう。熱海市の件を皮切りにというか、その前もあったわけですから。だから、今までのこういう盛土の件数とかは把握されていると思うんです。公共三部で部ごとにどのぐらいの件数があるものか、そういうのは想定していないんですか。

○川畑自然環境課長 環境森林部で言えば林地開発等をやっております、そういったものから各部から想定される件数を約500件程度と想定しております。

○中野委員 環境森林部が500件ということでしょうか。

○川畑自然環境課長 全体で500件となります。

○中野委員 県土整備部と農政水産部のほうはどのぐらいかというのは何か把握しておられないんですか。

○川畑自然環境課長 既存の許可から算定しておりますので、そちらを把握していませんけれども、県土整備部、環境森林部、農政整備部を含めて全体で500件程度というように聞いております。

○中野委員 環境森林部だから環境森林部の分は分かるはず。500件は各部が積み上げたものだから。

○川畑自然環境課長 県土整備部、環境森林部、農政整備部それぞれの内訳を出しているわけではなく、全体で500件程度あるというように想定しているところでございます。

○中野委員 納得はしていないけれども、いずれ分かるでしょう。

○佐藤委員 私も盛土対策課の仕事量がどのくらいになるのかというのを聞こうと思ったんですが、500件ぐらいを対応すると。県土整備部に

は3部共管で工事検査課というのがありますが、そこでは対応できないわけですね。他県がどうなのかを見たら、どこも盛土対策課という課はないんですね。鹿児島県には土木部建築課、熊本県は建築課宅地指導班、大分県は都市・まちづくり推進課、佐賀県は建設・技術課、福岡県はまだ始まっていなくて、令和7年の7月だったと思いますが、都市計画課。林業の盛んな高知県や和歌山県を見たら、高知県は土木部都市計画課、和歌山県は県土整備部都市政策課というんですけれども、やはりどこも宅地とかそういう名称ではありません。法令名が宅地造成及び特定盛土等規制法ということだけれども、宮崎県だけがそういうふうに行っているのか、先ほど環境森林課長が他県もと言っていました、他県と比べて宮崎県が遅れを取っていたとか、遅れを取りそうだとか、そういうのがあるんですか。

○吉岐環境森林課長 特にそういう状況はないと認識しています。建築確認等の事業とかが県土整備部が一番多いんですけれども、こういった業務が盛土規制法とは非常に業務的に関係性が深いというところで、他県のほうではそういった配置をされているという部分もあったりするのかもしれませんが。本県の場合は、農地、宅地、林地と土地の種別が違っても全体でしっかりとやっていくというところで、三部共管とさせていただいていますので、連携しながら的確に対応ができるのではないかと考えているところです。

○佐藤委員 ただでさえお忙しい皆さん方が、さらにお忙しくなるんじゃないかなと思って心配しているんですけれども、いろいろな対応の仕方があると思いますが、後になってあららということがないようにしていただきたいと思い

ます。

○中野委員 今、他県の話やら、それから事業量が各部ごとには分からないという話も聞いたりとすると、何か急ぎすぎたような組織づくりな気がしないでもないです。なんか朝令暮改に値するような、近い将来また組織の再編をと言われるような気がしないでもないですが。「過ちては改むるに憚ること勿れ」という言葉もあるから、やはり現状にあった組織づくりというものを心してやってほしいと思います。

○内田委員長 ほか、ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 最後に、その他で何かございませんか。

○日高委員 5月1日から盛土規制法が施行されますが、既存盛土の届出の飛び込み需要はどう見えていますか。

○川畑自然環境課長 盛土規制法については、5月1日時点で工事を施工しているものにつきましては、届出を出すことになっております。届出の提出は5月1日から21日以内ということになっておりますので、まだ届出はできないところで、どれぐらい出てくるのかは想定できないところではございますけれども、届出をもとに適切な指導を行っていくことになるかと思っております。

○日高委員 それは法的な手段の中で皆さんがそういう形を取られるという説明です。この法律ができるのは、そういった盛土が危ないから、どうにか県民の命を守らなければならないためです。たしか5月1日までに準備期間があったかと思いますが、そこから始まるからそれまでにと行って、駆け込み需要で余計に危なくなるんじゃないですか。法律上そうなっているから、駆け込み需要はもうしょうがないみたいなこと

でいいですか。これは土木事務所でも農林振興局でも同じことを言います。盛土規制は、大雨が降ったときとか何かあったときに、命が奪われないようにするというのが一番の目的だと思います。

○川畑自然環境課長 規定に基づかないような危険な盛土により、熱海市で発生した土石流災害を受け、盛土規制法ができました。現段階では盛土規制法が施行されておられませんので、行政的な指導はできないところでございます。

5月1日時点で施工中の箇所につきましては届出を出していただく。また、出していただいたところにつきましても、危険な箇所につきましても、盛土規制法に基づきまして指導等はできるようになっておりますので、そちらのほうで対応していくことになるかと考えております。

○日高委員 既存盛土については、危ないところはやはりある程度、注意・勧告とか——これは、次は売ったほうも関係あるんですね。だから、既存盛土でも危ないところはしっかりやっていくと、そうしないと始まってから大変ですよ。始まる前にやっていたところは問題ないとする、新しいところだけなんでこんな厳しいのか、ここまでしないといけないのかという話になりかねないですよ。だから、私は既存盛土についても知らないふりをするべきではないと思います。

○川畑自然環境課長 既存盛土につきましても、今後災害が発生しないようにしていくことが大事だと考えております。先ほど環境森林課長が言いましたが、既存盛土が6,000か所ほどあるというところで、盛土規制法が始まることから基礎調査をしております。その中からより点検が必要な箇所を抽出しまして、昨年度から危険箇所の現地調査が必要かどうかというところの

優先度の調査を行っております。さらに加えて、年間数百箇所ですけれども、その危険箇所が危険かどうかという判断を行っているところでございますので、そういった事業をやりながら危険なところは早期に把握して、必要があれば指導を行っていくということになるかと思っております。

○日高委員 今度は土捨場も対象になると。土捨場の許可を出すか出さないか、これは土木事務所とか農林振興局がお願いをして、この盛土対策課がどうするか判断するわけですね。そういう状況も出てきたりもします。特にこれは知事の許認可です。宮崎県知事の責任が非常に大きいです。そこをしっかりと頭に入れてやっていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○内田委員長 ほか、ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、以上をもって環境森林部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時22分休憩

---

午後3時23分再開

○内田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

明日の委員会は10時に再開し、農政水産部の審査を行うことといたします。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 以上で、本日の委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午後3時23分散会

令和7年3月12日(水曜日)

午前9時57分再開

出席委員(8人)

委員 長	内田 理 佐
副委員 長	永山 敏 郎
委員	中野 一 則
委員	日高 博 之
委員	佐藤 雅 洋
委員	荒神 稔
委員	工藤 隆 久
委員	脇谷 のりこ

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農政水産部

農政水産部長	殿所 大 明
農政水産部次長 (総括)	川畑 敏 彦
農政水産部次長 (技術担当)	柳田 敬
畜産局長	河野 明 彦
農村振興局長	戸高 久 吉
水産局長	西府 稔 也
農政企画課長	原田 大 志
中山間農業振興室長	下田 透
農業流通ブランド課長	押川 裕 文
農業普及技術課長	戸高 知 也
農産園芸課長	白石 浩 司
畜産振興課長	鴨田 和 広
家畜防疫対策課長	坂元 和 樹
農村計画課長	城ヶ崎 浩 一
農村整備課長	上村 一 久
担い手農地対策課長	梶原 正太郎

水産政策課長	西田 貴 亮
漁業管理課長	安田 広 志
漁港漁場整備室長	那須 紘 之
工事検査監	甲斐 岳 彦
総合農業試験場長	松田 義 信
畜産試験場長	水野 和 幸
県立農業大学校長	馬場 勝
水産試験場長	大村 英 二

事務局職員出席者

議事課主任主事	増村 竜 史
議事課主任主事	青野 奈 月

○内田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明をお願いいたします。

○殿所農政水産部長 説明に入ります前に、まず、お礼を申し上げます。

3月8日に開催いたしました令和6年度県立農業大学校卒業式には、永山副委員長に御出席いただき、誠にありがとうございました。卒業生61名は、そのほとんどが就農や農業関連産業に就職する予定となっております、将来の本県農業の発展を牽引する人材として、活躍を期待しているところであります。

それでは、当委員会に御審議をお願いしております議案等について御説明いたします。

委員会資料の2ページ、目次を御覧ください。

本日は、予算議案2件、特別議案5件、その他報告事項1件の御審議をお願いしております。

予算議案は、議案第1号「令和7年度宮崎県一般会計予算」と議案第12号「令和7年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算」であります。

特別議案は、議案第21号「使用料及び手数料

徴収条例の一部を改正する条例」ほか4議案であります。

その他報告事項は、令和7年度農政水産部組織改正案についてであります。

3ページを御覧ください。

Iの予算議案についてであります。

まず、令和7年度農政水産部予算(案)の基本的な考え方ですが、(1)にありますとおり、国は、食料・農業・農村基本法を25年ぶりに改正し、今後5年間で農業構造の転換を集中的に実施することとしております。

また、物価高騰の長期化等による生産者の経営への影響を踏まえ、生産性の向上に加え、持続性の高い農水産業への転換が急務となっております。

そのため、(2)の①のとおり、来年度に中間年を迎える農業と水産業、それぞれの長期計画の着実な推進に加え、②の農水産業の生産性と持続性を両立し、さらなる成長を実現するグリーン成長プロジェクトの展開により、我が国の食料安全保障の確保を支える食料供給基地として、将来にわたってその役割を果たすための予算として編成いたしました。

4ページを御覧ください。

ここでは、農業と水産業のそれぞれの長期計画の施策の体系に沿った重点的な取組を整理しております。

(1)の第八次宮崎県農業・農村振興長期計画では、3つの視点で各種施策を展開いたします。

①では、新規就農者や外国人などの多様な雇用人材の確保等に向けた取組、②では、生産技術の高度化や輸送体制づくりにより、生産・流通・販売が一体となった取組、③では、持続的な農山村づくりに加え、自然災害や家畜防疫な

どの常在化する様々なリスクに対応した取組を推進いたします。

(2)の第六次宮崎県水産業・漁村振興長期計画では、4つの視点で各種施策を展開いたします。

①では、新規就業者への支援や漁業のスマート化の取組、②では、高収益型漁業への転換や輸出バリューチェーンの構築等の取組、③では、水産資源の適切な管理に加え、漁場の管理保全に向けた取組、④では、漁港の津波・地震対策の強化や安全操業支援等の取組を推進いたします。

5ページを御覧ください。

5～6ページで、それぞれの長期計画の施策の体系に沿った新年度予算の主な事業を整理しております。

新規・重点事業の内容については、後ほど、担当課長から説明いたします。

7ページを御覧ください。

昨日、環境森林部からも説明があったかと思いますが、今年度から本格展開しているグリーン成長プロジェクトについてであります。

1、取組の柱と方向性の真ん中の緑の部分にありますとおり、農水産業分野におきましては、地域資源を最大限活用する宮崎らしい循環型農水産業の構築を目指し、具体的には、下の段の一番下にありますとおり、粗飼料自給率100%などを主な指標に掲げ、取り組んでいるところでございます。

8ページを御覧ください。

このプロジェクトを進めるための主な関連事業を整理しております。

先ほど説明いたしました5～6ページに掲載しております新規・改善事業等と組み合わせながら、引き続き効果的な取組を推進してまいり

ます。

9ページを御覧ください。

令和7年度の農政水産部の当初予算案は、一般会計と特別会計を合わせた全体で、表の令和7年度当初予算額の一番上の欄にありますとおおり434億5,859万9,000円をお願いしております。

このうち、一般会計はそのすぐ下にありましておおり432億8,507万4,000円、特別会計は下から2番目にありましておおり1億7,352万5,000円です。

10ページを御覧ください。

債務負担行為について、次の11ページまでの一覧表にあります事項について、追加をお願いするものであります。

**○内田委員長** 部長の概要説明が終了いたしました。

審査の進め方についてですが、予算議案のみ2班に分けて議案の審査を行い、最後に総括質疑の時間を設けることといたします。

なお、歳出予算説明については、重点・新規事業を中心に簡潔に行い、併せて、決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明をお願いいたします。

それでは初めに、第1班として、農政企画課、農業流通ブランド課、農業普及技術課、農産園芸課、畜産振興課、家畜防疫対策課の予算議案の審査を行いますので、順次説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

**○原田農政企画課長** 常任委員会資料の12ページを御覧ください。

令和7年度当初歳出予算について御説明いたします。

当課の予算額は、一般会計のみで26億4,762万1,000円をお願いしております。

13ページを御覧ください。

13ページの事項別の歳出予算説明資料での説明に当たりましては、左から3番目の欄の事項名で説明をさせていただきます。

また、事項の詳細を説明する場合は、一番右の説明及び事業名の欄を用いさせていただきますけれども、この欄につきましては、説明欄と省略して言わせていただきます。

なお、この後、各課におきましても、同様の説明とさせていただきます。

それでは、主な内容について説明いたします。

13ページ、下から2つ目の(事項)中山間地域活性化推進費の説明欄5、改善事業「元気な中山間農業・農村活性化事業」につきましては、後ほど、御説明いたします。

1つ下の(事項)世界農業遺産推進事業費につきまして、次の14ページを御覧ください。

一番上の説明欄1、改善事業「みやざきの農業遺産活性化協働事業」2,055万7,000円です。

本事業は、世界農業遺産高千穂郷・椎葉山地域及び日本農業遺産地域の魅力を企業との協働等により発信するとともに、収益力向上や農用地保全等の取組を支援し、認定地域の活性化を図るものです。

次に、1つ下の(事項)鳥獣被害防止対策事業費の説明欄1、改善事業「鳥獣被害対策アップデート事業」7億4,284万8,000円です。

本事業は、農作物被害対策のモデル実証や侵入防止柵の整備など、ソフト・ハード両面での取組を支援するとともに、ジビエの栄養成分に着目した、新規需要の創出を図るものです。

15ページを御覧ください。

改善事業「元気な中山間農業・農村活性化事業」でございます。予算額は7,519万9,000円です。

この事業は、事業の目的にありますとおり、農村集落のコミュニティーや生産基盤の強化に向けた取組を支援しますとともに、地域間交流等の取組を推進することにより、中山間地域の農業・農村の活性化を図るものであります。

16ページを御覧ください。

左側の農村集落と赤枠で囲みました中ほどにありますとおり、事業は大きく2つからなり、まず、①の「農業・農村コミュニティ強化事業」では、農村型の地域運営組織の形成支援や、市町村と集落の間に立ち、例えば、日本型直接支払制度の事務代行やネットワーク化など、集落活動の支援・コーディネート等を行う中間支援組織のモデル化に向けた支援により、コミュニティ強化を図りますとともに、中山間地域の实情に沿った営農活動に必要な機械等の導入支援や地域資源活用の支援により、生産基盤の強化等を図ります。

次に、②の「農山村交流・ネットワーク推進事業」では、地域の農泊協議会によるPR活動や新規開業等の支援、県域での農泊ネットワークの推進等を通じまして、人流促進・所得向上を図ります。

これらの取組により、農村集落機能の強化・活性化、さらには、地域外からの関係人口や理解・協力を呼ぶ好循環にもつなげてまいります。

事業期間は、令和9年度までの3年間を予定しております。

**○押川農業流通ブランド課長** 資料17ページを御覧ください。

当課の予算額は、一般会計のみで8億9,430万5,000円をお願いしております。

主な内容について説明いたします。

18ページを御覧ください。

上から3番目の(事項)新農業振興推進費の

説明欄1、改善事業「信頼で支える食の県産県消推進事業」865万2,000円です。

本事業は、地場産物を活用した料理教室や農業体験等の食育活動、農林水産物直売所の出荷者等への食品表示制度の普及啓発など、県産県消の推進に係る取組を支援するものであります。

次の(事項)新みやざきブランド推進対策事業費の説明欄1、改善事業「みやざきブランドファン拡大事業」につきましても、後ほど、御説明いたします。

次にその下の2、改善事業「国際水準GAP実践支援事業」1,404万1,000円です。

本事業は、本県農業の持続可能な成長に向け、JGAPやGLOBALG.A.P.などの認証取得や、国際水準GAPガイドラインに準拠したMIYAZAKI-GAPの実践を支援するものであります。

次に、その下の(事項)農産物流通体制確立対策費の5億5,143万8,000円につきましても、農産物の合理的な流通の促進並びに農産物の輸出に取り組む産地の育成や販売拡大、輸出規制に対応する加工施設の整備等に係る取組を支援するものであります。

次に、一番下の(事項)構造政策推進対策費の説明欄2、改善事業「みやざきLFP強化支援事業」4,848万3,000円です。

本事業は、多様な農や食の関係者が協働して新たなビジネスを創出する、みやざきローカルフードプロジェクトの活動を強化し、新商品やサービスの開発などを支援するものであります。

19ページを御覧ください。

改善事業「みやざきブランドファン拡大事業」についてであります。

予算額は3,222万3,000円で、事業の目的にありますとおり、本事業は、みやざきブランドの

新たなマークの周知や、みやざきブランドの商品に対する消費者の関心を高めることでファンを拡大し、購入意欲の向上や安定販売につなげ、持続可能なブランド産地の実現を図るものです。

20ページを御覧ください。

左側の①「特長をいかしたファン拡大事業」では、アのデジタルツールを活用した情報発信と特典の提供によるファンの拡大に、新たに取組んでまいります。

これは、スマートフォンなどのポイントカードの機能を使って、左下のイの様々なイベントや、その隣、ウの量販店での販売促進に参加した方が、ポイントを集めて特典を得ることで関心を高めてもらうとともに、そこに登録された方に、宮崎県の農産物がどのように作られているのかといった産地情報や、レストランフェアなどで宮崎県の食を味わうことができるといった、消費者が興味を持つ情報を積極的に発信したり、消費者心理を把握するためのアンケートをしたりと、双方向の情報共有を、デジタルツールを介して取り組むことで、さらなるファン拡大に努めてまいります。

次に、右側の②「時代のニーズに対応した商品創出事業」では、大学等と連携し、引き続き、健康に着目した保健機能食品のシリーズ化への取組や新たなブランド商品の創出に取り組んでまいります。

事業期間は、令和9年度までの3年間を予定しております。

**○戸高農業普及技術課長** 常任委員会資料の21ページを御覧ください。

当課の予算額は、一般会計のみで40億3,686万円です。

それでは、主な内容について御説明いたします。

22ページを御覧ください。

下から3つ目の(事項)農業経営改善総合対策費の説明欄1、「データ分析で磨く農業経営力強化事業」2,887万4,000円についてであります。

これは、燃料や生産資材等の価格高騰などにより、農業経営を取り巻く情勢が厳しい中で、新規就農者や担い手の経営安定や発展、さらには法人化による経営規模の拡大などを後押しするため、宮崎県農業経営体支援センターにおいて、経営コンサルをはじめとする経営指導等に取り組むものであります。

続きまして、一番下の(事項)農業金融対策費の説明欄1、利子補給金・助成金3億8,669万3,000円です。

これは、金融機関による農業制度資金の融資に対しまして、利子補給・助成を行うものであり、農業者の資金繰りを支援するため、資金調達の円滑化を図ってまいります。

23ページを御覧ください。

最後に、下から3つ目の(事項)農産物高品位生産指導対策費の説明欄1、改善事業「みやざき「グリーン農業」拡大加速化事業」につきましても、後ほど、別資料にて説明いたします。歳出予算説明資料については以上です。

続きまして、新規・改善事業について、25ページを御覧ください。

改善事業「みやざき「グリーン農業」拡大加速化事業」、予算額は1億5,543万3,000円です。

本事業の目的は、国のみどりの食料システム戦略や県のグリーン成長プロジェクトに基づき、化学肥料・化学農薬の使用量低減や有機農業の拡大を図る取組などを行うものであります。

事業概要の右上にある農業の概念のとおり、

グリーン農業として、化学肥料や化学農薬の使用量低減を図る環境保全型農業や、同じく5割以上削減する特別栽培を推進するため、(1)事業内容の①の事業を実施します。

さらに、化学肥料や化学農薬などを使用しない有機農業を拡大させるため、②の事業を実施します。

事業の内容について、主な項目を説明いたします。

26ページを御覧ください。

別紙では、事業メニューごとに課題と取組を記載しております。

①の「グリーンな栽培体系確立・導入・推進事業」では、アの環境負荷低減と生産性向上を両立するグリーンな新技術の確立・改良について、総合農業試験場の研究員や普及指導員が国の研究機関と連携した先進技術の確立、本県への導入に向けた改良に取り組みます。また、イのグリーンな栽培体系の地域での実証などを支援いたしまして、環境負荷低減技術の定着と普及を図ってまいります。

次に、②の「有機農業拡大加速化事業」では、アの技術普及、指導人材の育成のための研修会や先進農家による現地指導をはじめ、イの有機JAS認証の拡大に向けた転換期間中のかかり増し経費の支援、さらには、ウの販路拡大に向けたマッチング商談会の開催などに取り組むことで、有機農業の拡大を図ることとしております。

25ページにお戻りください。

事業の仕組みは、市町村、協議会、農業者団体等への補助や民間企業等への委託、成果指標としては、みどり認定の農業者数を現状の5件から令和8年までに116件、有機JAS認証面積を現状の422ヘクタールから令和8年度までに

600ヘクタールに拡大することとしております。

最後に、事業期間は令和8年度までの2か年となります。

○白石農産園芸課長 資料27ページをお願いいたします。

当課の予算額は、一般会計のみで22億8,399万1,000円をお願いしております。

主な内容について御説明いたします。

28ページをお願いします。

上から3つ目の(事項)強い産地づくり対策事業費の説明欄1、「宮崎の農業「強い産地づくり」対策事業」13億9,657万2,000円です。

これは、農産物の高付加価値化や産地の収益力向上を図るため、園芸ハウスや集出荷施設の整備、農業機械のリース導入など、生産基盤強化の取組を支援するものです。

次に、2つ下の(事項)主要農作物生産対策事業費の説明欄2、改善事業「未来に繋げる水田農業経営体育成事業」850万4,000円です。

これは、高齢農家のリタイア等により、耕作されない水田の増加が懸念されることから、その受皿となる水田農業経営体の規模拡大を促進するため、作業の効率化やコスト削減の取組を支援するものです。

29ページをお願いします。

上から2つ目の(事項)茶業奨励費の説明欄1、新規事業「みやざき茶有機転換推進事業」につきましては、後ほど説明いたします。

次に、下から3つ目の(事項)産地強化対策事業費の説明欄2、改善事業「みやざき果樹花き産地生産力強化事業」732万7,000円です。

これは、老木園の計画的な改植が課題となっているマンゴーや新たな品目であるライチ、リンドウにおける種苗供給体制を構築するとともに、きんかん、日向夏の優良園地維持に必要な

改植経費の一部を支援することなどにより、産地生産力の強化を図るものです。

次に、下から2つ目の(事項)国際園芸博覧会出展事業費の説明欄1、新規事業「国際園芸博覧会出展事業」598万2,000円です。

これは、令和9年に横浜市で開催される国際園芸博覧会において、県オリジナル品種を含む様々な県産花きを展示するため、出荷時期を調整するための実証やPR資材の作成を行い、県産花きの魅力発信につなげるものでございます。

30ページをお願いいたします。

新規事業「みやざき茶有機転換推進事業」、予算額は1,858万円です。

本事業は、価格低迷など厳しい状況が続く茶生産者に対し、海外で需要が高い有機茶への転換を推進することで、安定した経営の実現を図るものです。

具体的には、次のページを御覧ください。

まず、本事業の柱となります①、「有機茶生産力強化事業」です。

ここでは、国庫事業を活用した拠点茶工場の整備と連動し、グリーン成長タイプとして、有機栽培に必要な除草機等の機械や、産地のストックポイントや輸送といった集出荷体制の整備、市場調査などを支援することで、さらなる有機茶の生産拡大を推進します。

また、右側の生産性向上タイプでは、有機JAS認証に対応した共同生産を行うために必要な収穫機械の改良や、生産・出荷管理に必要なシステム、ITツールの導入を支援することで、生産の効率化を支援いたします。

また、②の「生産者組織支援事業」では、県内各産地の活動を支援する宮崎県茶業協会の取組を、③の「有機転換サポート事業」では、有機茶経営指標の作成など、心理的なハードルも

高い有機転換のサポートを県として実施いたします。

事業期間は、令和9年までの3年間を予定しております。

○鴨田畜産振興課長 資料32ページを御覧ください。

当課の予算額は、一般会計のみで74億3,833万円をお願いしております。

主な内容につきまして御説明いたします。

33ページを御覧ください。

3番目の(事項)畜産経営環境保全事業費の説明欄1、改善事業「畜産バイオマス利用加速化事業」1,995万1,000円は、畜産バイオマスのエネルギー利用を拡大するための調査等を支援するとともに、牛ふん燃焼発電システムの確立に向けた取組を推進するものです。

次に、2つ下の(事項)畜産振興対策事業費の説明欄7、新規事業「畜産試験場機能強化計画策定事業」につきましては、後ほど、説明いたします。

次の(事項)畜産団地整備育成事業費の説明欄1、「畜産競争力強化整備事業」いわゆる国の「畜産クラスター事業」48億円は、地域の中心的な畜産経営体が行う畜産業の収益性向上と、生産基盤の強化を図るために必要な畜舎等の施設整備を支援するものです。

34ページを御覧ください。

3番目の(事項)養豚振興対策費の説明欄1、改善事業「宮崎ブランドポーク」認知度向上支援事業」532万7,000円は、宮崎ブランドポークの認知度向上に向け、近隣消費地等への販路拡大の取組のほか、宮崎ブランドポークの日と連動したイベント開催による消費拡大、新たな加工品の開発等の取組を支援するものです。

次に、4つ下の(事項)食肉鶏卵流通対策費

の説明欄1、改善事業「県産牛肉販路拡大対策事業」2,684万4,000円は、国内外における宮崎牛などの販路を拡大するため、より良き宮崎牛づくり対策協議会等が行うPR活動への支援や注目度の高いイベント等でのプロモーションに取り組むものです。

次の(事項)畜産物価格安定対策事業費の説明欄2、「肉用牛肥育経営安定対策事業」2億1,143万円は、肉用牛肥育農家の経営安定を図るため、国のセーフティネット対策である牛マルキン制度に係る生産者負担金の一部を助成するものです。

36ページを御覧ください。

新規事業「畜産試験場機能強化計画策定事業」です。予算額は2,048万2,000円です。

本事業は、大きく変化する畜産情勢に的確に対応し、現場のニーズを踏まえた畜産試験研究を行うために、研究体制の機能強化や運営の合理化に向けた調査・検討を行うものでございます。

右側の図にありますとおり、現在の畜産試験場は高原町の本場が昭和58年、川南町の支場が平成13年に整備しており、施設の老朽化が進む中、本場では肉用牛や酪農、飼料作物に関する試験研究を行い、支場では養豚や養鶏、排せつ物などの環境に関する試験研究を行っているところであります。

今回の事業では、事業内容にありますとおり、施設が老朽化している現状等を踏まえ、農家所得の向上に向けて、試験場にどのような機能を持たせ、どのような研究をしていくのか等について、県が関係機関等とも十分連携しながら、主体的に機能強化の方向性を検討してまいります。

併せて、委託先においても、これを補完する

形で施設及び整備等のハード面や研究体制などのソフト面などから総合的に調査し、その結果を踏まえ、試験研究の将来像や基本計画図面などの基本計画を取りまとめる予定としております。

事業期間は、令和7年度限りを予定しております。

○坂元家畜防疫対策課長 資料37ページを御覧ください。

当課の予算額は、一般会計のみで10億2,923万8,000円をお願いしております。

主な内容について御説明いたします。

38ページを御覧ください。

1番目の(事項)家畜防疫対策費の説明欄3、「家畜防疫体制整備事業」6億5,114万3,000円でございます。

本事業により、県内で万が一、高病原性鳥インフルエンザや豚熱が発生した場合、迅速な初動防疫を行うとともに、県内の養豚農場における予防的豚熱ワクチン接種を行うこととしております。

次に、2つ下の(事項)家畜衛生技術指導事業費の説明欄3、「ひなたの獣医師確保修学資金給付事業」4,259万円でございます。

本事業は、県職員獣医師の安定的な確保・育成を行うため、本県職員獣医師を目指す高校生と獣医系大学生に対して修学資金を給付するものです。

次の説明欄4、「ひなたを支える獣医師確保事業」1,632万3,000円については、上記の修学資金給付事業と一体的に、県職員獣医師を安定的に確保するため、獣医系大学などへのリクルート活動や獣医師業務の効率化などに取り組むものです。

次の説明欄5、新規事業「家畜防疫業務デジ

タル化推進事業」につきましては、39ページを御覧ください。

新規事業「家畜防疫業務デジタル化推進事業」でございます。予算額は295万3,000円です。

本事業は、家畜保健衛生所獣医師が担う家畜防疫業務のうち、大きな割合を占める農場巡回指導などのデジタル化を進め、業務効率化を図るものです。

事業の概要にありますとおり、①の農場巡回指導効率化につきましては、農場において農家情報など紙ベースで記録し、帰庁後、エクセルファイルにデータ入力、集計していたものを農場でタブレット端末に直接入力、クラウド上で自動集計する方式に改めることで、データ入力や集計時間の短縮を図ります。

②の病性診断迅速化につきましては、口蹄疫や豚熱などを疑う病性診断について、診断時間の短縮を図るものです。

事業期間は、令和9年度までの3年間で予定しております。

○内田委員長 執行部の説明が終了いたしました。

予算議案について、質疑はありませんか。

○中野委員 資料13ページの部内連絡調整費6,171万9,000円について、部内の職員間でいろいろと費用がかかるということだと思うんですが、具体的にはどういうことですか。

○原田農政企画課長 部内連絡調整費につきましては、主に支庁・振興局の事務経費になります。それぞれ支庁・振興局に令達して、支庁・振興局で旅費や需用費、役務費等を執行するというものでございます。

○中野委員 具体的に何に使うんですか。

○原田農政企画課長 例えば、旅費につきましては、支庁・振興局の職員が出張に行ったりと

か、需用費につきましては、支庁・振興局等で消費する消耗品だとか、役務費については、様々な修繕等に必要な役務に要する費用といったもの、それから、備品購入費については公用車の更新等に使っております。

○中野委員 それは、部内連絡調整費というのになじむ内容なんですかね。

○原田農政企画課長 本庁と出先機関との連絡を密にするといいますか、連絡を円滑に進めるための費用ということで、部内連絡調整費という表現をしております。

○中野委員 使うなどは言いませんが、何か別な科目がありそうだなという気がしました。

それと、資料14ページの(事項)農業協同組合、農業共済団体検査・指導費について、農業協同組合検査費等に約600万円、農業共済組合分を入れて750万円ほどですけれども、検査費はこのぐらいのものなんですか。

○原田農政企画課長 年間行う検査につきまして、職員が出張する出張旅費、あと検査に必要な消耗品等の事務経費について、こちらのほうで計上しております。

○中野委員 まだ議会で承認はしていませんが、団体指導検査課がこういった検査をされますよね。そこが検査した場合の予算総額というのは、どのくらいになる予定ですか。

○原田農政企画課長 今回集約する業務について、各課のほうから経費を集めますけれども、トータルの額については、少しお時間をいただいて調べて御回答したいと思います。

○中野委員 今日、分かりますか。

○原田農政企画課長 今日中にお答えしたいと思います。

○中野委員 お願いします。

23ページの(目)肥料対策費及び(目)植物

防疫費の中で、肥料検査組織運営費がほとんどの金額ですが、この肥料検査組織とか、病害虫防除組織という組織の構図というか、その中身について、それにどのような費用がかかるのか、そして、その組織は県の内部の組織なのか、外郭団体なのかを含めてお尋ねします。

**○戸高農業普及技術課長** 肥料検査組織、それから病害虫防除組織でございますけれども、これは、総合農業試験場の中に設置しております、病害虫防除肥料検査センターが該当いたします。

肥料検査につきましては、農業者から、例えば、土壌の分析をしたいと、または肥料を生産する方から肥料の成分の分析をしたいといった要望がありましたときに、その分析をするための費用であります。それから、肥料は法律に基づきまして、例えば堆肥類は特殊肥料といえますけれども、県に届出をしていただきます。その届出に関する事務費を本庁で執行しているところです。

防除組織については、先ほども申し上げました病害虫防除肥料検査センターが、県内各地域で重要な病害虫の発生状況を調査したり、海外などから飛来してくるような新たな、侵入を警戒すべき病害虫が発生しているかどうかを調査する費用ということになります。それから、そういう病害虫の発生状況を把握した際には、それを防除につなげるための情報として周知するような業務に取り組んでいるところです。

**○中野委員** 総合農業試験場内にある組織で、そこでいろいろ使っている経費だということですね。分かりました。

それと、資料34ページの(事項)酪農振興対策費について、事業の1と2が酪農公社の強化育成、強化対策事業ですが、酪農公社の運営状態は過去もかなりいろいろと問題があったと思

うんですけれども、現状はいかがでしょうか。

**○鴨田畜産振興課長** 御指摘のとおりでして、9月の県出資法人の報告のときにも、累積欠損等が多くなっているという御報告をさせていただいたところです。

昨今の畜産情勢等について、県内の酪農家戸数も170戸を下回りまして、その中の約4割の農家が酪農公社を活用して、育成牛——妊娠させて分娩前に農家のところに帰ってくるという、いわゆる分業化の一つの仕組みを酪農公社が担っておりますが、その預託頭数自体も減少傾向にございます。

非常に厳しい経営状況にあると考えておりますので、その現状を踏まえて、今後、対応をしっかりと検討してまいります。

**○中野委員** 経営が大変厳しい中で、公社を中心にいろいろ事業を取り組まれておりますが、やはり酪農というのもきちんと守らないといけませんので、ここの経営状況も含めて、酪農家がいなくなるようなことにならないように、宮崎県の酪農を守るために踏ん張っていただきたいと思います。

**○日高委員** 資料15ページの「元気な中山間農業・農村活性化事業」についてまず基本的なことを教えてください。コミュニティーの強化、農村RMOの形成ということで、本県初ということはいいんですが、例えば、今までやってきた小さな拠点づくりとか、特定地域づくり事業協同組合とか、これとどこが違うのでしょうか。似たようなものではないかと思うんですけれども、その辺の違いってあるんですか。

**○下田中山間農業振興室長** 農村RMOにつきましては、もともとのRMOというのが地域運営組織ということで、以前からの学校区単位で生活支援等しております組織、例えば、五ヶ瀬

町であれば、祇園地区でありますとか、都城市であれば、庄内地区とか、そういったものがあるいろいろありました。

これに農地と農村の保全というのも盛り込むということで、国が令和4年度から推進しているものでございまして、あと地域資源の活用に加えて生活支援というのも一体的に、複数の集落が補完しながらやろうということで進めているものでございます。本県では、今、3地区のほうでモデル的に取り組んでおりまして、全国で80を超える地域でなされているところでございます。

小さな拠点につきましては、当然、この趣旨が変わるものではないんですが、農村の集落の人口が減っていく中で、やはり複数の集落で補完し合うというのは、今後、ますます重要になりますことから、このRMOについて推進しているところでございます。

また、御質問のありました特定地域づくり事業協同組合制度につきましては、総合政策部の所管になりますが、これにつきましては、いわゆる労働者派遣事業というのを届出できるという制度でございまして、これについては、農村RMOとはまた異なる範疇になろうかと思っております。

**○日高委員** 中山間地域を衰退させないというのは当然なんですけれども、大体もう似ているんですよ。はっきり言いますけれども、この中に入ってくる人たちに被りはありませんか。例えば、この地域はRMOの人たち、この地域は小さな企業というように県が指定しているのか、そういったそれぞれブロック分けとか色分けをしているのか。その辺の全体像が分かればですが、被っているところとかは、生活していくのも大変なのに、こういうので事務的なものもあ

って大変だと思うんですけども。

**○下田中山間農業振興室長** 御指摘のとおり、こういった代表を含めまして、やはり同じ方が重複しているところが多くございます。中山間地域につきましては、産業政策と違いまして地域政策ということで、こういった様々な政策を活用しながら維持していくということが大事でありますので、今回、この農村RMOにつきましては、この制度をうまく活用しながら進めていきたいと思っております。

また今回、中間支援組織ということで、本県初ということでお願いしておりますが、今、本県でも、行政と集落の間に立って集落の課題を解決していくような芽というのが出てきております。これをうまくこの事業でモデル化していきたいと——具体的に、県域をまたぐような広域化した中間支援というのができないかと考えているところでございます。

そういったことで、様々な政策を活用されている集落の同じような方々の側面的な支援につながるのではないかと考えているところでございます。

**○日高委員** 分かりました。行政と中山間地域の人たちは、誰がつなげるんですか。

**○下田中山間農業振興室長** 今、想定しているのは、NPO法人でありますとか、まちづくりにノウハウを持っている株式会社、また、農政にも精通しているような団体も設立されておりますので、そういった方々を想定しております。

**○日高委員** そうしたら、この事業は、NPO法人とか、場合によっては地域おこし協力隊とか、そういうところとかも活用して、よその空気を入れて回していこうというようなところなんです。

**○下田中山間農業振興室長** 御指摘のとおりで

ございます。令和元年になりますが、あるNPO法人が、中山間直接支払制度の活用も断念するという集落の間に立って、復活させていただいた、また、これまで取り組んでいなかった集落も併せて農業地面積も増えたというような、いい事例がございます。

こういったNPO法人の方々とか、まさに、今、御指摘にありました地域おこし協力隊のOBの方々が、各地の市町村の区域内でまちづくりを頑張っていますので、こういった方をうまくネットワーク化してから、モデル化していきたいと考えております。

**○日高委員** ニュアンスは分かりました。でも、もう10年ぐらい前からそういったことはやっているんですよね。十何年前に高千穂町かどこかに行き、そういった組織がありました。そういうことでしょうかけれども、いいことやっているから、それはいいです。

農泊についてですが、宮崎県では、結構積極的にやられているんですか。

**○下田中山間農業振興室長** 資料15ページの下のほう、成果指標で、農泊宿泊者数(延べ)というのがございますが、コロナ禍前の令和元年から見ると6割の水準でございます。ただ、その後のインバウンドを含めて伸びを見せておりまして、私どもとしては、平成30年度の最大でありました3,800人規模までは伸ばしたいと考えております。

本年度、7月にこの農泊事業者の協議会で県が中心となって構成します、「みやざき農泊ネットワーク会議」というのがございまして、議論しているんですが、例えば、やはり一つの協議会では受け入れるキャパシティに限界があると、最大でも80名ぐらいしか受け入れられないと。ただ、これをほかの協議会とつなげ、融

通し合うことでその倍受け入れられるとか、そういった前向きな議論もされております。

また、新規開業にやはり二の足を踏むというところがございますので、そこについても、今回、お願いしている事業で手当したいと考えております。こういった形で農泊を推進してまいりたいと考えており、可能性は十分あるかと考えております。

**○日高委員** そしたら、もう期待しますよ。令和9年度に3,800人ですね。

どこまでを中山間地域と考えているのか分からないですけども、本当に田舎のほうを考えると、日向市でも中山間地域があるんですよ。県の80%近くが中山間地域ですよ。

農用地の保全と言っても、遊休地で、高齢化してもうやる人がいないんですよ。それが地域おこし協力隊とか、NPO法人で実際にやれるかと言ったら、厳しいという話になる。これはもう本当に性根入れてやらないと。これは中山間地域の振興じゃなくて、農地の保全だったら全部に関わりがある、農政全体に言える問題ですよ。課長だけでなく、部長も、次長も、もう全部関わる。この辺についてはどうなんでしょうか。

**○下田中山間農業振興室長** 「元気な中山間農業・農村活性化事業でお願いしているこの農用地保全につきましては、国の農産業振興交付金の中で中山間地域対策のメニューがございますので、これを活用した定額の支援ということになります。具体的には、例えば、県の普及センター等が主体となりまして、その現場での実証でありますとか、場合によっては民間企業へ委託という形で、この農用地保全につなげていくというものです。

本年度でございますと、例えば、美郷町での

栗園の除草にラジコン除草機を使ってみるとか、高千穂町のラナンキュラスにU I Jターン者が就農したときに、ベテラン農家の技術をすぐによく伝達できるようにICTを活用するとか、そういったいい取組をしております。

やはり中山間地域は、複合経営で様々な品目がございますので、こういったところにきめ細かに対応する事業ということで、今回、お願いしているところでございます。

**○日高委員** 実際に中山間地域に行くと、この間まで田んぼだったのに、2年ぐらいたって行ったら、もう田んぼが見えないぐらい道から草がぼーぼー生えています。

そういうところがどんどん増えているのが中山間地域です。今言われたような除草作業は、お金になるからやります。中山間地域のはそういうものじゃないんですね。本当に行ってみれば分かりますよ。

中山間地域は、本当は農政水産部ではなく、総合政策部にやってもらうのがよかったんですが、現実はそのなんだというところを把握しながら、やってほしいなと思います。

**○下田中山間農業振興室長** 15ページの「元気な中山間農業・農村活性化事業」については、今、言われたような問題がある中で農村のコミュニティをどう強化していくのか、関係人口もどう拡大していくのかという視点で行っております。総合政策部とも常日頃から会話しながら、事業を構築しておりますので、しっかり連携しながらやってまいりたいと考えております。

**○中野委員** 農村コミュニティの強化については難しい話です。中山間地域だから、もう人口がどんどん減っていく。農協も一本に合併したから、おそらく森林組合もどこかでやがて合併するでしょう。森林組合がつくった製材所

も倒産していくという時代ですからね。

そういう中で、このコミュニティを強化とあって、農林水産省の机上論でつくった何か分からないようなRMOなんていうのも、普及しないと思うんですよ。

コミュニティについて、我々でいえば、薩摩藩の流れで、郷中というのがありました。最近冠婚葬祭を中心にした集まりも、私の地域もそうですがもうなくなりました。葬祭事業はJAに頼んでおけばよいと。しかし、みんな職業がばらばらで、また人も減っているから核になる人がいなくなって、もうそういうのもなくなっていく。

もう何か情けなくなるぐらい人口が減り、どんどん戸数も減る。私の町の近くにある集落でさえもそうです。家庭と家庭が集まって最初の組織がコミュニティでしょう。それが国とか県とか市町村の核になる。それはもう何とかして守る方法をつくらなければいけないけれども、もっと具体的に何かやってほしいなと思います。

こういう事業内容の説明があって、これは改善事業だから、前段でもやったけれども芳しくない成果だったんでしょう。だから、また3年間頑張ってみようということでしょう。これは大切なことだけれども、非常に難しい、現実には厳しい。

だから、もっとどうすればその農産地域や集落が維持できるか、そしてコミュニティがきちんと守られていくかということ、もっと具体的に取り組んでほしいと思います。

最後に農業の活性化となっているけれども、活性化なんて言ったらもうとても考えられない事業になると思うんですよ。3年後はむなしい結果が出ると思います。

3か年事業だから、令和7年よりも令和8年

はもっと具体的に、令和9年はその集大成でもっと具体的に、そういう成功例がどこにあったというぐらゐの取組をぜひやってほしいと思います。この金額もそれなりの金額ですから、果たしてこの使い道がどうなるのか、非常に危惧しております。

回答を求められるような、質問だったのか、私の愚痴だったのか分かりませんが、現実生活中に生活している者として、そういう思いが現実的にあります。

**○下田中山間農業振興室長** 農村RMOにつきましては御指摘のとおり、前の振替事業の中で、3年間、各年度で1か所ずつ取り組んだところであります。

現在、西都市と日南市で取り組んでおりますが、この生活支援というのも盛り込んで、12集落とか、3集落とか、そういった広域な形で取り組んでいるということで、非常に地域としては盛り上がっていると受け止めております。来年度も小林市の須木で取り組むということで御要望をいただいております。また、県北の高千穂町のほうでも、今、機運が高まっております。

こういった広域的なコミュニティというのをつくり続けながら、うまくモデル化していきたいと。また、そこに核となるのが中間支援組織となってまいりますので、併せて育成していきたいと考えております。

**○中野委員** 農村RMOの形成数も成果指標になっており、さっきは、農泊宿泊者数の成果目標も載っておりますが、現実には厳しいでしょう。全ての県の事業で、コロナ禍のときから何とか、コロナ禍で何とかというのは、もう言葉を消してもらわないといけないぐらゐの考えを持っています。民泊をやっている経営者も、維持でき

るか、できないかということを含めて、受入体制をどうするか。

西諸県郡では「北きりしま田舎物語」というグループをつくっています。実は、私の兄もやっているんですよ。現実は大変です。細々とやっていますが、兄も80歳になりましたから、もうそろそろやめどきだとは言っておりますけれども、そういう人が周りにたくさんいるんですよ。取り組むそのときの核になる指導者が、きちっと続けていけばまとまりますが、なくなればがたがたになります。

農家民泊のスタートは、大分県の安心院が中心になって旅館業法を緩和してみたり、厳しい制約がある料理の問題を法的に何とかしてクリアしたりして、そこから民泊が来たんですよ。

その元、基本はドイツでした。西ドイツでいろいろ取り組まれていたものが日本型になったのか、それで、地方が取り組む。よそもいろいろあったんだろうと思いますが、九州では安心院がスタートだったと記憶しています。

コロナ禍前でたくさんやった実績もあるのが長崎県ぐらゐでした。西諸県郡では何か事業に物語性を持たせないといけないということで、北きりしま田舎物語の取組としてはいい考えでした。今、有機農業との絡み、あるいは無農薬をどうしようとかそういう中で受入れしているとか、一生懸命頑張っている人たちが本当はなりわいとしていければいいなど。我々も知り合いだから何とかそういう中で、ただ好きでとか、娯楽でとか、趣味でとかでなくて、なりわいとして何とかやっていければいいなという思いでいるんですよ。だから、こういうことで何人かいれば、コミュニティとして組織されれば、また部分的でも安定すれば、そのコミュニティも生かされるなと思

ながらしている。この農村は、もうさっきも言いましたが、非常に岐路に立っていますから、本腰を入れた農政をやっていただきたいと思えます。

食料・農業・農村基本法が25年ぶりに改正されました。平成10年頃にこの基本法ができましたよね。その前までは、昭和36年の農業基本法が中心の農業政策で、その中に減反政策もありました。その前は、昭和17年の食糧管理法、いわゆる食管法での農業政策、大きく言えばそういう基本法があって農政が敷かれている。そして、平成10年頃にこの食料・農業・農村基本法ができて、今日まで来て、去年改正もされたということです。

この食料問題は大切なことです。そういう中で農業・農村はどうするか。我々は農業・農村のほうですから、食料は生産しますけれども、消費者を見据えた法律でもあるだろうと思うんです。えびの市は稲作が中心だけでも、今度は米が上がった、米が上がれば高いということばかりでしょう。

今の米が上がった年代でも農業経営は駄目です。上がる前で20兆円ではペイしないでしょう。10兆円では、もうとてもじゃない。米値が上がったからどのくらいか、何兆円分なら経営が維持できますというのを、それを出してもらうぐらいしてもらいたいです。これはコミュニティーを守るところからの話ですけれども、ひとつよろしく願いしておきます。

**○内田委員長** この事業に対しての期待感もある中で、委員からも中山間地域のことをよく見られているからこそその苦言もあると思えます。

先日の衆参農林水産委員会でも、江藤大臣のほうから、「殻破る大胆な政策転換を」というようなことで、農業の所得向上を図るという中

で、農地の大区画化、共同利用施設の再編集約、スマート化などを進めるというようなことで、地域計画など、どんどん進めていく方針を示したということもありました。本県初のこの事業の取組というのは、大いに期待していますので、強化していただきたいと思えます。

また、国がいろいろな政策、支援を出してくる中で、宮崎県としてもしっかり提案要望を——宮崎県のこと、中山間地域のごことは、国よりも皆さんがよく分かっていると思えますので、我々も含め知事を筆頭に皆さん方が、しっかりと提案していただいて、予算を取って、できるだけの支援と宮崎県の農地・農業者の活性化を図っていただけるように、努力しないといけないということでの皆さんの意見と思えます。これからの国の動向も見ながら頑張っていければと思いますので、よろしく願いいたします。

**○日高委員** 定額資金で、NPO法人とかが農地の保全をするということですが、これは随意契約ですか、入札ですか。

**○原田農政企画課長** この事業の(1)の①の補助率定額というところの……

**○日高委員** いや、それではなくて、農地の保全で、NPO法人とか外部を委託して草刈りとかいろいろするという話でしたよね。定額でやる方法とかいろいろということでしたが、随意契約でやるのか、入札でやるのかどうなんだろうと。

**○下田中山間農業振興室長** 先ほどの農地保全の件につきましては、県の普及センターで現場の農家等と実証するときの、無人除草機の実証をして評価をするであるとか、あるいは、民間企業にICTのノウハウがあれば、民間企業に委託をして、その技術で農地保全の技術を実証していくといった事業になっております。

これにつきましては、地域の特定の課題ということでもありますので、そのつながりの中で、その関連する企業等にお願いしているという状況でございます。

○日高委員 それは分かるんですよ。例えば、地域を応援する企業がそこを独占的にやるということですよ。それでいいのかなど、委託はある程度、契約業務があるんじゃないかと思うんですけども。

○下田中山間農業振興室長 しばらくお時間をください。

○原田農政企画課長 整理して、後ほど回答させていただきます。

○佐藤委員 いろいろ説明をいただきました。委員長からも、江藤大臣の所信表明の話も出ました。殻破る大胆な政策転換、農地の主役で所得向上とあります。

中野委員、日高委員が言われるように、中山間地域というの、山間地域は消滅しようとしているわけですが、もう間に合わないですよ。国が今頃言ってもですよ。方針が大体ずれているんですよ。米を作れと言って、できすぎたら、米は作るな、減反しろと言って、減反したら米が足りなくなる。昔は、みかんでもありましたよね。畜産——クラスター事業等でも同じようなことが起きておりますが、せめて県だけでもその方針を先取りしてやってもらわないと、国の言うことばかり聞いていても始まらない。分かっていないわけですから。

ただ、宮崎県で農地集約がまだ必要なのか、できるところがあるのか、私たちの地域を見ると棚田は厳しいですけども、そういうずれをしっかりと修正しておかないと、国の言うとおりにやっていたら生き残れないわけですよ。その辺りはどうでしょうか。

○戸高農村振興局長 農地集約につきましては、今、県で60%弱の集約なんですけれども、やはり山間地域におきましては30%と、集約が非常に厳しい状況にあります。今、地域計画ということで、県全体でそういった将来の農地の維持とか、担い手の在り方とかの話し合いをしているところなんですけれども、その中で、やはり担い手がいないとか、いろいろな課題が出てきているということを認識しております。

農地集約であったり、担い手の規模拡大であったり、担い手がいないところにつきましては、近くから担い手を連れてくるとか、参入させるとか、地域計画としてつくっただけではなくて、その明らかになった課題を解決するというのは、今後、必要になってくると思います。やはり中山間地域におきましても、基盤整備は難しいと言われておりますけれども、大きな基盤整備ではなくて、例えば、2枚の田んぼを1枚にするとか、そういったことができるところはたくさんございます。

そういったところも含めて、基盤整備であったり、担い手の育成であったり、そこで何をやるかというところを、この地域計画で課題になったところを引き続き、その解決に向けての話し合いや、いろいろな事業等を組み合わせながら、対策をしていきたいと考えているところです。

○佐藤委員 そういうところだと思うんですよ。要は、山間地域のことはその地域の人じゃないと、宮崎県のことはやはり宮崎県の人でないと分からない、国が全てを把握できているわけではありませんし、国がそれぞれの地域に寄り添っているわけではありません。県、市町村の職員はそれぞれの地域を見ているわけですから、そこにあつた的確な方策を取っていただきたい。

農地の集約も、まだできるのであればやればいいかもしれないけれども、集約しても作る人がいなくなれば話にならないわけです。前々からも言っていますけれども、田んぼの出入りで、機械で事故をして70代の農業者が亡くなり、後継者がもう親からは習わないまま農業を諦めるというような、そういう継承もしっかりできていないわけですから。

それから、先ほどからいろいろな農業の活性化の事業が上がっていますが、しっかり周知がされているのかどうか。それぞれの農業者に対する周知がしっかり行われてきたのか、一部の情報の早い人たちのみに有利な事業ではなかったのか、その辺りはどうでしょうか。

今後、こういう事業をどんどんやっていかないと農業はもたないということで、いろいろやっていくでしょうけれども、一部にしか届いていないのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

**○原田農政企画課長** 新しくつくりました事業につきましては、市町村関係団体のほうに、予算成立後、いち早く詳しい情報をお伝えしますし、県の農政水産部で持っている「ひなたMAFiN」というホームページにおいて、しっかりと周知を図っていこうと考えております。

**○佐藤委員** RMOとか、今の「ひなたMAFiN」とかにしても、それに敏感な人もいますが、それをなかなか吸収しきらない、何のことも分からないまま入ろうともしない、調べようとしなくていいということが起きないように、取りこぼすことなく、全てにしっかりと届けていただきたい。

まだまだ人がいるうちにしっかり届けていただかないと、もういなくなりますよ。中山間地域の「中」も外してもいいくらい、山間地域に

大胆な形でやっていかないと、宮崎県は終わりますよ。日本も終わる。よろしくをお願いします。

**○工藤委員** 佐藤委員とほぼ同じなんですけれども、自分も延岡市のほうに行って、「未来へつながる地域づくり協創支援事業」とか、中山間地域を盛り上げる事業に関して相談させていただいたら、市町村等と協力してやるところで、市町村等が全然乗ってこなかったりするときがあると。

市が計画してあげないといけない事業があったりして、県と国はやりたいんでしょうけれども、市が動いてくれなかったのも、全く何も進まなかったということが2件ぐらいございました。ぜひ、市町村にも中山間地域を見捨てないように、応援していただけるように声がけをしていただいて、議員皆様の熱意が伝わるように協創してもらえればと思います。よろしくをお願いします。

**○中野委員** いろいろな事業が周知されているかという話でした。私は議員になる前に、ある集落で事業に取り組んでいました。先進地ということで、県も指定して調査も来るぐらいですから、同じところに何回も事業が来ていました。私が議員になっても、黙っていたら来るもんだから調べてみたんですよ。

これはえびの市の話ですが、一度何か事業に取り組めば、繰り返し同じところばかり何回も事業が来ていました。それで、私はそれを指摘しました。指摘してから、そこにはもう行かなくなった。皆さん方はいろいろな事業が末端まで届いて、それはこうやっておりますとか言うけれども、なぜ同じ地域ばかり事業が繰り返すのかというのをチェックしてほしいと思います。そういう嫌いがえびの市にはありました。2か所あったんですよ。

だから、過去を調べれば、やはりそこは優秀な人がやって、どんどん調べて、次も次もと手を挙げたり、意外と役所の職員がそのメンバーに入っていたりして、もう先行的に取り組んでいくんですよ。

一応周知はしたんでしょうが、皆、回覧板が回ったぐらいでは分からない。だから、同じ地域ばかりなぜ行くのかということをやするほうがチェックして、もっと広くできないかということも気をつけておかないと、県下にはいまだにそういうのがあるかもしれませんよ。

もう、えびの市はそれが収まったからいいですけれどね。私が若い頃からの教訓でそう思って、極端なことを言えば、なぜなのかを知りたいがゆえに議員になったぐらいですから。そして指摘したんですよ。それを、何でそこばかり行くのということ。自分たちはもう全く知らないわけだから、あれは使ったのにとというのが本当にありますから、その担当を知りたければ私が具体的に教えますよ。チェックミスだから、皆さん方が恥をかく話です。

そういうことで、本当に必要な地域で広く事業は取り組んでください。大方の事業は、3年繰返しですからね。その辺のことも含めて、必要などころに必要な事業をやって、本当にこの事業の効果が出るように、農林水産省が言っているようになるようにしてほしいと思います。宮崎県がそのモデルになるべきだと思いますから、よろしく願いしておきます。

**○荒神委員** 私も中山間地域でございますので、今、中野委員のおっしゃったように、よくそういう事業が耳に入ります。我々の地域では、役員になったら役得ということで、それで手を挙げられる、また、推薦が来るというような話も聞くわけですがけれども。

先ほど工藤委員もおっしゃいました、市町村のこの集積・集約について、県はどのような指導をされているのかなと思うんですが、集積・集約するとき、田畑は市道か、農道か、林道がついているわけですがけれども、小さい面積の中にその田畑があるわけで、農道を撤廃してそれで集約をします。

農家の方は公道があると、手続の問題とか、いろいろな面でおっくうになる方もいらっしゃる。私は逆の立場から、行政は指導なり、管理する面積が減るわけですから、いいんじゃないかなと思うんですがけれども、県から見て、市町村のほうにそういう案件があった場合の指導というのは、どうなっているのかなと思うんですが、その辺を少し教えてもらえますか。

**○原田農政企画課長** 農地の集積・集約、それに関する県のほうから市町村への指導の方法についてですがけれども、第2班で説明する予定としている課が担当しておりますので、第2班の説明の際と一緒に、今のことについて回答させていただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

**○荒神委員** はい。

**○下田中山間農業振興室長** 先ほどの日高委員のNPO等への委託の件で、私の取り違いがございました。申し訳ございませんでした。

これにつきまして、企画提案のコンペという形で募集いたしましたして、その中でNPO法人等選定しまして、中間支援等の業務に当たっていただくということでございます。

**○日高委員** 分かりました。先ほど、農政企画課長が言ったけれども、いつもホームページとか「ひなたMAFiN」でこうしていますと言いますが、それは伝わっていないですよ。伝わっているだけです。伝わっているかは椎葉村など

の田舎に行って、じいちゃん、ばあちゃんがRMOに入らないといけないわな、活動組織に入らないといけないわと、日頃からそういった会話が合ったとき、伝わっているんですよ。

多分、そういった諸塚村とか椎葉村に行って、RMOって知ってますかって聞いても、ほぼ知らないと思いますよ。でも、県はホームページで、「ひなたMAFiN」で出ていますよと言っています。

伝わると伝えるは、「わ」と「え」とで全く違いますからね。伝わっているのかどうかという、アンケート調査をしたらどうですか。農政水産部だけではないから聞いているんですよ。

**○原田農政企画課長** 先ほどから、各委員のほうから事業の周知について、必要な事業を必要などころでやれるように、まんべんなくしっかりと届けるようにという御意見がありました。

我々も、ホームページのことは言いましたけれども、デジタルだけではなくて、しっかりとアナログ的に市町村、関係団体に伝えて、そこからまたさらに各地域のほうにしっかりと行くように、いただいた御意見を肝に銘じて、周知を図っていきたくて考えております。

**○日高委員** そこが大事なんです。デジタル化と言っても、やはり人間というのは、お互い会って話で伝えていくのが重要です。そして、出先機関もあるわけだから、出先の人たちがこう言ってやるのもできるはずなんですよ。だから、そこら辺の努力が知事には足りない、この間言ったんです。一般質問だから、全くないとは言いませんでしたが、僕は、正直言えば全くないと思います。

今回、生活支援や生活介助もするわけですから、これは大変ですよ。ひとつその辺を肝に銘じて、総合政策部や福祉保健部と連携してやっ

ていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

**○佐藤委員** 畜産について少々お聞かせください。養豚の生産者の皆さんとの意見交換会もしたりしているんですけども、豚は非常に厳しいと言われます。こういうところを直してくれと。私は、牛のほうはある程度分かるんですが、実際どうなのか。

牛は非常に今弱っていて、改善事業の「県産牛肉販路拡大対策事業」とか、新規事業の「畜産試験場機能強化計画策定事業」とか、また、豚については「宮崎ブランドポーク」認知度向上支援事業」というのがありますけれども、畜産の中でも、牛が80万円したのが50万円になっているという状況です。豚の価格変動や、どういう方向で今まで来たのかとか、そういう養豚業者の方との意見交換で情報として私たちはいただきますが、認知度向上ということは、まだまだ宮崎県の豚のポテンシャルがあるんだというようなことだろうと思うんですけども、まずそこを教えてください。

**○鴨田畜産振興課長** 全ての畜種を見たときに、委員御指摘のとおり、肉用牛については、宮崎牛等を生産する肥育農家から見ると、やはり子牛の競り市の相場で左右されている。逆に言うと、肥育農家は餌代等の経費を差し引いて、いわゆる枝肉の販売価格は差し引いて、その残りが今の子牛価格に反映しているというイメージかと思います。

豚につきましては、大体豚価が600円前後で、夏場等につきましては、ちょうど豚が少ない時期等になりますので800円前後ということで、比較的豚価は安定していると思います。ただ、豚とか養鶏、それと肉用牛の肥育等につきましては、どうしても海外資源に依存しており、いわ

ゆる海外からの農耕飼料等に依存している割合が非常に高いため、コスト高という部分については共通していると思います。

今、豚は大きく二極化していると考えています。一方は、大きな法人がさらに拡大を図っています。今回のクラスター事業で予算をお願いしておりますが、その内訳を見ると、やはり養豚関係で10億円単位を超えるような非常に大きな案件があります。それともう一方は、小豚の供給を直営の農場、実証農場等でJA等が担って、ブランドポーク等の肉豚ですけれども、それを生産する農家を別の農家が担うということで、大きく二極の動きをしていると考えています。

いずれにしても、やはり海外資源に依存している。輸入依存度を下げるという意味で、このグリーン成長プロジェクトでも掲げております、例えば、粗飼料の自給率をしっかりと上げていくとか、そういう部分にしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

○佐藤委員 粗飼料について、牛の場合はWCSを作って、それをサイロ詰めして牛に食べさせたりして、粗飼料を自分のところの田んぼで作ったということが出来ますが、豚もそういうのできるのでしょうか。海外から入れるものではなく、県内で生産拡大ができていくんですか。

○鴨田畜産振興課長 耕種部門と畜産部門が連携する耕畜連携という取組がございますが、その中で、飼料用の米を配合飼料の中に一部——そんなに大きな割合ではないんですけども、添加をして、できるだけ配合飼料の価格全体を下げるという取組が、いろいろな地域で芽生えつつございます。

○佐藤委員 米がそういうところに使われるの

は、非常にいいことだと思います。ただ、米価が今上がっていますよね。5キロで4,000円とか、倍近く上がったというのを毎日のようにニュースでやっています。今後は、田んぼに飼料用米として植えていたところを、食用米として植える人が増えると思うんですよ。そうすると飼料も減ってくる。その辺りはどう見られていますか。

○鴨田畜産振興課長 御案内のとおり、国のほうで飼料用米の取扱いについて議論されているように聞いておりますが、一概に、すぐになくなることはまず考えられないと思いますし、宮崎県においても、今、申し上げましたように、豚の一部でも飼料用米の活用は進んでおります。国の政策等も確認し、活用できる事業についてはしっかりと取り込みながら、養豚系だけではなくて、畜産全体の経営安定につながるような後押しを県としてもやっていきたいと考えております。

○佐藤委員 宮崎県には水田が結構あり、もともと米を作れるような仕組みはできているわけです。それを作らずに休耕田になったり、荒れさせてしまっている。それで中山間事業とかで、いろいろ草を刈ったりして管理をしてきたわけですが、そういうところが復活して米作りがされ、食用米、そして豚や牛に食べさせる飼料用米ということで、生産されるようにどんどん進めていただきたい。土地改良等の水利もしっかりあるわけですから、そういう仕組みができている宮崎県の田んぼを再度生かしてもらいたいと思います。

そして、先ほど農村振興局長が言われたように、集約化できるところは少しずつでもして、安全に農作業ができるようにしてもらいたいと思いますので、それは要望としておきます。

それから、資料36ページに新規事業「畜産試験場機能強化計画策定事業」というのがあります。宮崎県の畜産における繁殖牛、いわゆる種牛の種は、耕富士から二刀流、それから桃白鵬とかいろいろ人気なものがありますが、鹿児島県の安福久を求めに行く人たちも私は見たことがあります。鹿児島中央市場にその種の入った牛を買いに行かれて持って帰り、それで高く売っている人たちもおりました。私は一般質問でも、そういう宮崎県の種牛の主流牛の方向性についても質問させていただきましたけれども、この畜産試験場の機能強化というのは、そういうものも含んでいるのでしょうか。

**○鴨田畜産振興課長** これまで受精卵移植等を活用して、いい種雄牛をつくるという部分についても、試験場が貢献してきたと考えています。一義的には、一般社団法人宮崎県家畜改良事業団というところが、県有種雄の造成を担っております。

その種雄牛造成に関しましては、県内の各家畜市場等、いろいろな関係者がしっかりと議論しながら、いい種雄牛をつくっていこうということで取り組んでおります。そういう取組も併せまして、当然、試験研究の部分でも取り組める部分はあると思いますので、しっかり連携しながら取り組んでいくこととしております。

**○佐藤委員** そういう情報を発信していただいて、今後の畜産農家の不安を希望に変えられるようにしていただきたい。農家が減ってしまえばどうにもなりません。一番は農家の所得向上です。昔の人たちは農業だけで子供を育ててきたわけです。それがもう全くできないから、お金を稼ぎにどンドン街に出ていくわけです。

江藤大臣が2度目の就任をされて、大胆にやるんだということをおられますので、出

身の宮崎県として情報交換をしながら、せめて宮崎県はしっかりと農家側に立った政策を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

**○日高委員** まず、豚の件について、二極化と言われましたが、まさに二極化なのかなと。T P P のときに肉用牛肥育経営安定交付金制度——牛マルキンはありましたが、豚マルキンは発動されていないでしょう。畜産協会からも聞きましたが、それって宮崎県の小規模養豚農家はもうはっきり言ってやめてくれみたいな感じなんですよ。

例えば、全国畜産協会が出しているのが620円くらいですよ。農林水産省は530円とかで、その収支のところの値段からもう完全に狂っているでしょうけれども、小規模養豚農家のその辺の救済策というのはないんですか。

**○鴨田畜産振興課長** 委員御指摘の部分について、豚マルキンの場合、全国一律的に算定されます。牛マルキンについては、いわゆる九州ブロックという形でブロック単位なので、その取り方という部分があります。また、牛マルキンも豚マルキンもそうなんです、宮崎県の牛の農家、豚の農家の経営実態と国が試算する経営収支——補填金の基礎となる部分ですけれども、そういう部分に若干の乖離があります。養豚農家は養豚農家で要望なり、地域の実態を踏まえた算定にしてほしいというお話もしますし、そういう実態があるので、私どもも国に対しては、できるだけ現場の実情に応じた算定になるように、常々お願いしているところです。

**○日高委員** これは要望しても多分駄目です。大規模農家が儲かっているから、何で儲かっているところに補助金を出さないといけないのか、マルキンなんか発動する必要があるんだという

論調です。ただ、それに合わない小規模農家が結構いるんです。そこら辺は宮崎県独自でももう少し何か救済する方法があれば、それとも宮崎県は、一緒に合併してやりなさいと大規模化を進めるのか、どちらかだと思います。

その辺のところは、一律にはなく、もう少しきめ細かにやったり、もう少し意見を聞いていただきたい。養豚はびっくりするぐらい経営者によって全然違います。餌をどれだけ安く仕入れるかのノウハウを持っている人間は物すごい秘密主義にしているから、そういう人はいいんですが、そうでない人間はまともに買っている。そういったところも、もう少し技術的な部分も何かできることがあればいいなと思っていますんですけれども。

**○鴨田畜産振興課長** 委員、御指摘のとおりだと思います。宮崎県内にはみやざき養豚生産者協議会——通称MPCという、県内のJA系統も一緒になった組織があります。その中で、自由闊達にいろいろな意見交換もしていますし、私ども、県もその場に入っているいろいろな議論もさせていただいています。

今の御指摘を踏まえて県として何ができるのか、どのようなことを今後取り組んでいったらいいかというのは、しっかり議論していきたいと考えております。

**○日高委員** 畜産試験場について、研究体制の機能強化及び運営の合理化に向けた調査・検討を行うということで、資料を見ると、高原町の本場は昭和58年に整備しています。古いから新しいのを建てるということですよ。

**○鴨田畜産振興課長** 当然、施設の新設等も視野に入れながら検討していくことになろうかと思いますが、試験場の役割という部分を総合的に考え、例えば、人材育成という部分も非常に

大きな部分だと思っていますので、総合的見地から計画を策定してまいります。

**○日高委員** 牛と豚と鶏の施設は分かれていたほうがいいです。本場と川南市場を合併するという考えはないですよ。このままの状況でどうしていくかというところで考えていいですか。

**○鴨田畜産振興課長** いろいろな考え方があろうかと思います。分散のほうがいいのか、それとも集約したほうがいいのかというのは、家畜の面もございまして、あと、人の部分では、研究資源の集中を図ったほうがいいんじゃないとか、選択と集中という部分もしっかり考える必要があると思います。様々な観点から1年間かけてしっかり検討してまいりたいと考えています。

**○日高委員** 畜産局長が考える理想の試験場というのはどういうものなんですか。

**○河野畜産局長** 私どもは今までこの2か所の畜舎の配置でやってきましたが、これから様々な環境や経済の変化もございまして、今、研究分野では国、大学関係、そして県の公設市場とありますが、県の公設市場がこれから先、どういう分野をしっかりと担っていかなければいけないのか、私は、現場に即した研究を担うのがいいだろうと思っています。

そして、現場の課題を研究して、研究成果がすぐに現場に波及するように、そして先ほどからありますように、農家の方々の所得につながるような研究というものがいいのではないかと私は考えております。

ですが、それを踏まえて、場所や人の問題、そして畜舎が2か所ありますが、それがどうなのかというのを今回、この事業でしっかり検討していきたいと考えております。

**○中野委員** 関連ですが、この研究体制の機能

強化、あるいは運営の合理化をするために調査・検討をするということは、いいことだと思いますが、それを実際は民間に委託するというわけでしょう。経営の機能強化とか運営の合理化といった調査・検討は民間に頼らず、県でできないんですか。なぜ民間なのか。また、その民間とはどこなのか。

**○鴨田畜産振興課長** 冒頭、この事業の説明の中でも申し上げさせていただきましたけれども、この事業をやるに当たっては、県がしっかりと主体性を持って行いますが、今までいろいろな意見をいただいておりますので、その点は、民間の方々にも補完的にお願いするということです。

相手先として想定されるのは、いろいろなコンサルタント等にはなろうかと思いますがけれども、今、申し上げましたとおり、県のほうである程度、青写真といいますか、いろいろな可能性をしっかりと描いた上で、補完的に民間の方々をお願いをする形だと考えています。

**○中野委員** それでいいんでしょうか。研究体制をどう強化していこうか、運営をどう合理化していこうかというのは、自分たちがやっていることだから、その調査・検討をしようというわけですからね。この図を見れば、それを民間企業に委託ですから。どんなコンサルタントがあるのかは分かりませんが。

**○鴨田畜産振興課長** 県が主体的にと申しあげましたが、当然、県がリードする部分と、あと、先ほど畜産局長の答弁にもありましたが、例えば、地元の大学関係やJA等の関係団体、企業などと、宮崎県の畜産試験場はどうあるべきかというのを議論していく必要があると思います。あと、この基本計画の中の設計図書について、

実際にどういう構造の畜産試験場を建設するかという部分は、専門的見地からのアドバイスが必要なものですから、その部分については、特に民間の方々をお願いするということになるかと思います。

**○中野委員** いろいろ調査・検討していく中でお金がかかる部分については、民間に委託するという意味ですか。お金のかからないところの調査・検討もあり、その部分は県が主体的にやるという意味ですか。

**○鴨田畜産振興課長** 県でどうしてもできない部分については、民間のほうをお願いをするという形になろうかと思います。基本的な考え方、方向性、構想の部分については、県が主体的にしっかり考えながら取り組んでまいります。

**○中野委員** 研究体制の機能が強化されていない、運営が合理化でないというのが前提でこうなったんでしょう。長年ずっと試験場がある中で、じわじわと経営の合理化とか、効率化とか、そういうのは図られてきたと思うんですよね。それでまた、人的な面、あるいは予算的な面、その他含めて研究体制の機能も強化はされてきたと思うんですよ。それがどうにも、今のままではいけないということになったということですか。

**○鴨田畜産振興課長** 資料にもありますように、やはり施設の老朽化等という部分や、現場においてはかなりスマート化も進んできている、いろいろな実情等があらうかと思います。試験場が今後に向けて取り組む上で、様々な課題があると思っています。

先ほど申し上げました、研究資源の選択なり集中という部分、あと、現場や生産者、関係機関との連携をどうするのか、実践・指導する人材をどう育成していくのかという、大きく3つ

の柱の中で、どのような方向性がいいのかというのをしっかり検討してまいります。

**○中野委員** 私は、調査研究をどうすべきかというのは、民間企業ではなくて、農家や農村にあって、そこから学ぶべきだと思うんですよ。コンサルタントじゃないです。心していただきたいなど。

そして、またこれに至ったのは、最初に書いてあるように、大きく変化する畜産情勢でしょう。この大きく変化する畜産情勢とは、今まで変化したということなのか、これから変化するという意味なのか、どっちなんですか。

**○鴨田畜産振興課長** 委員の御指摘のとおりだと思いますが、今まででも激変してきておりますし、今後も、畜産が置かれるいろいろな情勢等を考えますと変わっていくということで、両面あるかと考えています。

**○中野委員** いつから大きく変化するようになったんですか。そして大きく変化したのは、どういうことがどう変化したのでしょうか。例えば、和牛なら和牛を例にとって具体的に教えてください。

**○鴨田畜産振興課長** 実例として和牛を取り上げると、先ほど言いましたように、農業全体がそうだと思うんですが、スマート化の技術が相当普及してっております。

加えて、例えば牛肉生産において、今まで霜降り、サシという部分を重点的に改良なり進めてきた経緯がありますけれども、そういう中においても消費者ニーズというのは非常に多様化しております。例えば、程よい脂肪交雑、一般的には皆さん方が赤身とおっしゃいますが、そういう部分の牛肉の生産等、いろいろなニーズが幅広くあると思いますので、そういう課題等にもしっかり向き合える試験研究であるように、

今後、広い視野で、様々な角度から検討してまいります。

**○中野委員** 今、言われたことは確かにそうなんだけれども、それをコンサルタント会社に任せるんですか。霜降り肉で、そういうサシが入った肉ばかりでいいかという議題も前から指摘されています。熊本県だって赤牛をどう優先してしようとかやっていて、それを宣伝していますよ。

外国の人がパンと牛肉を毎日、朝昼晩、食べるというのは、サシが入っていないからです。赤肉だから食べられるんでしょう。それを今までの研究では、いかにしておいしくするかと、神業でできた牛肉です。確かに立派なことですが、果たしてそれがずっと永続できるのかという問題があって、それは大きく改善しないといけない。それをコンサルタントに任せて調査・検討をといるのではないでしょうが。

**○鴨田畜産振興課長** 委員からの御指摘の点については、決して、いわゆる丸投げ的なことではなくて、そこは県がしっかりと整理しながら進めてまいります。

**○中野委員** 牛にしても、ほかの家畜にしても、本当に本腰を入れないと、畜産は駄目になりますよ。我々若い頃は、家畜といえば馬ばかりでした。今は、馬はいないでしょう。子供に馬を見せたって、どうなのか知らないと思いますよ。ここの職員の若い人たちも、馬ってどんな動物かなぐらいだと思いますよ。いなくなったんですよ。牛もどんどん少なくなっていく。

田舎から牛が全くなくなって、動物園にいるかもぐらいの時代になってしまうんじゃないかなと。豚だって、えびの市には養う人はほとんどいないですよ。全県下もそうでしょう。超大型の畜産農家が存在するだけでしょ。

にJA宮崎経済連がいろいろ予算を仕込んでつくった施設ばかりです。そして、それを自分で生産して、自分で販売するという構図が出来上がっているでしょう。

そのことに、国も県も予算をどんどん流してきたんですよ。それが現実です。農家は改善していませんよ。農家から全部隔離というか、離れたところでやっているんです。そういうことで豚はいない、馬はとうの昔になくなった、牛が何とか残っている、朝起きて鳴く鶏もいなくなっただけでしょう。それが現実の農村ですよ。

そういう中で、農村や農業、農家をどう守るのかというのは、我々の大きな課題です。そのためにあるのが農政水産部でしょう。研究にしたって、これはよいことですよ。よいことを前提に言っているんです。だから、何とかそういうのを維持して、もっと何とかできるかということの研究してもらうのが、それを一民間のコンサルタントに投げ出してやるような研究じゃ、将来はおぼつかないです。

もう今夜から寝られない状態です。日本の原点は農山村、漁村だとずっと言い続けてきているわけです。それが守られないようじゃ、いわゆる日本の原風景を守られんようじゃどうする。

これは畜産という面からだけでも、この研究にしたって、そういう方向での研究をぜひ、やってほしいと思います。そういう中で、コンサルタント——民間企業に丸投げするようなことにはならないようにしてください。お願いします。

**○鴨田畜産振興課長** 御指摘ありがとうございます。現場の実態、実情を踏まえて、様々な試験研究、支援施策に取り組みなさいという御意見だと真摯に受け止めて、今後、しっかり取り組んでまいります。

**○内田委員長** それでは、第1班の予算議案の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

正午休憩

---

午後1時0分再開

**○内田委員長** それでは委員会を再開いたします。

**○原田農政企画課長** 午前中に中野委員から質疑のありました、新たに設置する団体指導検査課の令和7年度予算につきまして、お答えいたします。

予算総額は4億8,442万7,000円で、このうち協同組合等の指導検査に係る経費が896万3,000円、金融対策に係る経費が4億7,546万4,000円となります。

**○内田委員長** それでは、次に、第2班といたしまして、農村計画課、農村整備課、担い手農地対策課、水産政策課、漁業管理課の予算議案の審査を行いますので、順次説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

**○城ヶ崎農村計画課長** 常任委員会資料40ページを御覧ください。

当課の予算額は、一般会計のみで26億7,903万8,000円をお願いしております。

主な内容について御説明いたします。

41ページを御覧ください。

3番目の(事項)公共農村総合整備対策費の説明欄の2、「基幹水利施設管理事業」1億4,630万1,000円でございます。

本事業は、農業用ダム等の基幹的な国営造成施設を管理する市や町に管理費の一部を補助するもので、一ツ瀬川地区ほか4地区へ助成するものであります。

続きまして、下から2番目の(事項)国土調査費の説明欄1、地籍調査事業10億7,442万4,000円でございます。

本事業は、土地一筆ごとに、所有者や地番、地目、境界や面積を明確化するものであり、宮崎市ほか15市町村等で実施するものであります。

42ページを御覧ください。

1番目の(事項)大規模土地改良計画調査費の説明欄3、新規事業「畑かん営農で進める産地力強化事業」591万9,000円でございます。

本事業は、大規模経営体やその契約農家等の畑かん利用を拡大するため、地域営農状況の調査・分析や農業者を対象とした研修会の開催などを行うものであります。

その下、(事項)土地改良事業負担金の説明欄1、国営土地改良事業負担金7億4,517万9,000円でございます。

本事業は、西諸地区ほか6地区の国営土地改良事業に係る負担金であります。

**○上村農村整備課長** 資料の43ページを御覧ください。

当課の当初予算額は、一般会計のみで133億1,185万7,000円をお願いしております。

主な内容について、御説明いたします。

44ページを御覧ください。

1番目の(事項)農業農村振興対策事業費の説明欄1の(1)多面的機能支払交付金12億428万9,000円です。

本事業は、農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図るため、集落等が共同で取り組む、草刈り等の地域共同活動などを支援するものであります。

次の(事項)公共農村総合整備対策費の説明欄3、「中山間地域総合整備事業」3億1,395万円です。

本事業は、農業の生産条件が不利な中山間地域の農業生産基盤と農村環境基盤を総合的に整備し、農業・農村の活性化を図るため、日之影町の岩井川地区ほか8地区で、農業用排水路や営農飲雑用水施設などを整備するものであります。

45ページを御覧ください。

1番目の(事項)県単土地改良事業費の説明欄1、「県単土地改良事業」1億15万2,000円です。

本事業は、国庫補助事業の対象とならない小規模な農業用排水路や農道などを整備するものであります。

次の(事項)公共土地改良事業費の説明欄1、「県営畑地帯総合整備事業」27億8,756万円です。

本事業は、畑地帯の担い手の育成・強化を図るため、えびの市の白鳥1期地区ほか37地区で、畑地かんがい施設や農道などを整備するものであります。

46ページを御覧ください。

一番下の(事項)公共農地防災事業費の説明欄2、「県営ため池等整備事業」8億8,830万円です。

本事業は、ため池の決壊等による水害から、人命や財産を保護するため、日南市の野中地区ほか24地区で、ため池や用水路を整備するものであります。

47ページを御覧ください。

一番下の(事項)耕地災害復旧費の説明欄1、「団体営耕地災害復旧事業」29億5,909万1,000円です。

本事業は、台風等により被災した農地・農業用施設の早期復旧を行うものであります。

次に、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況について、説明いたします。

48ページを御覧ください。

小水力発電について、農業水利施設を活用した整備の可能性調査を継続しながら、条件不利地域における積極的な導入を推進することについてであります。

小水力発電は、落差を利用して発電する仕組みであり、農業水利施設を活用した小水力発電は、農業用ダムのほか、急傾斜地等の条件が不利な中山間地域の用水路などで整備されています。

県内では、これまでに農業水利施設を活用して14施設が稼働しており、発電された電力をポンプなどの電気施設に供給した上で、余剰となった電力の収益を用水路等の維持補修に活用することにより、維持管理が軽減されております。

県では、農業水利施設を活用した小水力発電の導入に向け、企業局と連携した可能性調査や宮崎県農業水利施設小水力等発電推進協議会における説明会の開催に加え、本年度は、建設費の費用負担や系統連携などを理由に、未整備になっている地点での施設整備に向けた再整理や、新たな適地の掘り起こしの調査を実施しています。

今後とも、関係部局と連携した可能性調査の実施や定期的な説明会を開催するとともに、本年度の成果をしっかりと分析し、農業水利施設を活用した小水力発電の導入推進に取り組んでまいります。

**○梶原担い手農地対策課長** 資料49ページをお願いいたします。

当課の当初予算額は、一般会計のみで35億9,061万4,000円をお願いしております。

主な内容について御説明いたします。

50ページを御覧ください。

3番目の(事項) 青年農業者育成確保総合対

策事業費の説明欄1、改善事業「企業の農業参入による新たな担い手確保対策事業」、それから2の新規事業「新規就農者確保総合対策事業」につきましては、後ほど御説明させていただきます。

次に、4番目の(事項) 農業経営構造対策事業費の説明欄1、「農業経営体育成支援事業」8,850万円です。

本事業は、地域計画に位置づけられた者が、経営改善に取り組む場合、必要な農業用機械・施設の導入を支援するものでございます。

次に、5番目の(事項) 担い手育成総合対策事業費の説明欄3、改善事業「みやざき農業中核人材育成事業」2,574万1,000円です。

本事業は、地域農業を牽引する人材を育成するため、経営力の向上やスマート農業などの先進農業技術の研修体制の整備、青年・女性農業者の学修活動を支援するものでございます。

次に、説明欄4、改善事業「みやざき農業経営支援体制強化事業」5,107万7,000円です。

本事業は、農業法人等の経営や雇用における現状やニーズを把握し、専門家の派遣等により法人化や就業規則の整備、多様な雇用人材のマッチング等を支援するものでございます。

続きまして、50～51ページを御覧ください。

6番目の(事項) 農業大学校費の説明欄6、新規事業「農業大学校業務改善事業」570万2,000円です。

本事業は、農業大学校の校務支援システムの整備や自給飼料収穫作業の委託などにより、農業大学校職員の効率的な働き方を実現するとともに、学生への教育効果の向上を図るものでございます。

続きまして、52ページを御覧ください。

新規事業「新規就農者確保総合対策事業」で

ございます。予算額は9億4,430万円です。

本事業は、現在、市町村を中心に策定が進められております地域計画で明らかとなる担い手が不足する地域におきまして、多様な品目での就農体制を整備するとともに、就農地の確保、資金の交付、初期投資抑制の切れ目のない支援を行うことによりまして、新規就農者の確保を図るものでございます。

事業の内容につきましては、53ページを御覧ください。

上段、①の「研修体制整備支援事業」では、本県で施設野菜と比較して体制が十分ではない果樹・花卉・それから土地利用型品目の研修・就農体制の整備を支援いたします。

具体的なイメージとしましては、左側にありますとおり、新設ハウスタイプのように、スイートピーなどの研修用ハウスの整備を行うもの、事業承継タイプのように、既存の果樹園地を活用した研修用園地の整備を行うもの、それから、のれん分けタイプのように、露地野菜の大規模農家等で研修を行った上で、将来的にのれん分けとして就農するといった、複数の研修体制の整備を支援してまいります。

下段、②の「新規就農者誘致促進事業」では、新規就農者を誘致する際に強力な材料となります、就農地の事前の確保に取り組んでまいります。

具体的には、地域の話合いによりまして、離農等で遊休化するハウスですとか、果樹園等を、市町村や生産部会等が就農地としてあらかじめ選定・確保しまして、ハウスや果樹園地の維持管理を行う際にかかる経費を最大3年間支援するというものでございます。

これらに併せまして、一番下の③の研修生に対して資金を交付する就農準備資金、④の新規

就農者の早期の経営確立を支援する経営開始資金、⑤の新規就農者が行う機械・施設等の整備を支援する経営発展支援事業、これらによりまして、新規就農者の確保と定着に取り組んでまいります。

続きまして、54ページを御覧ください。

改善事業「企業の農業参入による新たな担い手確保対策事業」でございます。予算額は1,214万2,000円です。

本事業は、担い手不足が懸念される本県農業の維持に向けまして、地域計画等を基にした参入企業誘致構想を市町村で作成し、他産業からの農業参入を推進するための経営連携体制を構築するものでございます。

事業の内容につきましては、55ページを御覧ください。

左側、①の「地域主体受入体制構築事業」では、他産業からの農業参入を推進するため受入れ地域の特色や担い手不足農地の情報などを基にした、参入企業誘致構想を作成する市町村を支援してまいります。

また、参入を検討している企業のニーズ調査や各市町村の営農候補地等の情報整理を行うなど、参入を希望する企業との迅速なマッチングに向けた体制の構築を目指します。

このような体制を基にしまして、右側にございます②の「参入誘致活動強化事業」におきまして、全国で開催される農業展示会等への参加やデジタルコンテンツを活用した誘致活動を行うほか、新たに参入を希望する企業に対しまして、誘致を目指す市町村によるプレゼンテーションや空き農地等の現地視察を行う企業参入ツアーを実施しまして、本県への農業参入への意欲醸成を図ることにより、企業の農業参入による新たな担い手確保に取り組んでまいります。

○西田水産政策課長 資料56ページを御覧ください。

当課の予算額は、一般会計で16億9,519万1,000円、沿岸漁業改善資金特別会計で1億7,352万5,000円、合計で18億6,871万6,000円をお願いしております。

主な内容について、説明いたします。

57ページを御覧ください。

下から2つ目の(事項)内水面漁業振興対策費の説明欄3、改善事業「内水面漁業活性化総合対策事業」1,293万5,000円でございます。

本事業は、企業局との共同事業により、内水面の水産資源の維持・回復活動を効果的に推進し、内水面資源の持続的利用と県民が親しむ魅力的な内水面の創出を図るものでございます。

一番下の(事項)栽培漁業定着化促進事業費の説明欄4、改善事業「みやざき養殖業グリーン化事業」につきましては、後ほど説明いたします。

58ページを御覧ください。

1つ目の(事項)漁業生産担い手育成事業費の説明欄2、改善事業「漁業担い手育成強化支援事業」1,392万5,000円でございます。

本事業は、本県の漁業担い手対策を総合的に行う宮崎県漁村活性化推進機構の取組を支援し、国内外から多様な人材を確保するとともに、定着率向上を図る漁業活動改善により担い手を育成し、漁村の活性化を図るものでございます。

3つ下の(事項)地域漁業経営改革対策費の説明欄3、改善事業「県産キャビア新技術実装支援事業」につきましては、後ほど説明いたします。

下から2つ目の(事項)水産業試験費1億1,608万9,000円でございます。

これは水産試験所の試験研究に要する予算で、

水産資源の強化、管理や漁場予測、水産物の品質向上など、漁業の収益性向上に係る技術開発に取り組むこととしております。

60ページを御覧ください。

特別会計の(事項)沿岸漁業改善資金対策費1億7,352万5,000円でございます。

これは、新規就業者の漁船購入などの資金を、無利子で漁業者に貸し付けるものでございます。続きまして、61ページを御覧ください。

改善事業「みやざきの養殖業グリーン化事業」でございます。予算額は1,147万6,000円です。

本事業は、養殖業者を対象に、環境負荷低減の取組を支援することで、本県養殖業のグリーン化を推進するものでございます。

62ページの左側、現在の枠を御覧ください。

1、人工種苗への転換と2、配合飼料でありますE P飼料への転換につきましては、現行の支援事業により、漁類養殖のグリーン化が普及しつつあります。

一方、3、貝類・藻類養殖の導入につきましては、貝類養殖は順調に普及しつつあるものの、藻類養殖の普及には養殖手法の改良が必要な状況であります。

そこで、本事業では、1、人工種苗への転換と2、E P飼料への転換につきましては、魚類養殖でのグリーン化をさらに推進するため、継続して支援を行い、3、貝類・藻類養殖の導入につきましては、給餌が不要で、水質向上につながる養殖であることから、養殖手法の改良も含めて支援します。

4、陸上養殖の導入につきましては、新たに環境負荷低減となる施設整備や機器導入を支援対象とすることで、県内での陸上養殖への新規参入を図ります。

事業期間は、令和9年度までの3年間を予定

しております。

63ページを御覧ください。

改善事業「県産キャビア新技術実装支援事業」  
でございます。

予算額は581万円です。

本事業は、チョウザメ養殖に係る全メス種苗の生産・供給や、養殖現場での早期雌雄判別など、コスト削減に係る体制構築により、養殖業者の収益向上及び県産キャビアの競争力強化を図るものでございます。

64ページの上の枠を御覧ください。

1のとおり、チョウザメの種苗を生産・供給する水産試験場内水面支場において、令和5年にメスのみを産む超メス候補稚魚の作出に成功するとともに、PCR法を活用した雌雄判別技術を確立したところであります。

このため、内水面支場において、左下枠の①の「チョウザメ種苗供給事業」により、引き続き、良質な種苗を安定して生産・供給するとともに、②の養殖経営コスト削減技術開発では、大学との共同研究によりさらなる超メス候補稚魚の確保や健苗性の検証を行うとともに、PCR法よりも簡便な雌雄判別技術の開発を行うこととしております。

また、超メスによる全メス種苗の供給開始には、早くても5年を要するため、右下枠の③の「養殖経営コスト削減支援事業」において、雌雄判別を行うためのPCR機器の導入のほか、養殖業者が協力して飼育方法を改善するコスト削減の取組を支援します。

事業期間は令和9年度までの3年間で予定しております。

○安田漁業管理課長 資料65ページを御覧ください。

当該の予算額は、一般会計のみで36億7,802万

9,000円をお願いしております。

主な内容について、説明いたします。

66ページを御覧ください。

中ほどの(事項)資源管理対策費の説明欄3、改善事業「うなぎ稚魚流通適正化事業」につきましては、後ほど説明いたします。

次の4、新規事業「沿岸資源増殖場グリーン化事業」400万6,000円です。

本事業は、稚魚や海藻類の育成の場となる増殖場において、生長に必要な栄養成分の状況を調査し、効果的に添加するとともに、海藻を食べる魚の駆除や海洋向け県産施肥材の開発など、増殖場の機能を向上させる取組を支援するものです。

3つ下の(事項)種子島周辺漁業対策事業費の説明欄1、「共同利用施設設置事業」3億4,650万9,000円です。

本事業は、ロケット打ち上げに伴い操業制限を受ける漁業への影響緩和のため、漁協等が実施する共同利用施設の整備に対して、宇宙航空研究開発機構の負担金を基に補助を行うものです。

67ページを御覧ください。

上から3段目の(事項)水産基盤(漁場)整備事業費3億3,600万円です。

本事業は、漁業の生産力向上と豊かな生態系の維持回復を図るために実施する漁場の整備を行うものです。

令和7年度につきましては、日向灘沖合に来遊するカツオやマグロ等の回遊魚を滞留させ、創業の効率化を図るための浮魚礁の整備を行います。

68ページを御覧ください。

中ほどの(事項)水産基盤(漁港)整備事業費15億4,982万7,000円です。

本事業は、漁業生産基盤としての漁港の安全性を確保するとともに、流通、生産拠点としての機能向上を図るための整備を行うものです。

説明欄3の「漁港施設機能強化事業」では、青島漁港ほか2漁港において、地震・津波に備えた防災・減災対策として、防波堤や岩壁の改良を行い、漁港及び背後集落の安全確保を図ります。

69ページを御覧ください。

中ほどの(事項)漁港災害復旧事業費1億3,417万円及び次の(事項)水産施設災害復旧事業費6,859万4,000円です。

これらの事業費には、台風等で災害が発生した際の調査費や復旧に要する経費を、それぞれ計上しております。

70ページを御覧ください。

改善事業「うなぎ稚魚流通適正化事業」でございます。予算額は6,796万5,000円です。

本事業は、水産流通適正化法の適用に伴う、うなぎ稚魚の採捕・流通の適正化を目的としております。

主な事業内容であります。①の流通適正化監視事業では、内水面振興センターへの委託により、流通監視や密流監視に取り組んでまいります。

事業期間は令和9年度までの3年間で予定しております。

本事業に関連して、法適用に伴う新たなうなぎ稚魚の流通体制について、説明いたします。

71ページを御覧ください。

左側の1、水産流通適正化法の適用であります。

本法律は違法に採捕された水産動植物の流通防止のために施行され、今年の12月からうなぎ稚魚にも適用されます。

これに伴い、採捕者と流通事業者は届出や取引記録の保存、漁獲番号等の伝達が義務化されます。

次に、右側の2、うなぎ稚魚取扱条例の廃止であります。

本条例は、密漁等の犯罪の防止を目的として、平成7年に施行されたもので、目的を同じくする法が適用されるのに伴い、条例は廃止し、法に基づく管理へ移行する予定としております。

72ページを御覧ください。

次に、法適用後の課題と対応ですが、中ほどの図を御覧ください。

現在は、条例に基づき販売先が限定され、全てが県内養殖場へと出荷されております。

法適用後は販売先が自由となり、採捕量等の把握が困難になることから、下段の図のとおり、県独自の検量場を設置し、漁業許可の条件として、採捕者に販売前の持ち込みを義務化することで、密漁品の混入を防止します。

また、流通透明化に取り組む流通事業者を認証し、検量の免除などの特例措置を設けることで、透明性の高い流通体制を構築します。

さらに、センターによる流通監視を継続することで、適正な採捕・流通を確保します。

73ページを御覧ください。

最後に、決算特別委員会の個別的指摘要望事項に係る対応状況についてでございます。

「漁港における流木被害について、被災した漁業者への速やかな支援を行うとともに、関係部局が連携し、漁港への流木の流入防止対策を検討すること」という指摘要望事項がございました。

近年、台風や大雨等が激甚化する傾向にあり、漁港への流木の漂着が増加しております。

このような中、漁業者が一刻も早く出漁でき

る環境を整えることが、大変重要でありますので、できるだけ迅速に国や県の事業を活用した流木処理を行っているところであり、今後とも速やかに対応してまいります。

また、1月には環境森林部、農政水産部及び県土整備部の関係課による、流木被害に関する連絡会を開催し、流木の流入防止対策について検討を始めたところです。

引き続き、関係部局間で連携を図るとともに、効果的な対策に向けて全国の優良事例を調査し、本県での実現可能性を分析するなど、流木の流入防止対策の検討を重ねてまいります。

○内田委員長 執行部の説明が終了いたしました。

予算議案について質疑はありませんか。

○日高委員 「公共工事品質確保強化事業」とあるんですけれども、この品質確保強化というのは、どういう概要、理念でやられているのでしょうか。

○城ヶ崎農村計画課長 公共工事品質確保強化体制の事業というのは、発注した公共事業のうち、例えば、4,000万円以上の下請けが多い工事、あるいは難易度が高い工事につきまして、支援チームが現場に赴きまして、施工体制の状況であるとか、下請けの状況であるとかを確認いたしまして、指導するということが、公共工事の品質を上げるということを目的にしております。これは公共3部ともやっている取組でございます。

○日高委員 県土整備部がやっているのと同じことですね。品質確保というのは、なかなか難しいです。少しでも利益を上げないといけないから、場合によっては、歩掛りもある程度つけないといけないとか、そういったものが非常に出てきます。公共3部で横並びでやらないと、

それをばらばらにやっても始まりません。環境森林部はなかなか難しい部分があるんですけれども、農政水産部の場合は、ある程度品質管理というか、確保とか、そういうのを十分加味して、公共事業を発注されているということで理解してよろしいでしょうか。

○城ヶ崎農村計画課長 委員おっしゃるとおり、手抜き工事であるとか、下請け、労働者への不当なしわ寄せを防ぎ、適正な施工体制を確保することを目的にしております。先ほども申しましたとおり、公共3部でやっております。

○脇谷委員 資料52ページの「新規就農者確保総合対策事業」について、今年度の当初予算でも8億9,000万円ほど計上されておりましたけれども、今回約9億4,000万円ということで、手厚くされましたが、主に、どこに重点を置かれたのでしょうか。

○梶原担い手農地対策課長 目玉施策として資料53ページに掲載しておりますが、①の「研修体制整備支援事業」、それから②の「新規就農者誘致促進事業」でございます。

「九州初」と、資料には記載しておりますけれども、この就農地の事前確保の取組というところが、九州で、本県の支援が初めてであろう考えております。

新規就農者が、就農に当たってどこに課題を感じているかというところを聞きますと、やはり就農地を確保することだということで、JAみやざきが行ったアンケートなどで示されております。

就農者が研修中に技術を身につけながら、一方で農地を探さないといけないということになると、やはり相当な負担がかかるということもあります。また、農地を持っている地域側からすると、リタイアする人のタイミングと就農す

る人のタイミングが合えば、スムーズにハウスや園地が承継されていくんですけども、そのタイミングがずれてしまうと、ハウスがさびてしまったりして、承継がうまくいかないことがあります。今回の事業におきまして、しっかりと研修中に、地域の方々が園地を守るような体制を構築することで、新規就農者が、研修が終わったら、すぐ地域に入れるというような体制を整えていきたいと思っております。

○脇谷委員 新規就農者の方に聞くと、自分の住んでいるところの近くに農地が欲しいという声を聞きます。でも農業委員会の方々に聞くと、その近くの農地の方々は、地元の人にしか貸さないとかで、マッチングがうまくいかないのではないかと思っているところですよ。

「話し合い活動」と書いてありますけれども、これは農業委員や主体者の人、新規就農者の話し合いでマッチングさせるのか、それとも農業委員会の人たちが率先してマッチングさせるのか、どちらでしょうか。

○梶原担い手農地対策課長 話し合いにつきましては、まずは、地域で進められている地域計画での話し合いを母体として進めていくのだろうと考えております。

地域計画で、担い手がいなくなると、地域の中で育てるか、あるいは外から引っ張ってくるかとか、そういういろいろな手段があるかと思っておりますけれども、そこで、地域の方々が、どういう地域の未来を描いているかというところで、参画する主体は変わってくるのかなと思っております。

その上で、マッチングがうまくいかないというようなお話に対しましては、県が農業振興公社のほうに、承継コーディネーターというような方々を置いております。経営資源を引継ぎた

いというような農家がいらっしゃいましたら、承継コーディネーターがしっかりと話を聞いて、どういう価格で引継ぎたい、どういう方に引継ぎたいというようなところに、相談に乗るような体制も整えておりますので、そういうところを総合的に聞きながら、支援をしていくということであろうと考えております。

○脇谷委員 農業振興公社の承継コーディネーターとおっしゃいましたけれども、その人たちが、地域に入っているいろいろと農家と話をして、どこが高齢者で、もう間もなく辞めるんだとかというのを把握するのか、それとも、農業委員会の人たちが把握して、その承継コーディネーターと一緒に情報を共有して、これからのマッチングをしていくのでしょうか。

○梶原担い手農地対策課長 具体的な進め方としては、委員がおっしゃった、後者のタイプだと思います。

やはり、地元の農業事情に精通しているのは、地域の農業委員の方であるとか、農地利用最適化推進委員の方であると思っておりますので、まずはその方々が窓口となって、お話を聞いていただく。その上で、具体的な案件が明らかになりましたら、県や公社に御相談いただいて、マッチングを進めていくというような進め方になるかと思っております。

○脇谷委員 地域計画とおっしゃいましたけれども、その地域計画というのは、地域の農業委員や農業公社といった方々が地域の人から上げていくのか、どのような形になっているのでしょうか。

○梶原担い手農地対策課長 地域計画につきましては、作成主体は、一義的には、市町村ということになっておきまして、市町村が声かけをして、その上で、農業委員会、地権者の方々、

それから新規で入ろうとしている方々、土地改良区であるとか、いろいろな方々がおろうかと思えます。

その場に、もちろん市町村地域の方々だけではなくて、県もしっかりと普及センターであるとか、農林振興局、それから農業振興公社の農地バンクのコーディネーター、こういった方々が参画した上で、地域の将来像をみんなで話し合っているという状況でございます。

○脇谷委員 話し合っているということは、現在進行形でしょうか。

○梶原担い手農地対策課長 現在進められておまして、この地域計画というのが、国の法律に基づく計画でありまして、その策定期限が、今年の3月末なので、もうあと2週間という状況になっております。まさに地域では、大詰めの議論が行われているというところであります。

この地域計画というのは、県内800近い地区で出来上がると想定されておまして、今後はその策定された地域計画に基づいて、それぞれの集落の目指す将来像に向かって、いかにそれを実現していくかというフェーズに入ります。今回の新規就農者の事業であるとか、企業参入の事業であるとかを活用していただいて、地域が進みたい方向に、県としても後押ししていくというところで考えております。

○脇谷委員 なるほど、分かりました。これは本当にいい事業だなと思っているんですけども、今年3月までで、800地区で行われているということですので、ぜひともいろいろな方々が入って話合いをして、外から来る方も、地元の方もマッチングを進めていただきたいなと思っています。

○中野委員 後継者不足で、事業をなかなか継

承できないということですが、これはもう商工業を含めてあります。農業だってあると思うんです。ずっと農業をしてきたけれども、後を継ぐ者がいないと、今のところは、その農地を隣に売り払ったり、兄弟が買ったりするんですが、農家そのものを、そのまま誰かに継承するという事例とか、それをまたサポートするような事業というのはいないんですか。

○梶原担い手農地対策課長 まさに、委員がおっしゃるとおり、これからどんどん高齢者の方々がリタイアされる中で、持っている資源だったり、経営手法を、後進の方に引き継いでいただくということは、非常に重要であると思っております。

ここの部分につきましては、県としても、今後力を入れていく必要があると思っております。例えば、農業振興公社のほうで空いてくる農地であるとか、ハウスの情報を集めて、それをデータベース化するというようなところを、まずは取り組んでおりますし、先日御審議いただいた2月の補正予算におきまして、経営の円滑な承継というところに対応する予算を措置してございます。

これにつきましては、これまで対象となっておりませんでした、ハウスの移設や撤去、それから修繕といったところについても、補助の対象というようなことになりましたし、あと、親元就農への支援というものも、拡充されておりますので、こういった事業を使いながら、経営資源の円滑な継承に取り組んでいるというところであります。

○中野委員 親元就農というのは、どういう形態になるわけですか。

○梶原担い手農地対策課長 親元就農といいますが、それは、父親であるとか、おじいさんが農業を

やっている際に、家族内の息子であるとか孫が、その経営を引き継いでいくというような形態であると考えております。

○中野委員　　そういうのは多々あると思います。そういう中で、農家がそのまま離農したい、土地がないから、このまま誰かに譲りたい、いわゆる経営移譲で、それをそっくり移譲したときに、譲る側の農家が、負債を1つも抱えていなければいいんだけども、かなりの負債を抱えていた場合、その負債も抱えて経営を引き継ぐということになりますか。

○梶原担い手農地対策課長　負債を抱えている際に、それを引き継ぐかどうかというのは、財産の状況、経営の状況も踏まえて、当事者間で基本的には合意されるべきことだろうと考えておりますけれども、承継コーディネーターという方々が公社におりますので、そういう経営状況や財産状況も踏まえて、どういった経営移譲の手法があるかというところで、相談に乗っていく体制を整えていくことで考えております。

○中野委員　　今後、そういうのが発生するかどうか分かりませんが、過去は離農したい、離農せざるを得ないといった方は、大体が負債を抱えた方たちであって、それをどう引き継ぐのかというのが大きな課題だったと思うんです。

負債を抱えているということは、農地をそのままもらっても、大方は担保に入っているわけですから、それをどうするかということもあり、そういう場合の経営移譲というのは、なかなか難しい気がしないでもないです。

ところが、そういう農家の規模が大きくなればなるほど、農地も抱えておりますから、そんなのが全部耕作放棄地みたいになると大変なことになってしまうと。以前はそういうことで、ちらほらそういう案件があって、ちょうどウル

グアイ・ラウンドが可決して、WTOに移行するときに、いわゆるUR対策というのがあって、負債整理の補償というか、サポートをしてくれた案件も何かあったような気もするんです。

ですから、これ以上後継者もいない、いても引き継ぐ者もいない、そういうものが今からどんどん出てくると思うんです。そういうときに、今言ったような、負債を抱えている、債務超過の状態になっている物件というか、農地があり、誰もいなくなれば、耕作放棄地の状態になって、もう物すごく荒地になってしまうということになると思うんです。

今のところはないかもしれませんが、これから県もそういうことも想定していろいろな事業というか、県の政策をしてもらっておかないと、一段と農地や農村が荒れることにならないかという気がしてなりません。

農林水産省は、土地を集約する、集積すると、もう大分前から言っており、そのために中間管理機構が設立されましたが、中間管理機構と農業開発公社とあって、どうにもならない状態もありました。

果たして、中間管理機構がそういうものを含めて機能してくれるのかどうか、非常に危惧する面があるんです。その辺のことを想定した、県の農政を、また、国に対してもそういうことも想定した政策を、県から要望していかないと、土地を集約する、集積すると言いますけれども、果たしてうまくいくのかなど。現実には、個々にすれば大変複雑なことを含んでいるわけですから、その辺のことを考慮して、この新しい事業の中にそれを組み入れたものがあるのかなと思いつつながら、ずっと見ていたんですけども、それに相当するような事業もないし、新規就農云々とここにいろいろ書いてあるものを見ても、

どうも該当しそうでないという気がしております。

今言ったことは、今のところは表にあまり出ていないかもしれませんが、これから物すごく発生する可能性があります。土地をどんどん集約する、集積するとなれば、土地を与える側の農家もたくさんいるわけです。そういう人たちがみんな借財一つもないということはないかと思えます。そういうことも含めて引き受けるようなシステムというか、政策をしていかないと、農地を農地としてずっと耕作していけるような状態が、なかなか難しくなるのではないかなという気がしてなりません。

ぜひ、そういうことも考慮したものを、今後想定していただいて、それこそ研究を重ねてもらいたいと思います。

今言ったのは非常に重要なことなんです。表には出ていませんけれども、おいおい出てきますから、取り組む姿勢を部長にお聞きしたいと思えます。

**○殿所農政水産部長** これまで農政水産部では、事業の承継といったときに、農地とかハウスといったものに着目しておりましたが、現実にはそうではない部分で、経営そのものを引き継がないと、物事が動いていかないというような厳しい現実があるというのを、今、聞かせていただきました。

先ほど担い手農地対策課長が説明しました、承継コーディネーターを中心にこれからいろいろ物事を動かしていく中では、そういったお話も念頭に置きつつ、この事業承継という分野は、商工業のほうでもかなり取組を進めておりますので、そういったところとも連携をして、ノウハウをいただきながら、これから農業、農村が直面するであろう、そういった厳しい状況にも、

しっかり対応できるような取組を研究・検討していきたいと思えます。

**○中野委員** 今年は農業政策の調査がありますよね。今、調査中なのか、まだ結果が出ていないのか、いつ出るのか分かりませんが、農家戸数をとっても、この僅か5年の間にうんと減っていきますよ。また5年後、10年後と、5年置きに調査もあります。

農家戸数が極端に減ってくる可能性が想定されますが、そういうことを想定したときに、私が回りくどく言いましたけれども、こういう案件がうんと出てくると思うんです。そういう時期に来つつありますので、ひとつよろしくお願いしておきます。

**○工藤委員** この間、土地を譲りたいと言われたら、抵当権で米2俵とかがついているということがありました。大分昔の方なので、それは弁護士に頼んで、探していただいたんですけども、登記が昔のまま残っている農地はかなり多いと思えます。また、抵当権がついていて、金額で1円とか2円とかだったらすぐできたんですが、米2俵とか米3俵とかで、農地を借りて借金をしているという農地も今後多分出てくると思えます。林業も登記の問題というのはすごく大変だと思いますけれども、農地も登記、抵当権が残っている土地とか増えてくると思えますが、農家の方はなかなか分からず、登記を昔のままにしている方も大変いらっしゃると思いますので、県のほうからも、法律相談とかができる体制をとっていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

**○梶原担い手農地対策課長** 農地につきましては、特に宅地と比べて資産価値も比較的低いものですから、その登記が更新されずに、放置されているというような状況が多いと認識してお

ります。

これからリタイアされる方々が増えてきて、農地の権利移動を行う際に、そういう支障事例も生じてくると思いますので、そこはしっかりと、市町村農業委員会や農業振興公社と連携を取りながら対策、対応を進めていきたいと思ひます。

**○日高委員** 10年先とかを見ると、農業というのは人口がいなくなりますので、企業の農業参入は絶対必要です。これをしっかりやって農地の集約化を当然していかないといけない。企業による参入があれば、製造から販売まで、しっかり出口までやっていくぐらいのところ非常に大きいところであって、そこで雇用が生まれてくる。

農業をつくるだけでなく、付加価値をつけていかないといけないと思ひます。ものをつくることで終わっているんで、ここにインセンティブをつけてもらいたい。企業になったらその辺まで手が届くのではないかなと思ひますけれども、その点どうなのでしょう。

**○梶原担い手農地対策課長** おっしゃるとおり、企業は自社で持っている販路や加工の技術、それから栽培技術以外の経営のノウハウ、そういったところが通常の農家とは違う部分であり、強みを持っていると思ひております。

県内の参入事例を見ましても、例えば延岡市でキャベツの栽培に新規参入した企業につきましては、自社の販路を使って、栽培から輸送、それから市場まで出すということに一体的に取り組んでおります。また、日向市で建設業から新規参入したところは、自社の建設業のノウハウを使って、園地造成をするとか、そういう様々な観点で、農業参入に当たっていろいろなメリットを出しているというところもあります。

これから担い手がどんどん少なくなる中で、雇用の創出や地域の農地の維持といった観点で企業の農業参入を積極的に進めていきたいと思ひております。

**○日高委員** ぜひそうしてもらいたいと思ひます。先ほど、農村振興局長のほうから田んぼ2枚を1枚にするとか、そういう話がありましたけれども、どちらにせよ、農地中間管理事業をやっている営農組織は、10年したら多分ないと思ひます。残るところもあると思ひますが、地域によっては、農業法人の維持は結構厳しいでしょう。

その次の段階で、どういうことをしていくかということをしっかり考えておかないと、組織があるから、そこに続くと思ひたら大間違いです。

農業を残さないといけないということで、こういう集約化をしていく事業は、20年くらい前から始まりました。その頃の人たちが8代になって、もうついてきていないです。

また10年したら、その人たちは動けるかどうか分かりません。次の人たちがいるけれども、私の地区が2つ、3つぐらいあり、今は20人近くいますが、それが現実で、だからもう少し先のことを考えて、大規模集約をどんどん進めて、民間企業をどんどん活用していくということ、今の段階から早め早めの対応をした方がいいと思ひます。

土地はありますが、誰も米を作る人がいないからそのまま預けるわけでしょう。そして、預けた側がもう管理できないということで、預けた側がいなくなり、土地どうするんだということになる。ロボットとか機械をどう生かしていくかということも当然出てくるでしょう。

そこら辺を考えて進めていってもらいたいん

ですけれども、部長、農業の将来や先行きはどうかですか。

**○殿所農政水産部長** 冒頭、内田委員長のほうからも国の動きについて、江藤大臣の所信表明の話もありました。また、食料・農業・農村基本法が25年ぶりに改正されて、それに基づいて今年度末までに国のほうも計画つくるということになっています。

その中でいろいろな課題も出てくるんでしょうけれども、先ほどから委員の皆様からお話いただいているように、国が考える課題と、我々が皆様からお聞きする課題というところには、少しずれがあったりもすると思います。

県の農業長計、水産長計についても、来年度中間年を迎えますので、後期計画の策定に入らなければいけないと思います。10年を見越してつくっていますけれども、いろいろな状況の変化が出ています。この5年間を一旦整理して、新たに出てきた課題、特に今日、いろいろな地域に密着した課題を教えていただきましたけれども、こういったものをしっかり踏まえて、次の5年間にどんなことをするのかという、まず長期的な視点で、長期計画の後期計画をしっかりとつくった上で、毎年度の予算の中に、それを計画的に入れ込んでいくということを、しっかりやろうと思います。今、そういう長期計画の改定に向けた作業をしておりますので、年度内に、まずはそれをしっかりやった上で、4月以降加速できるように取り組んでまいります。

**○日高委員** 10年したら、確実に農家はいなくなります。建設業もいなくなるんです。本当に厳しいです。だからやらないといけないことを、模索して、構想力を働かせていただきたいなと思います。よろしくお願ひします。

**○永山副委員長** 農業法人の関係で聞きたいん

ですけれども、冒頭、部長からありました農業大学校の卒業生について、61人のうち親元に即就農が4人、雇用就農が24人ということで、大体が法人に一旦雇用されて、そこで農業に従事して、その後、独立するかどうかみたいな形の流れができていているという話もお伺ひしました。

今、日高委員のほうからもありましたとおり、今後、そういった団体自体も、10年後、20年後、先がどうなるか分からないという状況だと思います。法人がある程度増えてきている中で、今回、他産業からの大きなところが入ってくるという状況だと思うんですけれども、法人のM&Aの状況だとか事例、あるいは今後、M&Aの支援とかというところの考えについて、何かあれば教えてください。

**○梶原担い手農地対策課長** 県全体として農家が減っていく一方で、法人数については、年々増加傾向にございまして、今直近の数字ですと、令和6年で県内に法人が921法人あるというところがございます。

M&Aの具体的な事例については把握していませんけれども、法人が規模を拡大する際に、M&Aという手法は今後進めていくべき1つの方向性であると思います。先ほど申し上げました、承継コーディネーターのほうでも、一般的な承継もそうですけれども、M&Aという手法も研究して、検討していかなければならないと考えておりますので、そこは商工観光労働部のほうとも連携してノウハウを共有しつつ、専門家の方々にもお話を聞きつつ、農政分野でも、M&Aの手法をしっかりと進めていきたいと考えております。

**○永山副委員長** 分かりました。よろしくお願ひします。

**○佐藤委員** 資料52～53ページの「新規就農者

確保総合対策事業」についてお聞きします。新規就農者というのは年齢に決まりがあるのでしょうか。

○梶原担い手農地対策課長 新規就農者で、国の事業の対象となるのは、50歳未満という要件がございます。

○佐藤委員 それではあまりいないというか、該当する人がなかなか減っています。定年になって、親元に帰って、親の後を継いで農業をやるかという人たちまで含まないと、あまり意味がないと思います。

いつからその年齢要件になっているのでしょうか。この事業が始まったときからずっと50歳でしょうか。昔の定年は55歳でしたが、どうですか。

○梶原担い手農地対策課長 国の事業がいつからこの要件を定めているのかというところは、今時点で把握はしておりません。けれども、税金を投入する以上は、その施策の効果を高めるというところで、できるだけ長く農業を続けていただくことが望ましいというところで、現在の50歳未満というような要件が定められていると承知しております。

一方で、委員がおっしゃるとおり、なかなか新規就農者の確保が難しくなる中で、定年帰農者も含めて50歳以上の方々に、農業に新しく入っていただくというようなことも、必要なことだと思っております。

また、県の農業振興公社のほうで、担い手確保育成基金というようなものを持っておりまして、その中の事業として65歳未満で、国の事業の対象にならない方、そういった方々が継承する際に、一定の金銭の補助をするというような事業もございますので、県としては、そういった形で支援をしているというところであります。

○佐藤委員 国に言って、そこを変えさせるべきでしょう。50歳未満では、新規就農者はあまり拾えないです。国に対して、そのあたりの声は上げているのでしょうか。伝わっているのでしょうか。

○梶原担い手農地対策課長 先ほどの御質問の件、まずお答えさせていただきますと、平成24年に新規就農者の事業が開始された際は、要件は45歳未満でございました。

これが県や様々な農業者の声がございます、今の50歳未満に引き上げられたというところで承知しております。

さらに、この年齢要件を見直すべきではないかという御意見に対しましては、先日の江藤大臣の記者会見におきましても、記者から質問がありまして、大臣としては気持ちとしてはやりたいと、引き上げたいというような答えをされております。

ただ一方で、そう申しつつも、予算や財源に限りがある中で、今の事業の中で、どれだけ手が挙がってくるのかというようなところも含めて、そういった状況をまずは見たいというような話をされております。

県としましては、支援の枠が広がるということは、本県の農業者の確保にもつながっていくものだと考えておりますので、そこはしっかりと国の動きを注視しつつ、県としても、必要な要望はしていきたいと思っております。

○佐藤委員 国の動きを見るんじゃなくて、国を動かすというような意気込みで伝えていかないと、農業県でありますので、予算に限りがあるということをやっているから、こういうことになるわけです。まずは優先順位を逆にすべきだと思います。予算は投入してでも新規就農者を増やす。

定年する方々は、何をしようかという人たちもいるわけですから、その辺まで含めていくんだというところを国に——国を動かすようにしないと、国の動きに合わせていたら、そういうことになります。45歳が50歳に上がっていいですけれども、もうこの50歳も古いですよ。状況を見ていないんじゃないかというところを、国に上げていただくといいかと思います。

**○日高委員** それは県単事業でやればいいですよ。人間は50歳ぐらいになってから迷うんです。都会にいて、帰ろうかどうしようか、帰って農業しようかと。帰って農業やるぞというときに、何だ、51歳、52歳で駄目なのかと。

どれだけ事業を広げるかというようなことを、江藤大臣が言われたけれども、1回宮崎県で、県単事業でやればいいんです。そのために県単事業があるんです。県単事業は重要なところに使わないと。

**○梶原担い手農地対策課長** 先ほど、私のほうから申し上げました、公社の担い手確保育成基金の事業で、65歳未満の方々に対する金銭的な措置というところで、国の150万円には劣りますけれども、年額にしまして144万円の金銭の交付を既に措置しております。国の事業の対象にならない方につきましては、県の事業でございませぬけれども、こちらの事業の活用を進めていくというところで考えております。

**○中野委員** 農業大学の入学者の年齢の上限は何歳かというのと、どこかで就農者を受入れて研修をしています、その年齢制限があったら、何歳までかを教えてください。

**○馬場県立農業大学校長** まず、農業大学の学生の年齢制限については特段設けておりませぬ。それから、後段の御質問については、農業を目指す社会人の方を受け入れる1年間の研修

である農業実践塾のことだと思うんですが、こちらについても年齢の制限はございません。

**○中野委員** これは定年で辞めてから農業大学校に入れるという意味ですね。

**○馬場県立農業大学校長** 年齢的な制限はございませんので、希望があれば、それは審査の対象になるかと思えます。

**○中野委員** 県庁職員で退職される方、どんどん応募してください。お願いします。

年齢制限はなく、県はいろいろ技術者というか就農者を教育していく場を設けているわけですよ。だからそれに合った就農者のいろいろな支援策を県独自でやっていただきたい。県独自でやれば国もちゃんと乗ってくると思うんです。宮崎県モデルを日本のモデルにすればいいわけだから、そういうことを江藤大臣も願っているかもしれません。

知事と農林水産大臣で緊急に会談してもらって、宮崎県ではこういうことですよと言ってください。大臣といえども、そういうことを知らないと思うんです。我々だって年齢制限がないんだというのを、今確認して分かったんですから。

そういうことをするのが政治だと思います。皆さん方は政治家じゃないけれども、その政治家が行政のトップになっているわけだから、そこを私がサポートしてどんどん助言して、こういうのがあるから、予算的には、国の予算を何とかつくってくれと要望してください。

ぜひ、宮崎県モデルをどんどん出してください。

**○日高委員** 以前、畜産振興課がつくった補助金の一覧表が分かりやすかったです。担い手確保の支援体制の一覧表みたいなのはできないだろうか。

我々は今の事業だけで、皆さん方のこれまでやってきた継続事業を全く無視して質問しているので、誤解しがちです。そういう一覧表を見本でつくっていただければと思います。よろしくをお願いします。

**○荒神委員** 農業法人という立場の方々は、いろいろな施策があるわけですがけれども、やはり農業を家族でやっている経営の方々には、あまりそこには目が届かない状況です。私が耳にしたのは、中山間地域の農地の借り手もいない、買ってもらえる人は誰もいない、だから、せめて先人からいただいた土地を草木が生えないように守るために耕作をしていただきたいということ、泣きながら、お願いされるのが、我々のところの現状です。

広いところで10アール、そういうところを隣接しているところが借りてくれということ、涙ながらで訴えられるときに、昔の付き合いがあるから、それを草が生えないようにする。

機械が大型ですので、農道か市道が通っているところを、農道を広げて買えたら、つくれたらいいと思うんですけれども、またがっている農道を、たやすく、またすんなりといくものだろうかということの思いでちゅうちょされて、そういうところは借りないとか、集積しないとかいうような話も聞きます。

県として、それぞれの市町村に、市道や農道について、そういう集積等の案件がある場合は、積極的にそれに力を貸していただきたいような旨の指導があるのか、それとも各自治体では、市道だから、やはり容易なことではないという思いなのか、その辺をまずお尋ねしたいと思っています。

**○城ヶ崎農村計画課長** 中山間地域の農地が狭地でなかなか利用ができなくて、高齢者で離農

されて、借り手がないという現状があるということ、これは認識しております。

例えば、地域計画の中の話合いの中で、圃場整備とか、基盤整備が必要だというような話があった場合には、事業を始めるにあたりまして、当然、県も相談、あるいは助言等を行います。圃場整備区域内に、赤道や里道があったりとか、市道があったりとかいたします。そういったものも含めて圃場整備、換地処分をしまして、一つのところに道路として集めたりとか、道路をまっすぐにしたりとかして区画を広くするなど、そういった相談があれば、しっかりと支援していきたいと考えております。

**○荒神委員** 中山間地域ですので、舗装してあるわけでもない。ただ、その整備を大々的にするわけでもない。やっと20アールになるくらいところに農道が入っているというような、そういう環境の農地です。所有者は、草木が生えないようにつくってもらいたい。借りる人は、今度は大型化になっているから、そこまではという問題があるんですけれども、行政としては、私から見れば、それだけ管理をしないわけで、農道であれ、公道であれ、その管理部門が減少するわけだから、いいとは思いますが。

そういうのはうまくスムーズにいかないのかなという声がありますので、県としては、どういう思いで、そういう案件については、各市町村のほうにはどういう御指導、感想を持っていらっしゃるのかなと思ってお尋ねしているところですので、いかがでしょうか。

**○戸高農村振興局長** 農地を分断している農道等を廃止して、農地1枚にすると。その道路につきましては、市道、または農道、または国有地という可能性がございます。それにつきましては、それぞれの所有者、または管理している

方々と協議の上で、用途が廃止できるのであれば、譲渡という方法もございます。

また、用途が廃止できない、農地の奥にまだ使う人がいらっしゃるという場合には、先ほど農村計画課長が申しましたとおり、基盤整備等を入れて、換地の手法で道路を端っこのほうに持っていくというような手法がございますので、その地域の実情に応じて、そこは管理者等と話し合っ、対応できると思っております。

**○荒神委員** 大体分かりました。借りてつくろかなという人に話をしたときに、もういい、借りるところはいっぱいあるからというように返答があるのかなと思っております。

先ほど説明でありました資料41ページの(事項)国土調査費について、今の状況はどうか、地域的にどこがどう進んで、どういうところがまだ明確化できていないのか、教えてもらえますか。

**○城ヶ崎農村計画課長** 国土調査につきましては、県内の平均が73.7%ということで、令和5年度の実績となっております。完了している市町村が11市町村ございまして、それ以外のところで、地籍調査事業をやっているところです。

**○荒神委員** 73.7%ということで、以前も聞いたんですが、目標というのがあるんでしょうか。

**○城ヶ崎農村計画課長** 第7次の10か年計画というのをつくっております、令和11年度までに78.9%にするという計画を立てております。

**○荒神委員** 令和11年度までに78.9%になるという目標ですね。山林のほうでも言いましたけれども、進みにくくなる時代に入ってくると思いますので、先ほど中野委員も言われるように、抵当物件とか、いろいろ地目が明確でなければ、なおさら中山間地域のほうは手つかずになると思っております。

もう一点は、地域計画数について先ほどいろいろと答弁をいただきましたが、これは延長しなければ、なかなか期間内では無理かなという話も聞くんですけども、県内の状況を地域ごとに教えてもらえますか。

**○梶原担い手農地対策課長** 令和7年2月末時点で策定を目指している地区数が791地区ございます。現在の進捗につきましては98.6%の地区で、既に目標地区の策定まで完了しているというところがございます、また残りの1.4%の地区につきましても、3月末までには、地域計画の策定を完了するという見込みで聞き取りをしております。

ですので、県内の策定を目指している全地区で、3月末までに地域計画は策定される見込みであると認識しております。

**○荒神委員** 本県はそうですが、県外の方では、いろいろと難航しているのも聞いております。

これこそ達成率日本一を掲げたほうが、アピールになるのではないかなと思っております。

先ほど申しましたように、中山間地域にいろいろな事業を持ってきていらっしゃるけれども、農業者が主役です。参入も、観光関係も結構です。けれども、地に着いた農業の方々、地域に根づいていらっしゃる方に、目を向けて、耳を傾けていただければということをお願い申し上げます。

**○脇谷委員** 今、地域計画は、目標の98.6%がつくっているとおっしゃっていましたが、うちの地区のほうも出来上がっているんですが、土地改良区だとか、農業委員の方々が準備委員会をつくって、その地区の方々のところにいる行っ、説明して回っていると、なかなか納得がいけないと。自分たちもあまり納得していないとか、まだ理解していないので、自分

たちが理解した後に、地区の人たちに理解してもらうために説得して回っているんだと、これは大体どのくらいかかるんですかと聞いたら、4～5年かかると言われたんです。

4～5年かかる間に、さっき聞いた新規就農者のマッチングとかの話合いというのは、どうやって進めていくのかと思ったんですけれども、いかがでしょうか。

**○梶原担い手農地対策課長** 地域計画は今年の3月で策定期限がございますけれども、この策定が終わったら、もうそこで終わりというような性質のものではございません。国としては、これは毎年ブラッシュアップをしていくんだというようなことを説明しております。

委員おっしゃるとおり、地区によってはなかなか完璧な地図が出来上がっていないというような地区もあると私どもも認識しておりますし、最初から完璧な計画をつくり上げる必要もないと思っております。

もちろん、最初から完璧な将来像が描ければ、それは素晴らしいことではあるんですけれども、やはり地域の将来像で非常に重要なものでありますから、そこは地域の方が納得いくような計画に向けて、毎年、話を継続していただくというようなことが一番重要なことでありますし、その話合いを通じることで、計画が自分ごとであると地区の方々も思っただけのものではないかと思っております。

一方で、確かに地図が完璧なものでない、なかなか話合いがしづらいというような状況もあるとは思いますが、完璧じゃないものを完成に近づけていくために、新規就農者を呼んでこようとか、そういう話合いの仕方もあるかと思っておりますので、そこは引き続き話合いを継続して、地域の方に話合いを継続していただく

場に、県も、あるいは農業振興公社も一緒に入って、地域の未来を一緒に考えていくというようなことで、支援していきたいと思っております。

**○脇谷委員** よく分かりました。4～5年もかかるということをおっしゃっている、モチベーションを上げるというか、そのまま保つためにも県の方々の支援をよろしくお願ひしたいと思います。

**○日高委員** 漁場整備のところでは浮魚礁の説明がありましたが、その漁場整備について伺います。

**○安田漁業管理課長** 令和7年度の漁場整備ですけれども、浮魚礁——これは沖合に浮漂と円盤型の構造物を浮かせまして、カツオ、マグロというのが、そういう何もないところに浮いているもの下につくという性質があるので、それで魚を集めて効率的に捕っていただくという施設になります。

**○日高委員** 場所はどこで、何基でしょうか。

**○安田漁業管理課長** 現在、表層型浮魚礁という完全に浮いた状態のものを、6基整備しております、令和7年度で7基の体制にする。

あと、これまで本県では中層浮魚礁という海域の中間、深いところに少し沈んでいる浮魚礁も置いていたんですけれども、漁業者から使いづらいというような話がありました。過去は、表層型浮魚礁を5基と中層型浮魚礁を10基という体制にしていたんですけれども、中層型浮魚礁のほうは耐用年数が過ぎるのを待って、全て撤去して、表層型浮魚礁の7基体制という形で計画を進めております。

**○日高委員** 少し沈んだ感じのやつで、流れてどこに行ったか分からなくなる、そんな話も漁業者から聞きます。カツオ、マグロが捕れば、

それは大変重要なので、ぜひお願いしたいと思っています。

もう一つ、指摘要望事項にある流木対策についてです。これは公共3部でやられているということですが、こんなに時間もたっているのに、流木の防止対策について検討を始めたというのは、動きがあまりにも遅いと思うんですけれども、いかがでしょうか。

**○安田漁業管理課長** 現状としては、1月に初めての会議を開催しまして、ここでは、まず各関係課が実施している流木対策について報告し、情報を共有するところから始めております。

2回目を2月に開催しているんですけれども、実施状況の報告等を行うとともに、他県等の優良事例も各課で調査をし始めていると、ただ、今のところなかなか目ぼしいものが見つからないという状況にあります。

**○日高委員** どうせこれは船を出して流木を取らないといけないわけでしょう。基本そうなると思うんです。それ以外の方法はないでしょう。大きな台風で、この漁港には必ずそういった瓦礫や流木が来るという大体の把握はできているんでしょうか。

**○安田漁業管理課長** 流木の状況なんですけれども、状況によって被害の出方にはいろいろ変化がございまして、過去ひどいときですと、北浦と島野浦の養殖場に大きな流木が流れてきて、養殖業に被害があったこともございました。

ただ、それ以外の年では、また別のところに多くたまるというところもございまして、一概にして同じように予測がつくような流れ方はしていないという状況でございます。

**○日高委員** 養殖場に流れていったら、なかなかこれは難しく、時間がかかるかなと思います。資料を読んでいたら、漁港内に流木が入ってき

て船が操業できないというのが、やはり大きいのかなと思いました。例えば、県土整備部の港湾事務所に言って、台風が来たから流木を撤去していかないといけないということで、台風が来るぐらいのときから、早めに港湾業者に言って船を出す準備ぐらいしておけばすぐにできます。その災害費は、後から国と相殺すればいいわけですね。作業は単純ですから、緊急施工でやるということさえできれば、取りかかりを早くできます。

**○那須漁港漁場整備室長** 流木が港の中に入ってきて、漁業活動の支障となるような場合、緊急施工ですぐ対応するという事は、現在もやっているんですけれども、今後も続けたいと思います。

**○日高委員** 順番があり、いきなりはやれないから、さっき言ったように、常にこうやって港湾事務所にアナウンスをしっかりとやっていかないと。

**○那須漁港漁場整備室長** 言われましたように、早急に漁業活動が再開できるように、緊急施工を使いながらやりたいと思いますし、また改めて港湾事務所のほうにそういった意向といたしますか、情報を共有して同じ意識でありたいと思います。

**○佐藤委員** 私もそのことを聞こうと思っていました。検討を始めたということで、どういうことをやっているのかと思ったら、検討を重ねてまいりますということになっているからですよ、これじゃ始まらないなと思いました。

この漁港への流木の漂着については、前も言わせてもらいましたけれども、大本は山に植えられている木——主に杉の木などが流れてくるわけで、ダムのあるところはダムにたまるわけです。それより下はなかなか広がっているか

ら、落ちてくるけれども、流れ出ている木は、ダムなんかのない小さな川の近辺にある流木なわけです。

そういうところを、この関係3部12課が連携して流木被害に関する連絡会議で検討を始めたとき、その辺を詰めていったほうがいいと思うんです。

原因を押さえる、出てきたやつにお金を使うより、出てきそうなところをしっかりと押さえて、台風で流れてきた後を見れば、やはりここが流れてきたんだなど。資料92ページに、農政水産部、環境森林部、国土整備部、関係3部で盛土対策課ができるとあるけれども、これと絡んでくると思うんです。

例えば、盛土流木対策課にするなりして、原因を押さえれば流れてこない。流れても微々たるものです。大きな川にはダムがあり、ダムでとまっているわけです。小さな川から流れてきているのが悪さをするわけです。

海の養殖の人たちは、山があるおかげだと言われるけれども、いつも流木が流れてきていたら、もたないですね。原因を押さえる必要があると思いますけれども、どうでしょうか。そういう把握はされているのか、流れてきたのをどうするかという話では始まらないと思うんです。木のないところからは流れてきません。

**○安田漁業管理課長** 委員御指摘のとおりでございます。環境森林部の関係課も交えて、まず山での対策をどうされていくかということも、情報共有いただきながら、漁港まで流れてしまうと、やはり船で拾っていくしかないというところもあるんですけれども、それ以前の手が打てないのかということ、いろいろと全国の事例なども調べて、導入可能なものがないのかということ、この連絡会のほうで検討

していきたいと考えております。

**○佐藤委員** せっかく盛土対策課というのも先駆けてつくるわけでしょうから、それと併せて、こういうところも似たようなことです。現場を確認に行くわけだろうから、そういうところを確認して、流れ出そうな木については、早めに伐採する。流れ出た木も途中で止まるようにする。川下まで、相当な距離ですよ。だからあんなに葉っぱも何もないきれいな木になって落ちているわけだけれども、そういう対策を早めに先手を打ってやるべきだと思うんです。

それをすれば、そうお金はかかりません。出てきた木を処理するのは大変でしょう。ましてや海に浸かった木は、バイオマスの工場に持っていくにも、塩分があるから、相当雨にさらさないといけなく、場所がある。また、それを処理する業者がいる。まずは大本を押さえるべきだと思います。

**○中野委員** 流木対策について検討を始め、そして重ねていくということですが、現状を把握したり、検討したりそういうのが、もう既にあるんじゃないですか。今から始めるということですか。

**○安田漁業管理課長** この連絡会につきましては、今、御説明差し上げたとおり、1月に初めて関係課で集まって開始したものでございます。ようやく、全国の事例調査というところにも、各課で入ろうというところがございますので、これから具体的に検討していきたいと考えております。

**○中野委員** 検討して、何かその策を実施しようという動きはないんですか。

**○安田漁業管理課長** それぞれの関係課で、既に取り組んでいる状況もあると思います。そういったところの情報共有も含めて、この連絡会

の中でやっていきたいと考えております。

○中野委員 県庁内の情報交換というか、連携が薄いんじゃないかなと思うんです。先ほど、佐藤委員も上流での対策の話をしました。川内川の上流に大雨が降るたびに流木が来るものだから、そうすると橋とか、あちこちに流木がたまってそれがあふれ出して洪水しているというのが、ここ数年ずっと続いてきたんです。

それで、川内川上流に砂防や流木も含めたダムを2か所造ることになっているんです。

現地説明会や関係者の説明会も去年のうちにやって、令和7年度から事業に着手すると思います。その中で、流木の対策をする。流木がそこに集まって回収するという形で進めているんです。

そういう実例が既にあって、そういうダムを造ろうとしているさなかに、今からその流木防止対策で云々というのは、少し横の連携が薄いかなと思うんですが、そういう情報交換はされていないんですか。

○安田漁業管理課長 御指摘のとおりでございます。やはりこれまで、関係課での情報共有というところにつきまして、不足している部分があったと思っております。

今回、こういう形で関係課が集まる連絡会を立ち上げましたので、これを有効利用していきたいと考えているところです。

○中野委員 県土整備部としては、下流の橋や堤防などに悪さをすること発端で、ダムを造ることになったと思います。水路が多いですから、かなりの量を全て上流でまとめて、そこで引っかかって、下流には流さない。川内川は残念ながら、日向灘には流れていないですから、日向灘対策にはならないかもしれないけれども、東シナ海に流れていますから、

鹿児島県の漁業者等は助かるんだろうと思うんです。

県土整備部が川内川の調査研究をした結果、そういうダムを上流と下流の2か所に造っていくと、それは関係者を集めて検討した結果、そういうダムを造ることになったのではないかなと思ったら、まさかまだ今から検討を始め、それを今から重ねますということで、どうかなと思って聞いていましたが、現実には進んでいますよ。

○安田漁業管理課長 なかなか情報共有できていないところもございますので、今後、情報の収集に努めてまいりたいと思います。

○日高委員 漁港への流木の整備関係で、スリット式は考えたことないですか。谷にスリット式を置いて、流れてくる木材を止めるという。

流木が流れてくるような山間部の谷とかに、スリット式ダムを置くとか、公共3部の連絡会でそういう話は出てないですか。

○那須漁港漁場整備室長 スリット式ダムは、流木止めの効果が高いと思います。一つの手法だと思いますので、そういったものは情報出しながら、対策の一つとして考えていきたいと思えます。

○日高委員 スリット式ダムって県内に何個くらいありますか。

○那須漁港漁場整備室長 こちらで把握しているのは、過去5か年で1基であります。

○日高委員 耳川を全部スリットで止めるとダムが壊れますから、全部はできませんが、この谷から流木が流れてくるというのは、環境森林部で分かるのではないのでしょうか。何か所か止めておけば、大分違うのではないかなと思うんです。

○那須漁港漁場整備室長 流木止めというところでスリットダムはある程度効果があると思

ますので、公共3部の連絡会で話したいと思  
います。

○内田委員長 ほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、以上で第2班の予算  
議案の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時52分休憩

---

午後2時56分再開

○内田委員長 それでは委員会を再開いたしま  
す。

次に特別議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終  
了した後をお願いいたします。

○戸高農業普及技術課長 資料74ページを御覧  
ください。

議案第21号「使用料及び手数料徴収条例の一  
部を改正する条例について」でございますが、  
条例改正は各課を含めました4課が該当しま  
すが、私から一括して説明させていただきます。

1の改正の理由は、物価高による維持管理経  
費等の増加を踏まえ、受益者負担の適正化を  
図るため、使用料及び手数料の改正を行うも  
のがあります。

2の改正の内容は、条例第2条関係の別表第  
1及び第3条関係の別表第2に定めている使用  
料及び手数料の一部を増額改正するものです。

詳細は、75～81ページの別紙のとおりです。

3の施行期日は、令和7年4月1日としてお  
ります。

○安田漁業管理課長 資料82ページを御覧く  
ださい。

議案第22号「宮崎県漁港管理条例の一部を改  
正する条例について」であります。

1の改正の理由についてですが、延岡市北浦  
漁港に建設中であります県営荷さばき施設が本  
年3月末に完成し、4月からの供用開始を予定  
しておりますことから、荷さばき施設の使用料  
を新設しますとともに、物価高による維持管理  
経費等の増加を踏まえ、受益者負担の適正化を  
図るため、規定の使用料等の改正を行うもので  
す。

2の主な改正内容につきましては、1点目と  
して、条例第10条第1項の使用許可申請の対象  
となる施設に、北浦荷さばき施設を加えるもの  
です。

次のページを御覧ください。

別表第1使用料の一番下になりますが、北浦  
荷さばき施設の使用料として、1平方メート  
ル・1日当たり8円38銭の使用料を規定するも  
のです。

なお、北浦荷さばき施設の使用料につきまし  
ては、今後、荷さばき施設を維持管理していく  
ために必要な経費を基に、算出しております。

2点目としましては、別表第1及び第2に定  
める使用料等を一律3.4%増額改正するものと  
す。詳細は、83～84ページのとおりです。

3の施行期日は、令和7年4月1日を予定し  
ております。

○梶原担い手農地対策課長 資料の85ページ  
を御覧ください。

議案第34号「公の施設に関する条例の一部を  
改正する条例について」でございます。

まず、1の改正の理由でございますが、物価  
高による維持管理経費等の増加を踏まえまして、  
受益者負担の適正を図るため、指定管理者が管  
理する公の施設の利用の上限額を改正するもの  
でございます。

2の改正の内容でございますが、条例第10条

の5関係の別表第4に定めております、指定管理者が管理する公の施設の利用料金の上限の一部を増額改正するものでございます。

詳細は86ページの別紙のとおりでございます。

施行期日は、令和7年4月1日としております。

続きまして、常任会資料の87ページをお願いいたします。

議案第40号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

1の改正の理由でございますが、農地法及び農業振興地域の整備に関する法律の改正によりまして、新たに設けられる事務の市町村への権限移譲等、所要の改正を行うものでございます。

2の改正の主な内容でございますが、(1)の別表19の4、農地法関係につきましては、農地法改正により新たに設けられました法第51条第3項の規定によりまして、違反転用に対する原状回復等の措置の命令に従わない場合の公表に係る事務につきまして、西米良村、高千穂町、日之影町及び五ヶ瀬町に権限移譲する事務に追加するものでございます。

また、当該事務の新設に伴いまして、項ずれが生じるため改正を行うものでございます。

また(2)の別表19の5、農業振興地域の整備に関する法律関係につきましては、法改正に伴い、引用する条項に条ずれが生じるために改正を行うものでございます。

施行期日は、令和7年4月1日としております。

**○城ヶ崎農村計画課長** 資料88ページを御覧ください。

議案第52号「農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について」であります。

上段右側に標記しております農村計画課、農村整備課、漁業管理課の各課において、表の左の欄にあります事業実施に当たりまして、表の真ん中の欄のとおり、市町村負担を予定しており、地方財政法第27条第2項の規定により、あらかじめ市町村の意見を聞き、同意を得た上で議会の議決に付すものであります。

**○内田委員長** 執行部の説明が終了しました。

特別議案について質疑はありませんか。

**○永山副委員長** 議案第21号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について」、昨日も環境森林部のほうでも話を聞きました。今回の物価高騰を背景に、全庁的に財政課が旗を振って見直しを進めてきたのかなと感じるところではあるんですけども、上げ幅というのも結構ばらばらです。恐らくしっかり精査されると思うんですけども、特に漁業関係の手数料とかがすごい上がっているところがあります。前回の改定から間が空きすぎているので、他県と比較したときに少しうちは低すぎたので、今回を期にといったところもあったりするのかなと感じるところなんですが、この手数料関係は施行が4月となっており、議会で可決してから施行までがすごく期間が短いなと思いました。許可申請とかになるので、払わないと許可をもらえないから、払わざるを得ないんですけども、業者も高いと感じられると思うんですが、こういった見直しというのは、もう少し丁寧に対応してもらえるとありがたいと感じたところです。要望で大丈夫です。

**○荒神委員** 内容のことでないのですが、資料75～81ページの使用料及び手数料の明記の仕方について、先日の環境森林部のほうと比較して、農政水産部のほうは、改正前、改正後、増減と金額が書いてあり、丁寧だなと思いました。

こういうのは統一しているのではなく、それぞれの部のやり方で作成するのでしょうか。農政水産部のほうは、丁寧に優しく書いてあるなというのを一言言いたくて、できれば統一したほうがいいんじゃないかなと思ったところです。

○原田農政企画課長 農政水産部の資料の作成方法について、お褒めいただきありがとうございます。

資料の作成については、できるだけ分かりやすい資料をつくるようにという全庁的なルールがありますけれども、各部局のカラーがそれぞれあって、一目見て分かるような形でということで作成しております。

委員のほうからそういった意見があったということについては、環境森林部のほうにもしっかりとお伝えしてしたいと思います。

○内田委員長 ほか、ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○原田農政企画課長 常任委員会資料の91ページを御覧ください。

令和7年度農政水産部組織改正案について御説明いたします。

農政水産部では、農林水産関係団体の検査業務等を一体的かつ効率的に進めるため、団体指導検査課を設置するとともに、農政企画課及び農業普及技術課の業務及び担当を再編いたします。

まず、団体指導検査課の設置についてでございます。

農林水産省所管協同組合等に対して、同省の統一基準に基づき一体的かつ効果的に検査業務

等を進めるため、それぞれ担当課で行っていた各協同組合等の検査等の関係業務を集約し、団体指導検査課を設置します。

次に、中山間地域の農業振興対策の効率的かつ効果的な運用の観点から、中山間農業振興室の中山間活性化担当を農政企画課に、農村保全・鳥獣対策担当を農業普及技術課に移管し、同室は廃止するものでございます。

なお、92ページに掲載しております盛土対策課につきましては、昨日、環境森林部が説明したものと一緒でございますので、説明は省略いたします。

○内田委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について質疑はありませんか。

○中野委員 まず、資料91ページについて、事前に説明があり、お願いもした件もあったんですが、無視されておりますので、再度質問します。この中山間農業振興室の中山間活性化担当というのは、現在何名いらっしゃるんですか。

○原田農政企画課長 中山間活性化担当は、現在、担当リーダーを入れて3名です。

○中野委員 それと、農政水産部の現在の課の数と職員の定数を教えてください。それから、4月1日から移行した後の農政水産部の課と職員の定数を教えてください。

○原田農政企画課長 しばらくお時間をいただいて、整理してからお答えさせていただきます。

○中野委員 そのぐらいいは調べておかないと、速答をお願いします。課の数が分からないんですか。現況の課の数は9ページを見れば分かります。これ以外にも課があるんですか。

○原田農政企画課長 改正前の課の数については11でございます。改正後については、団体指導検査課が室から課になりますので、1つ増えて12になります。

○中野委員 新たな農政水産部の定数が分かればなおよかったんですけども、大体いつから現況の11課になったか知りませんが、私が記憶ではずっと10課でした。いつの間にかそれが11課になって、今度は12課になるわけでしょう。

今度、団体指導検査課という課ができますが、指導担当、検査担当、金融担当あり、今までの農政企画課の一部と農業普及技術課の一部がここに来て、1つの課をつくと。

そして、農政企画課には、中山間農業振興室の3名だけ移っていくということで、新しい農政企画課の人数は何人か減るんだと思います。

組織というのは、いかにしてスリム化するかというのが最大の課題だと思うんです。屋上屋を架すような組織から、簡単明瞭な組織にスリム化にする。ましてや宮崎県の人口は減っている。先ほどから言うように農家数はぐんと減っていく。農業団体数もずっと減っていく。我々が若い頃は、JAは県下に54か所ありました。54か所でいろいろと年度計画を立てて、検査していた。それが去年の合併する寸前では13までになったんです。そして、それが1つになりました。ほかの農業団体も大方合併が進んでいますから、うんと少なくなったんです。そういう中で、あえて新しい課が必要なのか。

また、課名が団体指導検査課とのことですが、予算額からすれば団体金融課と、金融という名前をつけたほうが良いような気がする。

それを外したのは、訳があったんだと思うんです。今は農政企画課が検査をしていますが、昭和の、我々が議員になってから、農政企画課が団体の検査をする担当課になったんです。その前は長く農業経済課でした。

そして、さらに前の、我々が若い頃は、団体金融課でした。その団体金融課は昔あったから、

指導検査というのを付け加えて、あたかも時代に即したような課名にしたと思うんです。

さっき言ったように、検査対象も何十分の1に減ってきました。本部があつたり、いろいろ支所はあるんでしょうけれども、その支所を入れた総数というの、かなり減っています。

だから、そんなに課を設ける必要があるのかなど、今までやっていた農政企画課でどうなのかなと思いました。

中山間農業振興室という室があるけれども、そのままでは管理しづらかったから、検査ばかりの課をつかって、独立させて、そして組織をスリムにするのではなくて、複雑に拡大した。課だけを増やして、屋上屋を架す。もともと局長という役職はありませんでしたが、畜産局ができて、局長というのは次長クラスですよ。次長は次長でしっかりとおられるわけです。

局をつかって屋上屋を架すような組織をつかったり、課を複雑化して肥大させる。世の中と逆行しているんですから。どんどん農家数も団体数も増えていて、どんどん時代をリードするような農業ならいいですよ。予算総額を見ても、我々が入った頃は農政水産部だけの予算で800億円以上ありましたが、それが今は400億円くらいです。そのように予算も減っていく中で、農業土木なんていうのもほとんどなくなりました。昔は県土整備部よりも、農政水産部のほうが橋を架けたり、道路を造ることがたくさんありました。

だから、現実にあったスリム化した組織にしていかないと、幾らでも県庁職員を増やさないといけないということになりませんか。

これは報告事項だから、皆さんが考えれば、いつでも変更できる話です。ただ議会に報告すればいい話ですから。

これは、朝礼暮改の対象になるような組織になると思います。早晚また組織改正をしないとイケなくなるから、スタートする前にまだ時間があるわけだから、元に戻すべきだと思います。

組織というのは、そういう思いの中でやっぱりつくっていかないと、ただ議会で報告する案件だからといって、一旦組織をつくれれば維持するのに、かなりのお金がかかるでしょう。

予算上も金融課が入ったから予算が増えたんでしょう。それは農業普及技術課にあった予算ですから、ぜひ一考を要すると思います。

**○川畑農政水産部次長（総括）** 委員御指摘のとおり、組織については、簡素合理化というか、必要最小限の体制であるべきということは、私どもも考えております。

そういう考え方の下に、先ほど説明もありましたけれども、県内においては、JAみやぎの発足に伴って、検査の権限等も担うということで、そういった責任や内容を鑑みて、今回組織改正をすると判断したところでございます。

課の数についても、やはり最小限であるべきだと考えておりますけれども、例えば、口蹄疫のときに家畜防疫対策課を設置したりとか、その時々々の行政需要や状況を見て、現在の体制になっております。

委員御指摘のとおりということは十分承知しております。人員についても、来年の4月からどういう人数になるかというのは、最終的に総務部のほうで調整しておりますけれども、必要最小限の人数で調整しているところでございます。今後とも、そのことを胸にしっかりと業務に当たってまいりますので、御理解を賜ればと思っております。

**○中野委員** 組織はピラミッド型がちょうどいい。最近、何か変なピラミッド型になりつつあ

り、頭でっかちになっているような気がしないでもないです。指揮、命令やいろいろなものが変な格好になって、かえって経営が難しくなってくると。組織は頭でっかちにならないように、正三角形——できたら二等辺三角くらいが一番いいですが、そういう組織にすべきなんです。

現状の農村の状況を見たときに、残念でありますけれども、現実には農家も農村も極端に減ってきているという現状があります。検査業務については、連合会の検査はこれまで農林水産省がしていました。もともと農業協同組合法では、農林水産省が検査するようになっているのを、移譲を受けて、県がやっているんです。農協数が多かった頃からすれば、うんと検査対象も減っているんだから、それが、課を設けてやらないといけないものではないと思います。

そして、今回、3つ前の課に近いような名称を使って、先祖返りもいいところです。世の中は未来志向で進歩していかないとイケないものを、逆戻りしているような名称からしてもおかしい。

団体何とか課というのは昔あったんです。50年前ぐらいを調べてみてください。団体金融課、もしくは農業団体金融課だったかもしれないけれども。それで今からやろうとするのは、団体の検査と金融の仕事だけを持ってきたわけですから、同じことをしている。あの当時の団体金融課にはそのほか、下部組織も入っていました。我々も若い頃の記憶で物を言っているけれども、間違いはないと思います。

だから先祖返りのような組織は駄目だということですよ。

昨日、言いましたけれども、「過ちては改むるに憚ること勿れ」という孔子の時代からの立

派な言葉があります。

組織論からいっても、現状からいっても、これは過ちです。だから元に戻してほしい。部長、御回答をお願いします。

**○殿所農政水産部長** 先ほど総括次長が申し上げましたことに加えて、今回改正するに当たって、資料91ページのポツの1つ目に、農林水産省所管の協同組合等に対する指導をしっかりとやっていくという言葉がありますけれども、農協、漁協、森林組合、土地改良区、様々指導しなければならない対象がありました。それをそれぞれの課が少人数でもっていました。

なかなか知識を蓄え、経験を蓄え、しっかりした指導が十分できるかというところに課題もありましたので、今回こういう体制をとろうということで、確かに組織の数として増えているということは否めませんが、そういった指導検査をしっかりと体制をとってやっていくということで、効率化を図っていくという観点での組織改正でございます。

その効果が出るようにしっかり運用してまいりたいと思いますので、御理解いただければと思います。

**○中野委員** 部長、そんな答弁をしたら、この20年間を、あなたは否定する発言になりますよ。いいんですか、それでも。

**○殿所農政水産部長** 否定という言葉になるかもしれませんが、私どもは、これまでずっとやってきた中で、それぞれの体制の中で工夫はしてきましたけれども、もう一段工夫をしたほうがいいのではないかとということで、この体制を考えたところでございます。

**○中野委員** そう言うのであれば、1年でも早くすればよかったです。それを今になって、25年以上たって、元に戻るといえるのはいかな

ものかなど。

何回も言うように、農家数も、団体数も、現状は変わっています。だから組織論からしてもおかしいですよ。

あなたたちは、我々議員の発言をなかなか酌んでくれず、一言一句変更しようとしなさい。それが今の農政水産部であるということを断言して、要望にしておきます。

**○内田委員長** そのほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○内田委員長** それでは、各課の説明及び質疑が全て終了いたしました。

これから総括質疑を行います。農政水産部全般について質疑はありませんか。

**○日高委員** へべす、クエン酸について、機能性表示食品に向けて、何か取り組んでいるんですか。

**○戸高農業普及技術課長** へべすにつきましては、今、宮崎大学と県で連携しており、特定の機能性成分について、商品化できないか、そういった表示に向けた検討について共同で取り組んでいるところです。

**○日高委員** いつ頃結果がるのか、大体でいいので教えてください。

**○戸高農業普及技術課長** 1年ないし2年程度です。

クエン酸という成分について、検討を続けているところですが、いろいろな研究データを宮崎大学のほうで収集していただいているところであります。

特にJ A日向が、その機能性表示の届出に意向を示しておりますので、そういったところと、様々な協議を進めているところです。

**○日高委員** 2年ということは来年ですね。

早く宮崎県の農産品の質を上げるというか、

全国に、世界に売っていくというのは、重要な視点だと思います。

宮崎県の農産品を商品にするときに、畜産や漁業、果物は、対米HACCPがあります。

産業政策の話になるかもしれませんが、宮崎県の農産品で、いろいろな商品を開発するのは、そのものだけでなく、例えば、マンゴーだったらクッキーとかプリンとかがあります。そういう加工ぐらいまでは、責任を持って農政水産部がやるぐらいの気持ちで、何かやってほしいです。やはり稼ぐことを考えていかないといけない。

日本一プロジェクトを達成することばかり頭にあるものだから、外貨を稼ごう、税収を稼ごうということが何か薄れてきているのかなというのが正直なところです。

日本一プロジェクトは令和8年で終わるんです。経過的なものですから、もっと広い面で先のことを考えていったら、やはり農業品というのは宮崎県の大きな宝です。それを全国や世界に、どう売っていくのかに視点を置けば、対米HACCPといった厳しい基準はあるけれども、地元企業を育てていこうという面がないと、なかなか今のままでは厳しいと思うんです。

持っているのは農政水産部ですが、総合政策部や、売りで考えると、商工観光労働部にもなる。横のつながりができていないと非常に難しいところなので、農政水産部にはしっかりと主体性を持って、この問題に取り組んでもらいたい。これはフードビジネスですけれども、部長にその考えをお伺いします。

**○殿所農政水産部長** フードビジネスについては、今、委員がおっしゃいましたように、総合政策部が仕切ってはいますけれども、実際に付加価値を高めて、生産者に少しでもお金が行く

ようにすべき意識を持っているのは、農政水産部だと思います。

今ある素材の付加価値を高めるため、いろいろな成分をどう出していくか、これは宮崎大学でも相当関心を持っていますので、しっかりそのことに取り組んでいきたいと思っています。今、加工業者と生産者がチームを組んで、新しい製品を生み出していこうというローカルフードプロジェクトについても、参加者もかなり多くて、いい成果も少しずつ出ていますので、これをしっかりやっていきたい。

加えて、土地利用型農業、土地を使った加工用の野菜といったものも、企業参入の話もありましたけれども、しっかり売場を持っている加工業者と組んだ形でやっていく。これは、土地利用をしっかりやっていくということに限らず、そういう付加価値をつけるということにもつながりますので、様々な側面があると思います。

このフードビジネスで、農業で稼ぐということにつなげていく。この点には、しっかり意識を持って、先ほど申し上げました、長期計画の後期計画であるとか、単年度の予算の中で、しっかり対応するようにしていきたいと思っています。

**○内田委員長** それでは、最後にその他で何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○内田委員長** 先ほど、担い手確保の支援体制の一覧表をというような御意見もありましたので、また御検討いただければと思います。

それでは以上をもって、農政水産部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時37分休憩

---

午後3時44分再開

○内田委員長　それでは委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行うこととなっておりますので、3月14日金曜日に行いたいと思います。開会時刻を13時からとしたいのですがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長　それでは、そのように決定いたします。

そのほかで何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長　以上で、本日の委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午後3時45分散会

令和7年3月14日(金曜日)

---

午後0時59分再開

---

出席委員(8人)

委員	長	内田理佐
副委員	長	永山敏郎
委員		中野一則
委員		日高博之
委員		佐藤雅洋
委員		荒神稔
委員		工藤隆久
委員		脇谷のりこ

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

---

事務局職員出席者

議事課主任主事	増村竜史
議事課課長補佐	松本英治

---

○内田委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に、各議案につきまして賛否も含め御意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後0時59分休憩

---

午後1時0分再開

○内田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、一括して採決いたし

ます。

議案第1号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第12号、議案第21号、議案第22号、議案第34号、議案第40号、議案第45号、議案第46号、議案第51号及び議案第52号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 御異議なしと認めます。よって、各号議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子(案)についてであります。

委員長報告の項目及び内容について、御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時1分休憩

---

午後1時1分再開

○内田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくということで、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りします。

環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査については継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

最後に、その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 皆さん本当にありがとうございました。今朝、部長、次長、課長へお電話をしましてお礼を伝えしたところで、今後も引き続きよろしく願いますとのことでした。

増村さんと、本日欠席ですけれども、青野さんにも大変お世話になりました。ありがとうございました。

副委員長にもいろいろ空気読んでいただきながら私をコントロールしていただきました。皆さん、どうもありがとうございました。引き続き頑張っていければと思っています。よろしく願います。お世話になりました。

○永山副委員長 委員長、副委員長ともども鍛えさせていただきました。1年間、非常に勉強になりましたので、また来年以降生かして頑張っていきたいと思います。よろしく願います。

○内田委員長 それでは、以上で委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後1時9分閉会

署 名

環境農林水産常任委員会委員長 内 田 理 佐

